

消費者裁判手続特例法 Q & A

消費者の財産的被害の集団的な回復のための
民事の裁判手続の特例に関する法律
(平成 25 年 12 月 11 日公布・法律第 96 号)

平成 26 年 4 月

消費者庁 消費者制度課

はじめに

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）」は、平成 25 年 12 月 4 日に参議院本会議において全会一致で可決され成立し、同年 12 月 11 日に法律第 96 号として公布されました。

この法律は同種の被害が拡散的に多発するという消費者被害の特性に鑑み、消費者被害の集団的な回復を図るための二段階型の訴訟制度を設けるものです。本制度を活用することにより、消費者の財産的被害を適切に回復し、消費者の利益の擁護を図るだけでなく、消費の活性化、健全な事業者の発展や公正な競争をもたらすことが期待できるものです。

本稿は、消費者裁判手続特例法の立法の背景・経緯のほか、制度に関する基本的な論点についてまとめたものです。消費者裁判手続特例法について国民の皆様の御理解が深められることの一助になれば幸いです。

消費者裁判手続特例法の立法の経緯（平成 25 年）

4 月 19 日	閣議決定	衆議院に提出	
6 月 4 日	衆議院	本会議	趣旨説明及び趣旨説明に対する質疑
6 月 13 日	衆議院	消費者問題に関する特別委員会	法案審議（2 時間 40 分）
6 月 20 日	衆議院	消費者問題に関する特別委員会	法案審議（3 時間）
10 月 30 日	衆議院	消費者問題に関する特別委員会	参考人質疑（2 時間 45 分）、質疑（4 時間）
10 月 31 日	衆議院	消費者問題に関する特別委員会	法案審議（4 時間） 採決（修正のうえ全会一致で可決）
11 月 1 日	衆議院	本会議	採決（全会一致で可決）
11 月 6 日	参議院	本会議	趣旨説明及び趣旨説明に対する質疑
11 月 27 日	参議院	消費者問題に関する特別委員会	提案理由説明、法案審議（3 時間 30 分）
11 月 29 日	参議院	消費者問題に関する特別委員会	参考人質疑（2 時間 5 分）
12 月 3 日	参議院	消費者問題に関する特別委員会	法案審議（1 時間 45 分）、採決（全会一致で可決）
12 月 4 日	参議院	本会議	採決（全会一致で可決）
12 月 11 日	公布	（平成 25 年法律第 96 号）	

【目次】

Q 1 本制度創設の経緯及び目的はどのようなものですか。…………… 1

Q 2 本制度の概要はどのようなものですか。…………… 3

Q 3 二段階型の手続としたのはなぜですか。…………… 4

Q 4 共通義務確認訴訟において消費者からの授權を要しないとしたのはなぜですか。…………… 5

Q 5 諸外国の状況はどのようなものですか。…………… 6

Q 6 米国のクラス・アクションと本制度はどのような違いがありますか。…………… 8

Q 7 過去の消費者事件のうち、どのような事案が本制度の対象になりますか。…………… 10

Q 8 本制度は悪質商法事案にも有効に機能するものとなっていますか。…………… 11

Q 9 本制度において不当な訴訟を抑制するためにどのような措置を講じていますか。…………… 13

Q10 本制度の導入による日本経済への影響はどのようなものですか。…………… 14

Q11 「消費者」、「事業者」及び「消費者契約」（第2条第1号から第3号まで）とはどのようなものですか。… 15

Q12 「相当多数」（第2条第4号）とは、どのくらいの人数をいうのですか。…………… 16

Q13 「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」（第2条第4号）とはどのようなものですか。…………… 17

Q14 「個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合」（第2条第4号）とはどのようなもの
ですか。…………… 19

Q15 損害額の算定方法について確認を求めることはできますか。…………… 20

Q16 「対象債権」及び「対象消費者」（第2条第5号・第6号）とはどのようなものですか。…………… 21

Q17 訴えられる請求金額に上限を設けなかったのはなぜですか。…………… 22

Q18 リコールなど事業者が自主的な対応をしている場合にはどのような配慮がされていますか。…………… 23

Q19 対象となる請求（第3条第1項）を規定するに当たっての考え方はどのようなものですか。…………… 24

Q20 消費者契約に関する「不当利得に係る請求」（第3条第1項第2号）とはどのようなものですか。…………… 26

Q21 消費者契約に関する「不法行為に基づく損害賠償の請求」について、民法の規定によるものに限っている
（第3条第1項第5号）のはなぜですか。…………… 27

Q22 いわゆる拡大損害、人身損害、逸失利益、慰謝料については本制度を利用して請求することができないと
している（第3条第2項）のはなぜですか。…………… 28

Q23 法人である事業者の代表者などの個人を被告とすることができないのはなぜですか。…………… 29

Q24 不法行為に基づく損害賠償の請求について、契約当事者ではない勧誘をする事業者等も被告とすることが
できるとしている（第3条第3項第2号）のはなぜですか。…………… 30

Q25 広告宣伝活動を行った事業者は勧誘をする事業者（第3条第3項）に当たりますか。…………… 32

Q26 「勧誘を助長する事業者」（第3条第3項）とはどのようなものですか。…………… 33

Q27 「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めると
き」（第3条第4項）とはどのようなものですか。…………… 34

Q28 「共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができる。」（第3条第4項）とありますが、却下す
るか否かについて裁判所に裁量がありますか。…………… 36

Q29 共通義務確認の訴えは特定適格消費者団体のみが訴えられるとしているのはなぜですか。…………… 37

Q30 共通義務確認の訴えを財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなした（第4条）のはなぜですか。…………… 38

Q31 「対象債権及び対象消費者の範囲」（第5条）は、どの程度特定されている必要がありますか。…………… 39

Q32 商品の品質に問題があるとしても、実際に不具合が生じている消費者と生じていない消費者がいる場合に、
対象消費者の設定はどのようにすべきですか。…………… 40

Q33 共通義務確認の訴えの管轄はどのようなものですか。…………… 42

Q34 共通義務確認の訴えの国際裁判管轄はどのようなものですか。…………… 43

Q35 請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認の訴えについて、複数の特定適格消費者団体によってそ
れぞれ異なる裁判所に提起された場合の取扱いはどのようなものですか。…………… 44

Q36 事実上及び法律上同種の原因に基づく請求を目的とする共通義務確認の訴えについて、それぞれ異なる裁
判所に提起された場合の取扱いとはどのようなものですか。…………… 45

Q37 消費者が特定適格消費者団体を補助するため、補助参加をすることができないのはなぜですか。…………… 46

Q38 共通義務確認訴訟の確定判決の効力はどのようなものですか。…………… 47

Q39 共通義務確認訴訟の確定判決の効力を届出消費者や当事者以外の特定適格消費者団体にも及ぼすのはなぜ
ですか。…………… 48

Q40 共通義務確認訴訟の請求棄却判決が確定した場合にはどのような効力がありますか。…………… 49

Q41 共通義務確認の訴えの判決に対しては上訴をすることができますか。…………… 50

Q42 共通義務確認訴訟ですることができる訴訟上の和解及びできない訴訟上の和解はどのようなものですか。… 51

Q43 特定適格消費者団体は、裁判外の和解をすることができますか。…………… 53

Q44 共通義務確認訴訟における訴訟上の和解はどのような効力がありますか。…………… 54

Q45 対象消費者の権利を害する目的をもってされる和解の防止策及び是正手段はどのようなものですか。…………… 55

Q46 共通義務確認訴訟の係属中に被告が破産した場合はどのように取り扱われますか。…………… 56

Q47 対象債権の確定手続の概要はどのようなものですか。…………… 57

Q48 特定適格消費者団体は簡易確定手続開始の申立てをしなければならないとしている（第14条）のはなぜで
すか。…………… 59

Q49 「正当な理由」（第14条）とはどのようなものですか。…………… 60

Q50 簡易確定手続開始の申立ての取下げにはどのような規律がありますか。…………… 61

Q51 簡易確定手続ほどのくらの期間を要すると考えられますか。…………… 62

Q52 簡易確定手続において届出を促すための方策はどのようなものですか。…………… 63

Q53 「正当な理由」（第25条第1項、第26条第1項）とはどのようなものですか。…………… 64

Q54 「知っている対象消費者」（第25条第1項）とはどのようなものですか。…………… 65

Q55 「相当な方法」（第26条第1項）とはどのようなものですか。…………… 66

Q56 通知・公告の費用は誰が負担するのですか。…………… 67

Q57 通知・公告の費用を特定適格消費者団体が負担するのはなぜですか。…………… 68

Q58 相手方に公表義務や情報開示義務を課すのはなぜですか。…………… 69

Q59 相手方はどのような方法で公表（第27条）する必要がありますか。…………… 70

Q60 相手方が情報開示義務を負う文書はどのようなものですか。…………… 71

Q61 「開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するとき」（第28条第1項ただし書）
とはどのようなものですか。…………… 72

Q62 情報開示命令の実効性はどのように確保されているのですか。…………… 73

Q63 情報開示の求めに応じて相手方が開示した文書に記載のあった消費者について、相手方は後に対象消費者
ではないと争うことができますか。…………… 74

Q64 相手方が第三者に顧客管理を委託している場合に、情報開示義務を負うことがありますか。…………… 75

Q65 相手方が情報開示義務に基づいて申立団体に情報を開示することは、個人情報保護に関する法律第23条
が禁止する個人データの第三者提供に当たりませんか。…………… 76

Q66 情報開示の求めがあった後に、相手方が文書を破棄した場合には、情報開示義務に違反することになりま
すか。…………… 77

Q67	簡易確定手続などのような点が、簡易なものとなっていますか。	78
Q68	簡易確定手続において届出をすることができる債権はどのようなものですか。	79
Q69	同一の債権について別に訴訟が係属している場合に債権届出をすることはできますか。	80
Q70	債権届出をしなかった場合には、消費者の権利にはどのような影響がありますか。	81
Q71	債権届出及び簡易確定手続を進行するための授權（第31条第1項）には、事業者からの弁済受領権限が含まれますか。	82
Q72	「授權を欠いたとき」（第31条第6項）に債権届出の取下げがあったものとみなすのはなぜですか。	83
Q73	簡易確定決定があった後に、授權を取り消したときは、更に授權をすることができない（第31条第9項）としているのはなぜですか。	84
Q74	簡易確定手続申立団体は、授權をしようとする者に対して、授權に先立ちどのような事項を説明しなければならないのですか。	85
Q75	簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いて、授權を拒むことができない（第33条第1項）としているのはなぜですか。	86
Q76	「やむを得ない理由」（第33条第1項、同条第2項）とはどのようなものですか。	87
Q77	簡易確定手続申立団体の公平誠実義務とはどのようなものですか。	88
Q78	簡易確定手続申立団体の善管注意義務とはどのようなものですか。	89
Q79	時効の中断についてはどのような特則がありますか。	90
Q80	債権届出団体は、届出期間内に限り、債権届出の内容を変更することができる（第39条）としたのはなぜですか。	91
Q81	債権届出の取下げについてはどのような規律がありますか。	93
Q82	債権届出の認否についてはどのような規律がありますか。	94
Q83	債権届出団体は、認否を争う旨の申出（第43条第1項）や異議の申立て（第46条第1項）に際して、届出消費者にどのように説明をする必要がありますか。	95
Q84	簡易確定決定のための審理において、証拠調べを書証に限った（第45条第1項）のはなぜですか。	96
Q85	簡易確定決定の効力はどのようなものですか。	97
Q86	簡易確定決定において請求が棄却された場合には消費者の権利にはどのような影響がありますか。	99
Q87	簡易確定手続の係属中に相手方が破産した場合にはどのように取り扱われますか。	100
Q88	簡易確定手続の費用の負担はどのように規律されていますか。	101
Q89	簡易確定手続開始の申立ての手数料はどのように規律されていますか。	104
Q90	債権届出の手数料はどのように規律されていますか。	105
Q91	簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあったときは、原告はどのように定まりますか。	106
Q92	訴え提起をみなされた場合（第52条第1項）の訴え提起手数料は、だれが支払うことになりますか。	107
Q93	「正当な理由があるとき」（第53条第4項、同条第5項）とはどのようなものですか。	108
Q94	異議後の訴訟において「授權を欠いたとき」（第53条第9項）はどのように取り扱われますか。	109
Q95	異議後の訴訟において訴えの変更が制限され、反訴が禁止される（第54条）のは、なぜですか。	110
Q96	異議後の訴訟において、いわゆる拡大損害等の対象とならない損害について請求することができますか。	111
Q97	異議後の訴訟は個別の訴訟と併合することができますか。	112
Q98	異議後の訴訟の係属中に相手方が破産した場合にはどのように取り扱われますか。	113
Q99	特定適格消費者団体のする仮差押え（第56条第1項）の手続はどのようなものですか。	114
Q100	「当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額」（第56条第3項）はどのように明らかになることになりますか。	116
Q101	仮差押命令の担保はどのようになりますか。	117

Q102	事業者は特定適格消費者団体のする仮差押えについてどのように争い、また、被った損害の賠償をどのように求めることができますか。	118
Q103	特定適格消費者団体のする仮差押えをした場合どのように被害回復をすることができますか。	119
Q104	特定認定が失効し又は取り消されたときに被害回復裁判手続はどのような影響を受けますか。	121
Q105	共通義務確認訴訟が係属する場合に、同一の被告と消費者との間の個別の訴訟にはどのような影響がありますか。	124
Q106	債権届出団体は、強制執行をする場合には、届出消費者から改めて授權を得る必要はありますか。	125
Q107	本制度の手続執行主体を内閣総理大臣が認定することとしたのはなぜですか。	126
Q108	適格消費者団体とはどのようなものですか。	127
Q109	適格消費者団体の認定要件はどのようなものですか。	128
Q110	適格消費者団体の活動状況はどのようなものですか。	129
Q111	特定適格消費者団体の要件はどのようなものですか。	130
Q112	特定適格消費者団体の要件は適格消費者団体の要件と比べどのような点が付加されていますか。	131
Q113	特定認定の要件として、差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを定めているのはなぜですか。	132
Q114	被害回復関係業務を適正に遂行するに足る組織体制・経理的基礎とはどのようなものですか。	133
Q115	弁護士を理事に選任し、弁護士に手続を進行させなければならないのは、なぜですか。	134
Q116	「不当な目的のみだりに」（第75条第2項）とはどのようなものですか。	136
Q117	特定適格消費者団体が報酬の支払を受けることができることとしたのはなぜですか。	137
Q118	特定適格消費者団体は、（事業者から）寄附を受けることができますか。	139
Q119	特定適格消費者団体として支払を受けた報酬又は費用を差止請求関係業務の費用に充てることはできますか。	140
Q120	特定適格消費者団体の個人情報の取扱いについてはどのような規律がありますか。	141
Q121	特定適格消費者団体の適格性に疑義がある場合には是正を求めたい者はどのようなことができますか。	143
Q122	共通義務確認訴訟の判決を消費者庁はどのように周知するのですか。	144
Q123	公布の日から起算して三年を超えない範囲内で施行するのはなぜですか。	145
Q124	施行前の事案について本制度の適用をしない（附則第2条）のはなぜですか。	146
Q125	不法行為については加害行為を基準とし、その他の請求については契約を基準としているのはなぜですか。	147
Q126	民事訴訟費用等に関する法律の一部改正（附則第9条）についてはどのようなことを定めていますか。	148
Q127	民事執行法の一部改正（附則第10条）についてはどのようなことを定めていますか。	149
Q128	消費者契約法の一部改正（附則第11条）についてはどのようなことを定めていますか。	150

【凡例】

- ・ 条文の引用において、単に条番号のみの記載している場合は「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）」の条番号となります。
- ・ 全て平成26年3月31日時点のものに基づいた記述となります。

Q 1 本制度創設の経緯及び目的はどのようなものですか。

1. 消費者被害の実情

最近の消費者被害は、①消費生活相談の件数が高水準（平成 24 年度で約 85 万件）であり、②取引に関する相談件数が多く（同年度で 71 万件超）、③同種の被害が拡散的に多発するなどの状況にあります。

一方、被害に遭った際の消費者の行動については、消費者と事業者との情報の質及び量並びに交渉力の格差等により、被害回復のための行動を取りにくく、被害を受けた者の 3 割以上が誰にも相談せず「泣き寝入り」をしまっている実情もあります。

最終的な被害回復手段である訴訟制度においても、①相応の費用・労力を要し、②少額な請求の場合が多く（平成 24 年度の消費生活相談に係る事案の既支払金額の平均は約 58 万円）、③返還請求等ができるとは知らなかったり、そもそも被害に遭っていることの認識を持っていなかったりするなど、個々の消費者が自ら訴えを提起するなどして被害回復を図ることは困難な状況にあります（被害に遭ったときの実際の対応として、訴訟を提起したのはごく僅かであるとの調査結果もあります）。

こうした状況に鑑みると、消費者の権利の実効性を確保するため、個々の消費者が、簡易・迅速に請求権を主張することができる新たな訴訟制度を創設することが必要です。

2. 国会等からの要請

また、多数の被害者を救済するための新たな訴訟制度については、司法制度改革推進計画（平成 14 年）に端を発し、消費者契約法改正時の附帯決議（平成 18 年・20 年）、消費者庁及び消費者委員会設置法の附則（平成 21 年）、消費者安全法改正時の附帯決議（平成 24 年）等により、その導入に向けた検討をすることが求められていました。

加えて、消費者委員会からは「集团的消費者被害救済制度専門調査会」における調査審議を踏まえた早期制定の意見が出されていました（平成 23 年）。さらに、地方自治法第 99 条第 2 項に基づき、28 の都道府県議会から早期制定を要請する意見書が提出されていました。

3. 本制度の効果及び目的

以上を踏まえ、法制化に至ったものであり、本制度を活用することにより、消費者の財産的被害を適切に回復し、消費者の利益の擁護を図ることは、①消費者と事業者の双方の関係を良好にして、消費の活性化、健全な事業者の

発展や公正な競争をもたらすものであるとともに、②被害回復を受けた消費者が新たな消費をすることにより、健全な事業者への需要を喚起し、ひいては経済の成長を促すものです。

これを踏まえ、第 1 条において、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを、達成が期待される目的として掲げています。

Q 2 本制度の概要はどのようなものですか。

本制度は、同種の被害が拡散的に多発するという消費者被害の特性に鑑み、消費者被害の集団的な回復を図るための二段階型の訴訟制度を設けるものです。

具体的には、①一段階目の手続（共通義務確認訴訟）では、内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体が原告となり、相当多数の消費者と事業者との間の共通義務（第2条第4号に規定する義務）の存否について裁判所が判断し、②一段階目の手続で消費者側が勝訴した場合、個々の消費者が、二段階目の手続（対象債権の確定手続）に加入して、簡易な手続によってそれぞれの債権の有無や金額を迅速に決定することで、消費者被害回復の実効性の確保を図ることとしています。

本制度の導入により、消費者は、特定適格消費者団体による一段階目の手続の追行の結果を踏まえて二段階目の手続に加入することができることとなり、かつ、実際の二段階目の手続は特定適格消費者団体に授權をして行うこととなるため、①被害回復に要する時間・費用・労力等が低減され、消費者が訴訟手続を使うことをためらわなくなり、これまで回復されにくかった消費者被害を回復することができるとともに、②個別の訴訟が提起される場合に比べ、紛争を迅速にまとめて解決する、つまり、一回的解決を図ることができるため、事業者にとっても応訴負担の軽減につながり、③裁判所の資源の効率的な運用に資することになります。

Q 3 二段階型の手続としたのはなぜですか。

現状の消費者被害においては、事業者が消費者に画一的な商品や役務を提供することを内容とする事業活動を反復継続的に行うことに伴い、共通の事実上及び法律上の原因に基づく同種の被害が多数の消費者に拡散的に発生するという特性があります。

そして、事業者が金銭の支払義務を負うべきこととなる共通の事実上及び法律上の原因の存在を消費者が明らかにすることに困難が伴う場合が多い反面、このような共通の原因により事業者が金銭の支払義務を負うことが確認されれば、個々の消費者ごとに判断すべき個別の事項は比較的判断が容易であり、かつ、消費者ごとに大きな差がないことが多いという特性もあります。

こうした特性を踏まえ、被害があっても回復をあきらめ、「泣き寝入り」をってしまう状態が解消されるようにする観点から、①まず、一段階目の手続（共通義務確認訴訟）において、個々の消費者の利益を代弁できる適切な者に手続を追行させ、共通する原因により事業者が金銭の支払義務を負うか否かの判断を先行して確定させ、②事業者が共通義務（第2条第4号に規定する義務）を負うことが確定した場合には、消費者が、自己の請求権についての審理・判断を求めて二段階目の手続（対象債権の確定手続）に加入することができる二段階型の制度を設けることとしています。

Q 4 共通義務確認訴訟において消費者からの授権を要しないとしたのはなぜですか。

1. 政策目的の達成のための制度設計

本制度は、消費者を手続に加入しやすくするという観点から、まず、特定適格消費者団体に一段階目の手続（共通義務確認訴訟）を進行させ、共通する原因により事業者が金銭の支払義務を負うか否かの判断を先行して確定させ、事業者がその義務を負うことが確定した場合には、消費者が特定適格消費者団体に授権をすることにより、自己の請求権についての審理・判断を求めて二段階目の手続（対象債権の確定手続）に加入することとしています。

このような制度設計としたのは、消費者が訴訟の帰すうが不明な段階で授権をすることは、費用、解決にかかる時間及び訴訟に関与することによる種々の負担等から困難であるためです。一段階目の手続において、対象消費者からの授権を必要とすることは、こうした制度設計の趣旨と相容れません。

2. 授権を要する制度の弊害

「相当多数」（第2条第4号）の消費者からの授権を要することとした場合、相当多数の消費者に被害が生じていることが明確であっても、相当多数の消費者について個々の住所・氏名が特定できなければ、特定適格消費者団体は、委任を受けるための働きかけができないこと、また、訴訟に関与することによる種々の負担等から、授権をする消費者が一定数現れない場合には、本来取り上げられるべき事案が取り上げられないことになり、適当ではありません。

また、授権を要する制度とすると、特定適格消費者団体は授権をした消費者の意向に沿って、訴訟追行をしなければならなくなり、消費者全体の利益のために訴訟を進行する義務を特定適格消費者団体に負わせたことと相容れず、消費者全体の被害の回復を図りつつ紛争の一回的解決を図るという政策目的が達成できなくなるおそれがあります。

なお、特定適格消費者団体は、対象消費者が相当多数存在することを立証する必要があり、これが認められない場合は訴えが却下されるものと考えられます。これについては、個々の消費者から授権を受けなくても、行政機関等に寄せられた相談件数や各種の公表情報から、立証することが可能であると考えられます。

Q 5 諸外国の状況はどのようなものですか。

1. 共通の課題

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により、消費者が被害を回復することに困難を伴う場合があることに鑑み、消費者が、公正にアクセスし、簡便に利用できる効果的な紛争解決及び救済の仕組みを整備するという事は、先進各国共通の課題です。

このため、平成19年に、OECD閣僚理事会は、多数の消費者のための紛争解決及び救済の仕組みをはじめ、消費者被害の救済を図るための多様な手段について国内枠組を創設すべき等の勧告を出しています。

また、EUでも、平成25年6月に、欧州委員会がEU加盟国（28か国）に対し、2年以内に、集团的救済制度をEU全体の共通の原則に準拠するように措置することを勧告しています。

2. 諸外国の検討・実施状況

諸外国においても、集散的に多数の消費者の被害回復を図るための訴訟制度について検討され、又は、実施されています。

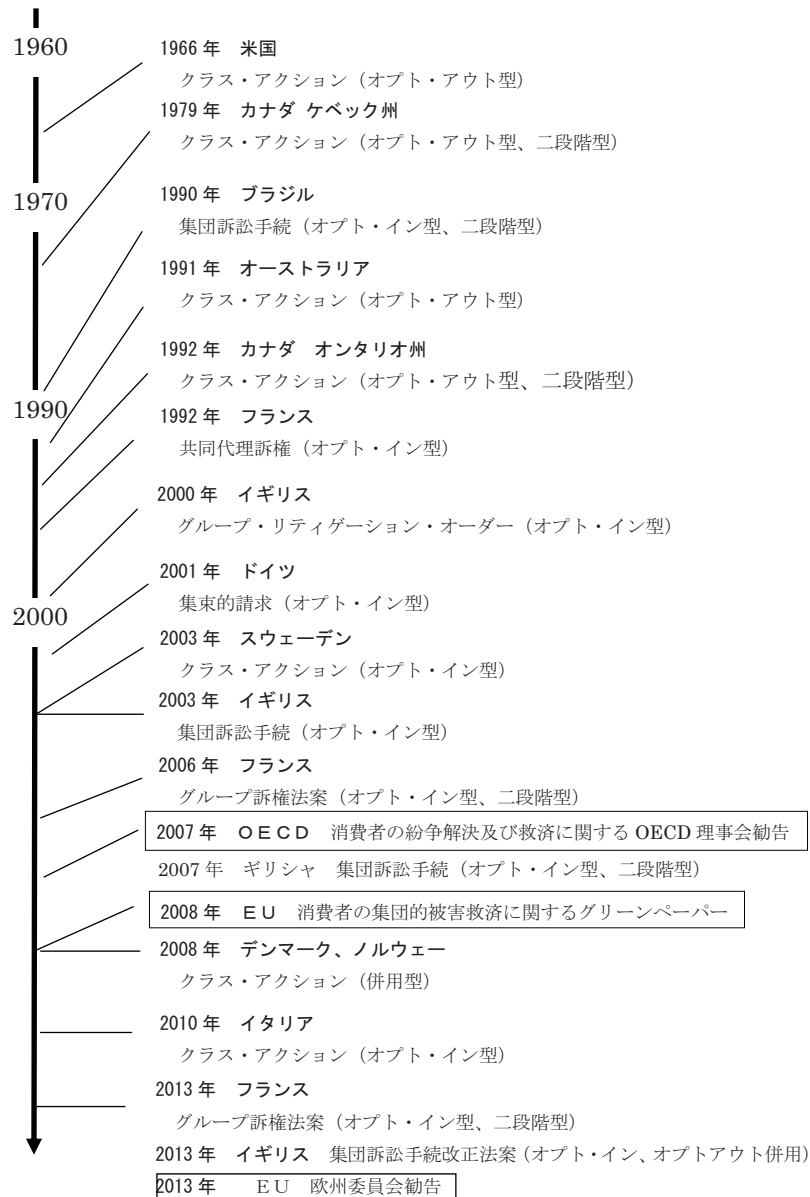
米国では、オプト・アウト方式（いわば離脱方式）でのいわゆるクラス・アクションが幅広い分野で認められているほか、カナダでは、二段階型のオプト・アウト方式、オーストラリアでは一段階型のオプト・アウト方式による訴訟制度が設けられています。

また、ブラジル、ギリシャでは二段階型のオプト・イン方式（いわば参加方式）による訴訟制度が設けられています。

さらに、欧州諸国においても、フランス、イギリス、ドイツ、スウェーデン、イタリアにおいて消費者団体を主体とする一段階型のオプト・イン方式が、デンマーク、ノルウェーにおいては一段階型でオプト・イン方式とオプト・アウト方式を併用する訴訟制度が設けられています。

なお、フランスでは、平成26年2月に集团的消費者被害回復訴訟制度であるグループ訴権（action de groupe）を消費法典に導入する法律が成立し、同年3月に公布されています。

諸外国の集団訴訟制度の導入状況



※ 以上では制度の名称について、1人の被害者であっても被害者全員のために訴訟を提起できるものをクラス・アクションとしています。

Q6 米国のクラス・アクションと本制度はどのような違いがありますか。

本制度は、各国の制度を踏まえた上で、我が国にふさわしい制度を設計しており、消費者のために訴訟をする原告を一定の者に限り（代表訴訟）、訴訟の対象事案、判決効の及ぶ範囲などに差異を設け、米国のクラス・アクションとは大きく性格が異なるものです。

具体的には、適切な訴訟が行われるよう次のような制度設計をしており、不適切な訴訟提起を招くようなことにはならないよう万全の措置を講じています。

- ① 米国の制度では、被害者であれば誰でも訴訟提起できるのに対し、原告になる者を内閣総理大臣が認定した特定適格消費者団体に限るとともに、行政監督の対象としています（第65条、第85条、第86条等）。
- ② 米国の制度では、対象事案が限定されていないのに対し、事業者がおおむね係争利益を把握し得るようになる観点などから、対象となる請求を基本的に消費者と事業者との間に契約関係がある場合の一定のものに限り（第3条第1項）、請求できる損害の範囲をいわゆる拡大被害、逸失利益、人身損害、慰謝料を除くなど一定のものに絞っています（第3条第2項）。
- ③ 米国の制度では、除外の申出をしない限り全ての対象者に判決の効力が及ぶ訴訟制度（オプト・アウト型（いわば離脱型））であるのに対し、あくまでも手続に加入した消費者のみの請求権について審理・判断する訴訟制度（オプト・イン型（いわば参加型））としています。

さらに、米国においては、訴訟結果の不確実性が増すとされる懲罰的損害賠償、民事訴訟における陪審制のほか、ディスカバリー（証拠開示）制度など、我が国にはない諸制度が併存しており、我が国とは背景事情が大きく異なります。

項目	米国のクラス・アクション	本制度
手続の 枠組み	オプト・アウト型 (米国型：除外の申出をした者を除く全被害者))	オプト・イン型 (欧州型：届出によって手続に加入した対象消費者のみ)
原告	被害者であれば誰でもよい	特定適格消費者団体に限定 <ul style="list-style-type: none"> 適格消費者団体の中から新たに認定 業務運営について行政監督（改善命令・認定の取消し） 団体の受け取る報酬・費用の定めを規律（消費者の利益の擁護の見地から不当でないもの）
対象事案	限定されていない <ul style="list-style-type: none"> 製造物責任訴訟 証券関連訴訟 など 	本制度にふさわしいものに限定 <ul style="list-style-type: none"> いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害、慰謝料を除外 消費者契約の相手方等に限定
司法制度	米国特有の民事訴訟制度 <ul style="list-style-type: none"> 陪審制 懲罰的賠償（実際の損害の額を大きく超える場合も）など 	日本の民事訴訟制度 <ul style="list-style-type: none"> 裁判官による訴訟のみ 賠償は実際に生じた損害の填補のみ

Q7 過去の消費者事件のうち、どのような事案が本制度の対象になりますか。

本制度では、消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）に関して事業者に対して一定の金銭の支払請求権が生ずる事案を対象としています（第3条第1項）。

これらの請求権について過去の消費者事件の例を挙げると次のようなものが考えられます。

- ① 消費者契約に関する契約上の債務の履行の請求
 - ・ ゴルフ会員権の預り金の返還請求に関する事案
- ② 消費者契約に関する不当利得に係る請求
 - ・ 学納金返還請求に関する事案
 - ・ 語学学校の受講契約を解約した際の清算に関する事案
 - ・ 布団のモニター商法の事案
- ③ 消費者契約に関する契約上の債務の不履行による損害賠償、瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求
 - ・ マンションの耐震基準に関する事案
- ④ 消費者契約に関する不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求
 - ・ 未公開株取引の事案
 - ・ 金地金の現物まがい商法の事案

このような請求であって、多数性・共通性・支配性（簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとはいえないこと）など本制度における他の訴訟要件を満たす場合であれば、対象となり得ると考えられます。

Q 8 本制度は悪質商法事案にも有効に機能するものとなっていますか。

1. 悪徳商法事案への対応

本制度は、「泣き寝入り」してしまいがちな消費者に代わって、特定適格消費者団体を手続追行主体とすることにより、いわゆる悪質商法事案にも十分対応できるものと考えています。

本制度では、事業者の悪質性の有無、程度は、対象事案となる要件としていませんが、不当利得に係る請求や不法行為に基づく損害賠償請求が対象となるため、多数性・共通性・支配性（簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとはいえないこと）など本制度における他の訴訟要件を満たす場合であれば、例えば、モニター商法、商品販売を仮装したねずみ講、投資商法等の悪質商法事案について、本制度の活用により被害回復を図ることができると考えています。

2. 特定適格消費者団体による手続追行

特定適格消費者団体が手続追行主体となることにより、消費者個人が被害回復を図ることに比べ、次のようなメリットがあります。

- ① 特定適格消費者団体は、消費生活相談員や弁護士などの消費者問題及び法律に関する専門家を擁して随時検討できる体制を整備しており、その団体が消費者に代わって手続を追行すること。
- ② 消費生活相談員等が接する被害情報を端緒とし、P I O-N E T 情報^(注)を利用することで早期に事案の全容を把握し、当該事案に即した、迅速な対応を図ることが期待できること。
- ③ 差止請求を併せて行うことで、被害の拡大防止を図ることができること。

3. 仮差押え

さらに、本制度においては、特定適格消費者団体が、消費者からの授權を受けることなく、事業者の財産への仮差押命令の申立てをすることができるように、民事保全法の特例を規定しています（第56条第1項）。

これにより、事業者が財産を隠匿するような悪質商法事案に係る消費者被害の回復の実効性を高めることが期待できます。

(注) 「P I O-N E T (パイオ・ネット) 情報」について

P I O-N E T (全国消費生活情報ネットワーク・システム: Practical Living Information Online Network System) は、国民生活センターと全国の消費生活セ

ンターをオンラインネットワークで結び、全国の消費生活センターが受け付けた消費生活相談の中の「苦情相談（危害情報を含む。）」を収集・蓄積し、消費者への情報提供などに活用しているものです（昭和59年運用開始）。

Q9 本制度において不当な訴訟を抑止するためにどのような措置を講じていますか。

1. 制度設計

本制度では、手続進行主体や対象事案について限定を加えるほか、不適切な訴訟提起を防止する措置を講じ、事業者の活動に不測の影響が生じることがないように制度設計しています。

具体的には、事業者の経済活動を萎縮させるような不適切な訴訟提起を防止する措置として次のような措置を講じています。

- ① 手続進行主体を内閣総理大臣が認定した特定適格消費者団体に限定していることに加え、内閣総理大臣がその特定適格消費者団体を監督すること（第65条、第85条、第86条等）。
- ② 対象となる事案を「相当多数の消費者に生じた消費者被害」に関するものに限定すること（第2条第4号）。
- ③ 対象となる請求を基本的に消費者と事業者との間に契約関係がある場合の一定のものに限り（第3条第1項）、損害賠償請求については、いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害、慰謝料に関わるものを除くこと（同条第2項）。
- ④ 一段階目の判決の効力が他の団体にも及ぶこととし、紛争の蒸返しを防止すること（第9条）。

2. 特定適格消費者団体に対する監督

その上で、仮に、訴えの提起の時点から訴えが却下され又は請求が棄却されることが明らかであった場合に、特定適格消費者団体が、そのことを知りながらあるいは容易に知り得たにもかかわらず、不当な目的で共通義務確認の訴えを提起するようなことがあれば、「不当な目的のみだりに」訴えを提起するものとして（第75条第2項）、認定の取消し等の行政措置を講ずることがあり得ます（第85条及び第86条）。

なお、当該措置を講ずる場合の基準については、特定適格消費者団体に対する監督の指針において示すことを予定しています。

Q10 本制度の導入による日本経済への影響はどのようなものですか。

本制度の導入により、消費者の被害の回復が図られることになり、可処分所得の増加を通じて、個人消費が増加し、事業者の売上げ増加につながるというプラスの効果が期待できます。

また、違法な行為をした事業者にとっては、法律に違反して得た不当な利益を消費者に返還することとなるものの、違法な行為をしていない一般の事業者にまで影響が及ぶものではありません。すなわち、事業者の不法な行為が抑制され、消費市場の健全化につながることから、消費者が安心して消費できる環境が整うこととなります。

Q11 「消費者」、「事業者」及び「消費者契約」（第2条第1号から第3号まで）とはどのようなものですか。

1. 「消費者」（第2条第1号）

本法における「消費者」とは、「個人（事業を行う場合におけるものを除く。）」をいいます。

「事業」とは、一定の目的をもってされる同種の行為の反復継続的遂行をいい、営利目的をもってされるか否か、公益性があるかどうかを問いません。

「事業を行う場合」とは、自らの事業として又は事業のために行う場合のことをいいます。個人事業者であっても、事業を行うのではなく、日常生活のために活動する場合には、消費者に当たります。

2. 「事業者」（第2条第2号）

本法における「事業者」とは、「法人その他の社団又は財団及び事業を行う場合における個人」をいいます。法人その他の社団又は財団は、常に事業者にあたることとなります。

「法人」には、国、地方公共団体、独立行政法人等の公法人が含まれます。なお、法人の経営者や従業員等は法人の業務に従事する者であり、事業者そのものではありません。

3. 消費者契約（第2条第3号）

本法における「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約であって、労働契約を除くものをいいます。

労働契約は、資本主義社会における労使間の著しい経済的優劣関係とこれによる労働者の資本への隷属状態に着目して労働者保護法規の発展とともに確立された労働法分野の独自の概念であり、その特殊性に鑑み、消費者契約の定義から除外されています。

Q12 「相当多数」（第2条第4号）とは、どのくらいの人数をいうのですか。

本制度の趣旨から、個別の訴訟より本制度を活用した方が審理の効率化が図られる程度の多数であることが必要であるため、対象消費者が「相当多数」（第2条第4号）存在することを訴訟要件としています。

「相当多数」の消費者かどうかについては、一定の数を具体的に規定することはしておらず、訴えが提起された個別の事案に即して、消費者被害の特徴や審理の効率性の観点から踏まえ、本制度を用いて被害回復を図ることが相当かどうかを念頭に、裁判所において適切に判断されることとなります。なお、一般的な事案では、数十人程度であれば、本制度の対象になると考えられます。

また、対象消費者が「相当多数」であることは訴訟要件であるから、口頭弁論終結時においても、満たしている必要があります。したがって、事業者の自主的な対応により被害回復が図られたことなどにより、口頭弁論終結時に対象消費者が「相当多数」存在するとは認められない場合には、訴えが却下されるものと考えられます。

なお、「相当多数」存在することの立証としては、必ずしも、個々の消費者を特定して人数を示すことが必要なわけではなく、行政機関等に寄せられた相談件数や各種の公表情報から立証することが可能である事案もあると考えられます。

Q13 「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」（第2条第4号）とはどのようなものですか。

1. 「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」（第2条第4号）

「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」とは、個々の消費者の事業者に対する請求を基礎付ける事実関係がその主要部分において共通であり、かつ、その基本的な法的根拠が共通であるということをいいます。

本制度では、個々の消費者に関する具体的な損害や因果関係については、個々の消費者ごとにその有無を判断すべきものであるため、対象債権の確定手続で審理されることになります。したがって、個々の消費者に関する具体的な因果関係や損害については、必ずしも共通している必要はないものと考えられます。

もっとも、共通する事実上及び法律上の原因に基づいている以上は、損害や因果関係の有無についても一定の共通性があることが多いと考えられます。

なお、個々の消費者ごとに損害や因果関係の有無の判断に相当程度の審理を要するような場合で、裁判所が、簡易確定手続において個々の消費者の対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるときは、裁判所は、共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができます（第3条第4項）。

2. 具体的事案

(1) 不当利得返還請求事案

例えば、学納金返還請求に関する事案（不当利得返還請求事案）では、「在学契約を締結して授業料等を納付した者が、入学年度が始まる前に入学を辞退し、当該在学契約を解除したこと」という点で請求を基礎付ける事実関係がその主要部分において共通であり、基本的な法的な根拠としても「在学契約の解除を理由として、不当利得返還請求権が生じたこと」という点で共通であると考えられます。

(2) 不法行為に基づく損害賠償請求事案

例えば、商法自体が破綻必至にもかかわらず契約を締結させられた事案（不法行為に基づく損害賠償請求事案）では、「被告事業者が、破綻必至の商法について、虚偽の事実を告げて勧誘し契約を締結させ、対象消費者に金銭を支払わせたこと」という点で請求を基礎付ける事実関係がその主要部分において共通であり、基本的な法的な根拠としても「上記事業者の行為が不法行為に当たり、不法行為に基づく損害賠償請求権が生じたこと」という点で共通であると考えられます。

(3) 債務不履行に基づく損害賠償請求事案

例えば、エステの施術を行う契約において、事業者の使用する薬剤が契約の内容となっている成分を含有していなかったため債務の本旨に従った履行がされなかった事案（債務不履行に基づく損害賠償請求事案）では、「被告事業者が、エステ施術の際に使用する薬剤が契約の内容となっている成分を含有していなかったこと」という点で、請求を基礎付ける事実関係がその主要部分において共通であり、基本的な法的な根拠としても「薬剤が契約の内容となっている成分を含有していなかったことにより債務の本旨に従った履行の提供がされず、債務不履行に基づく損害賠償請求権が生じたこと」という点で共通であると考えられます。

(4) 瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求事案

例えば、マンションの耐震偽装事案では、「購入したマンション（一室）に、共通した工法に起因する耐震上の問題があること」という点で、請求を基礎付ける事実関係がその主要部分において共通であり、基本的な法的な根拠としても「耐震上の問題により当該マンションが通常有すべき性質を有しないために、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権が生じたこと」という点で共通であると考えられます。

Q14 「個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合」（第2条第4号）とはどのようなものですか。

「個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合」とは、個々の消費者との関係で、請求原因事実が認められない場合や事業者側の抗弁が認められる場合をいいます。

具体的には、事業者が、売買目的物について真実と異なる事実を告げて勧誘したが、消費者は当該目的物について熟知していて誤認していない場合（請求原因事実が認められない場合）や、事業者による弁済、消滅時効の援用などがあった場合（事業者側の抗弁が認められる場合）がこれに当たるものと考えられます。

なお、個別の事情として、二段階目の手続で判断される性質のものであっても、共通義務確認訴訟の時点で、個別の事情が対象消費者に広範に生じていることから、対象債権の確定手続に加入し得る対象消費者の数が相当多数に満たないこととなれば、共通義務確認の訴えは多数性の要件を欠くこととなり、この場合は、訴訟要件を満たさないものとして、却下判決がされることが考えられます。

Q15 損害額の算定方法について確認を求めることはできますか。

本制度では、共通義務確認の訴えにおける判決で確認を求める事項として、共通義務（第2条第4号に規定する義務）という概念を設け、相当多数の消費者に対して事業者が負う金銭の支払義務について確認するものとしています。

個々の消費者の損害額の算定方法（例えば、問題となっている瑕疵についての修理費用の額の算定方法）は、共通義務そのものではないため、共通義務確認の訴えの審判対象となるものではありません。もともと、共通義務の有無の判断の前提として、対象債権の金額に関係する一定の判断がされることがあり、それにより、消費者に返還されるべき金額も自ずと算定されることになる場合があります。

例えば、学納金返還請求に関する事案において、共通義務たる不当利得返還義務の有無を判断するためには、授業料等の既払金額が消費者契約法第9条第1号にいう「平均的な損害の額」を超えるかどうかが問題となるため、共通義務の有無の判断の前提として、「平均的な損害の額」が判断されており、消費者に返還されるべき金額も自ずと算定されることになる場合があります。

なお、共通義務確認訴訟で事業者が共通義務を負うことまで確認されていれば、事案にもよりますが、対象債権の確定手続において個々の消費者の損害額を算定することは比較的容易であり、消費者被害の迅速な回復を図る上で、特段の支障が生ずることはありません。

Q16 「対象債権」及び「対象消費者」（第2条第5号・第6号）とはどのようなものですか。

1. 「対象債権」（第2条第5号）

本法における「対象債権」とは、共通義務確認の訴えの被告とされた事業者に対する金銭の支払請求権であって、共通義務（第2条第4号に規定する義務）に係るものをいいます（第2条第5号）。

共通義務確認の訴えの対象となる支払義務は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費者契約に関する第3条第1項各号に掲げる請求（契約上の債務の履行の請求、不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求、瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求、不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求。なお、これらの請求に附帯する利息等の請求を含む。）に係るものであるところ、対象債権とは、これらの対象となる金銭の支払義務のうち、当該共通義務確認の訴えにおいて確認する金銭の支払義務に係る請求権を意味します。

例えば、学納金返還請求に関する事案では、「〔在学契約を解除したことを理由とする〕対象消費者が被告事業者に対して有する不当利得返還請求権」が対象債権であり、共通義務確認の訴えにおいては、特定適格消費者団体は、被告事業者が当該不当利得返還義務を負うべきことを確認することになると考えられます。

2. 「対象消費者」（第2条第6号）

対象消費者とは、対象債権を有する消費者をいいます（第2条第6号）。

共通義務確認の訴えが、共通の一定の事実が存在する相当多数の消費者との関係で、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、事業者が金銭を支払う義務を負うべきことを確認するものであるため、事業者に対する事情について、相当多数の消費者と一定の事実を共通にする者である必要があります。

例えば、学納金返還請求に関する事案では、上記1. のような対象債権を有する者、すなわち、「（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に）被告事業者（大学）との間で平成25年度の在学契約を締結し、同契約に基づき授業料を支払った後に、平成25年3月31日までに同契約を解除した消費者」といった記載で特定することになるものと考えられます。

Q17 訴えられる請求金額に上限を設けなかったのはなぜですか。

本制度の対象を消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）に開する一定の請求に限り、かつ、いわゆる拡大損害、人身損害、逸失利益など多額になりやすい損害を対象から除いていることから（第3条第1項、同条第2項）、一般的に少額なものになると考えられます。

ただし、

- ① 多様な消費者被害の実情に鑑みると、被害金額の上限を一律に設定することは困難であり、
- ② 悪質な事案には、取引額が大きいものもあり得、そのような消費者被害も対象とする必要性があり、
- ③ 仮に上限が設けられると、上限を超える部分は個別に別訴が提起されることとなってしまう、できる限り紛争の一回的解決を図るという本制度の趣旨に合わず、消費者・事業者双方にとって不都合です。そのため、本制度においては、請求金額に上限を設けていません。

もっとも、本制度においては、事業者がおおむね係争利益を把握し得るようにすることに配慮して、対象となる請求を限定しています（第3条第1項各号）。このうち、契約上の債務の履行を請求する場合には、当該債務を履行することに事業者も合意していたのであるから、予想外に請求金額が、膨れ上がるということはありません。また、損害賠償請求についても、いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害、慰謝料については請求できないこととしており（第3条第2項）、事業者に請求できるのは、契約の目的となる商品の買替費用等に限られることから、請求金額に上限を設けない場合でも、事業者がおおむね係争利益を把握することはできるものと考えられます。

Q18 リコールなど事業者が自主的な対応をしている場合にはどのような配慮がされていますか。

事業者の自主的な対応が消費者の被害が実際に填補されるようなものであり、十分な周知が行われている場合には、簡易確定手続において、事業者の協力も得つつ、団体が通知・公告を行ったとしても、事業者がリコールなど自主的な対応を真摯に行ったにもかかわらず名乗り出ない消費者が、団体に授權をするとはないと考えられます。

そのため、訴えを提起しても、被害回復につながらない上に、団体としても訴訟に要する費用を回収できないことになります。

団体は、検討部門（第65条第4項第4号）及び理事会（同項第3号）において、どのような事案について本法に定められた共通義務確認訴訟を提起するかを検討し、決定することとなり、限られた人的・物的資源を被害回復のため有効に活用しようとするはずですから、自主的な対応により被害回復が図られるような場合に、団体があえて提訴するということはないと考えられます。

仮に、訴えが提起されたとしても、口頭弁論終結時に対象消費者が「相当多数」存在することが認められない場合には、その訴えは却下されることになるものと考えられます。すなわち、特定適格消費者団体が訴えを提起した時点では、自主的な対応が進捗していなくても、事実審の口頭弁論終結時までに被害が填補されていない消費者が「相当多数」存在しなくなった場合には、訴えが却下されることとなると考えられます。

なお、自主的な対応により、訴えの提起の時点から訴えが却下されることが明らかであった場合に、特定適格消費者団体が、そのことを知りながらあるいは容易に知り得たにもかかわらず、不当な目的で共通義務確認の訴えを提起するようなことがあれば、「不当な目的のみだりに」（第75条第2項）訴えを提起するものとして、認定の取消し（第86条第1項）等の行政措置を講ずることがあります。

Q19 対象となる請求（第3条第1項）を規定するに当たっての考え方はどのようなものですか。

1. 基本的な考え方

本制度は、共通義務確認訴訟において、相当多数の消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づく金銭の支払義務を確認し、この判決の効力を対象債権の確定手続に加入した消費者にも及ぼそうとするものです。

このため、本制度の対象となる請求は、

- ① 簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとはいえない請求（支配性のあるもの。Q27参照）
- ② 共通義務確認訴訟の審理において、被告事業者が、対象債権の確定手続で争われる消費者の被害額についておおよその見通しを把握できる請求（係争利益がおおむね把握可能であるもの。Q39参照）

である必要があります。

2. 対象となる請求

そこで、これらを踏まえたうえで、制度の対象となる請求がどのようなものかについて、消費者及び事業者の予測可能性を高め、制度の対象になるかどうか争われることによる審理の複雑化や長期化を避けるため、対象となる請求を列挙することにして、消費者の財産的被害の回復のために主張されることの多い消費者契約に関する基本的な請求を列挙しています。

具体的には、消費者の事業者に対する消費者契約に関する以下の金銭の支払を目的とする請求を、本制度の対象としています（第3条第1項）。

- ① 契約上の債務の履行の請求
- ② 不当利得に係る請求
- ③ 契約上の債務の不履行による損害賠償
- ④ 瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求
- ⑤ 不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求

なお、「不法行為に基づく損害賠償の請求」については、おおよそ契約と関係なく成立することがあり得るものですが、本制度では「消費者契約に関する」ものである必要があります。ただし、必ずしも消費者契約の成立に至っていない場合に限らず、契約締結上の過失を問題とするものや、ウェブサイト上でクリックしたことで契約が締結されたとして、事業者が真実は成立していない消費者契約の代金を徴収した場合なども含まれます。

3. 損害の範囲、被告

なお、簡易確定手続における審理を迅速に行えるようにするとの観点や、事業者がおおむね係争利益を把握し得るようにするとの観点から、いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害、慰謝料についての損害賠償請求を除くものとしています（第3条第2項）。

さらに、消費者契約に関する請求に限定していることから、一般的には被告は契約の相手方となりますが、被害回復の実効性を確保する観点から、係争利益の把握可能性を害さない範囲で、契約の締結について勧誘をした事業者等を被告に加えています（第3条第3項）。

Q20 消費者契約に関する「不当利得に係る請求」（第3条第1項第2号）とはどのようなものですか。

「不当利得に係る請求」には、消費者契約の不成立又は無効を理由とする不当利得返還請求や、消費者契約の取消し、クーリングオフを理由とする不当利得返還請求、解除があったことを理由とする原状回復請求などが含まれます。

また、消費者契約が無効になる理由や取消し、解除の理由は、民法によるものであるか、消費者契約法、特定商取引に関する法律等の民法以外の法律によるものであるかは問いません。

Q21 消費者契約に関する「不法行為に基づく損害賠償の請求」について、民法の規定によるものに限っている（第3条第1項第5号）のはなぜですか。

金融商品取引法、金融商品販売法、保険業法、独占禁止法などの法律においては、不法行為について、過失の立証責任の転換や損害額の推定規定等の特則を置いている場合や使用者責任の特則を定めあるいは確認的に規定している場合があります。

これらの規定は権利行使を容易にするためのものですが、このような損害賠償請求を本制度の対象とすることにより、当事者間の利益バランスを崩すことにならないか慎重に検討する必要があります。

そこで、消費者被害の回復という制度目的の達成に必要なかつ十分な範囲で、制度の対象を画することが必要であり、不法行為に基づく損害賠償の請求について、民法上のものに限っています（第3条第1項第5号）。

なお、これらの特別法の規定に基づく損害賠償の請求については、本制度の対象となりませんが、これらの規定が問題としている事案について、民法の不法行為、使用者責任の規定に基づき損害賠償請求をなし得る場合には、当該請求について本制度の対象となります。

Q22 いわゆる拡大損害、人身損害、逸失利益、慰謝料については本制度を利用して請求することができないとしている（第3条第2項）のはなぜですか。

1. 基本的な考え方

本制度ではその特質に鑑み、本制度の対象となる請求は、

- ① 簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとはいえない請求（支配性のあるもの、Q27 参照）
- ② 共通義務確認訴訟の審理において、被告事業者が、対象債権の確定手続で争われる消費者の被害額についておおよその見通しを把握でき、十分な攻撃防御ができる請求（係争利益がおおむね把握可能であるもの、Q39 参照）

である必要があります。

2. 各損害

いわゆる拡大損害や人身損害については、債務不履行、瑕疵、不法行為により生じた人体への被害の度合いや周囲の人・物への被害の波及は、因果関係や損害の認定において個別性が高く、類型的に支配性の要件を欠くものです。

逸失利益についても、債務不履行、瑕疵、不法行為の内容、程度と無関係に、個々の消費者のする契約の目的物の処分行為や利用方法、市況の状況の変化など外部的な事情により、逸失利益の存否及び額が個々まちまちなることが多いと考えられ、類型的に支配性の要件を欠くものです。

また、慰謝料についても、主に生命、身体、自由、名誉の侵害の場合に認められるものであり、逸失利益との間に相互補完性がある場合もあり、損害が契約の目的となるもの以外に生じている点で、いわゆる拡大損害と同質のものです。

そこで、これらの損害については、支配性の要件や係争利益をおおむね把握できるかという観点から、本制度の対象としていません（第3条第2項）。なお、消費者は、対象から除外された損害に係る賠償請求について自ら別訴を提起することは可能です。

Q23 法人である事業者の代表者などの個人を被告とすることができないのはなぜですか。

本制度は、消費者と事業者との情報の質及び量並びに交渉力の格差等により、消費者が被害回復のための行動を取りにくいことに着目して、新たな裁判手続を創設するものであること、相当多数の消費者の請求を一括して判断するものであるため被告となる者の応訴の負担が加重される側面があることから、本制度の被告となり得る者は事業者に限っています。

法人である事業者の代表者や従業員等は法人の業務に従事しているのであり、みずからの事業を行っているのではないから、事業者には当たりません。そのため、法人である事業者の代表者などの個人を被告とすることはできません。

なお、法人格が形骸に過ぎない場合や法人格が濫用されている場合には、代表者などの個人が事業者とみなされることはあり得ます。

Q24 不法行為に基づく損害賠償の請求について、契約当事者ではない勧誘をする事業者等も被告とすることができるとしている（第3条第3項第2号）のはなぜですか。

1. 基本的な考え方

本制度は、消費者と事業者との情報の質及び量並びに交渉力の格差等により、消費者が被害回復のための行動を取りにくいことに着目して、個々の消費者にとって簡易・迅速に請求を主張できるように、消費者のための新たな訴訟制度を創設することにより、集団的な消費者被害の回復を図るものです。

このため、消費者と事業者との間でトラブルとなる事案を対象とするべく、消費者と事業者が直接契約関係にある場合を基本としつつ、それに類する場合として、当該契約に一定の関与をした事業者についても、必要な範囲において対象としています。

ただし、共通義務確認訴訟の審理において、被告事業者が、対象債権の確定手続で争われる消費者の被害額についておおよその見通しを把握でき、十分な攻撃防御ができる事案である必要があります。例えば、勧誘をした事業者のように、消費者と直接交渉や対応をしていれば、どの消費者がどの程度の被害を受けたかを把握できます。

2. 被告の範囲

そこで、具体的には、次のような事業者に限定して被告とすることができます。

- ① 「消費者契約の相手方である事業者」（第3条第3項）とは、外形上存在する消費者契約の相手方であれば足り、私法上契約が成立しているか、有効であるかは問いません。また、契約が解除され又は約定の期間が経過したため終了した場合の相手方事業者や契約締結過程にある相手方事業者は、「消費者契約の相手方である事業者」に含まれます。
- ② 「履行をする事業者」（第3条第3項第2号）として、例えば、請負契約における下請事業者などが考えられます。
- ③ 「勧誘をする事業者」（第3条第3項第2号）として、例えば、保険の代理店、不動産仲介業者などが考えられます。
- ④ 「勧誘をさせる事業者」（第3条第3項第2号）として、例えば、いわゆるマルチ商法において自らが消費者に勧誘をしているとはいえないが当該商法を実質的に統括する事業者などが考えられます。
- ⑤ 「勧誘を助長する事業者」（第3条第3項第2号）として、例えば、未公開株式の販売事案において、客観的には財産的価値の乏しい自社の株

が事情を知らない不特定多数の消費者に高額で販売されることを知りながら、販売業者に株式を譲渡した事業者などが考えられます。

Q25 広告宣伝活動を行った事業者は勧誘をする事業者（第3条第3項）に当たりますか。

「勧誘」とは、消費者の契約締結の意思の形成に影響を与える程度の勧め方をいいます。特定の者に向けたものは「勧誘」に含まれますが、不特定多数向けのもの等客観的に見て特定の消費者に働きかけ、個別の契約締結の意思の形成に直接に影響を与えているとは考えられないものは、「勧誘」に含まれません。

そのため、単に広告宣伝をただけの事業者は、本制度における「勧誘をする事業者」（第3条第3項第2号）には当たらないと考えられます。

もともと、契約当事者は被告となるので、契約当事者自身が広告宣伝活動を行った場合において、それが詐欺に当たるとして契約を取り消されるときに不当利得返還請求や不法行為の損害賠償請求については、被告となり得ます。

Q26 「勧誘を助長する事業者」（第3条第3項）とはどのようなものですか。

「勧誘を助長する」（第3条第3項第2号）とは、消費者契約を締結するについての勧誘を容易ならしめる行為をいいます。

例えば、問題になる勧誘のために必要な物品を提供し、当該勧誘の手法を教示することなどは勧誘の「助長」に当たると考えられますが、当該勧誘とは関係なく、一般的に事業に必要な資金の貸付け、事務所の賃貸又は商品の供給をすることやテレビコマーシャルなどで一般消費者に対して商品の宣伝をすることなどは、勧誘の「助長」に当たらないものと考えられます。

もっとも、「勧誘を助長する事業者」は不法行為に基づく損害賠償の請求の相手方であるから、勧誘を容易ならしめる行為はそれについて不法行為責任が生じるようなものである必要があります。

Q27 「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」（第3条第4項）とはどのようなものですか。

1. 基本的な考え方

本制度は、共通義務確認訴訟において、相当多数の消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づく金銭の支払義務を確認し、この判決の効力を対象債権の確定手続に加入した消費者にも及ぼし、消費者が手続に加入しやすくすることによってできる限り手続をまとめて追行し、簡易迅速に消費者の請求権の存否及び内容を確定し、消費者の請求権の実効性を確保しようとするものです。

このため、簡易確定手続において判断すべき個別の事情について、審理を適切かつ迅速に進めることが困難となるような場合には、本制度によって適切な判断や速やかな被害回復を図ることが難しいものです。また、消費者は手続追行の負担から対象債権の確定手続への加入をためらいかねません。

そこで、「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認められるとき」（第3条第4項）に、訴えの全部又は一部を却下することができることを定めたものです。

2. 具体例

すなわち、個々の消費者の損害や損失、因果関係の有無等を判断するのに、個々の消費者ごとに相当程度の審理を要する場合は、これに当たると考えられます。例えば、

- ① ある商品の不具合が瑕疵に当たり、事業者が瑕疵担保責任に基づく損害賠償義務を負うことを確認したとしても、個々の消費者の購入した商品に当該不具合があるかどうかの認定判断が困難な場合
- ② 過払金返還請求において、みなし弁済が成立せず、事業者が不当利得返還請求義務を負うことを確認したとしても、個々の消費者ごとの貸し借りの内容^(注1)やどの範囲の取引を一体のものとして充当計算するか^(注2)について認定判断が困難な場合
- ③ 損害保険金不払いの事案で、保険事故が生じているかどうかの認定判断が困難な場合
- ④ 勧誘方法が詐欺的なものであり、事業者が不法行為に基づく損害賠償義務を負うことを確認したとしても、その違法性の程度がそれほど重大なものでないため、過失相殺が問題になる場合であって個々の消費者ごとの過失相殺についての認定判断が困難な場合^(注3)

などが考えられます。

- (注1) 貸し借りの具体的な内容(いつ、いくら)の金額を借り入れ、又は返済したかが分からなければ、過払金額を算定することができません。
- (注2) どの範囲の取引が一体のものともみられるかにより、過払金の額が異なるほか、過払金返還請求権(不当利得返還請求権)の消滅時効の起算点が異なることになります。
- (注3) 契約締結に至る経緯や被害者の属性などの個別事情により判断が左右されることがあります。

Q28 「共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができる。」(第3条第4項)とありますが、却下するか否かについて裁判所に裁量がありますか。

本制度では、簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することができるようにするとの観点から、共通義務確認の訴えの対象を、請求及び損害の面から定型的に規定するとともに(第3条第1項、同条第2項)、それ以外の場合においても、個別具体的な事案の特徴から、対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるときは、裁判所が訴えを却下することができる旨規定しています(第3条第4項)。

これは、第3条第4項の要件に該当するときは、裁判所は訴えを却下するという趣旨の規定であり、裁判所に裁量があるものではありません^(注)。

(注) 「却下することができる。」としているから直ちに裁量があるというものではなく、規定の趣旨により定まるものです。

Q29 共通義務確認の訴えは特定適格消費者団体のみが訴えられるとしているのはなぜですか。

本制度は、同種の被害が拡散的に多発するという消費者被害の特性に鑑み、消費者被害の集団的な回復を図るための二段階型の訴訟制度を設けるものです。そのため、本制度における手続追行主体は、一段階目の手続（共通義務確認訴訟）において、相当多数の消費者と事業者との間に存在する共通義務（第2条第4号に規定する義務）を審判対象（訴訟物）として確認する訴えを提起し、二段階目の手続（対象債権の確定手続）において、対象消費者から授権を受けて、個別の債権に関する主張・立証を行い、最終的には個別の消費者に金銭を分配する等の業務を担う者となります。そのため、この手続追行主体は、消費者の被害回復を図るための役割を、責任をもって果たすことが制度的に担保されている者とする必要があります。

具体的には、①消費者被害に関する知識経験を有するとともに、消費者被害に対して、消費者の利益を擁護する立場、事業者から独立した立場で活動ができ、実際にそのような活動を行うことを目的としつつその活動実績を有していること、②組織体制等が整備されていて、本制度に基づく手続を安定的かつ継続的に実施することができること、③本制度の信頼性を失墜させないよう適切な業務執行ができることが必要です。

これらの点に鑑みると、消費者契約法第13条第1項の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が本制度の手続追行主体として相当と考えられます。

ただし、本制度では、適格消費者団体は、二段階目の手続において個別の消費者から授権を受け手続を進行するなどの新たな業務を担うこととなることから、新たに認定のための要件を設け、その要件に基づき改めて認定された適格消費者団体を「特定適格消費者団体」として、本制度の手続追行主体としています。

なお、新たな業務としては、例えば、個別の消費者から授権を受けることや授権をした者の意思確認や、金銭の授受に関する事項（個別の消費者への金銭の分配、消費者から報酬及び費用の支払を受けること等）などがあります。そして、特定適格消費者団体の認定のための要件は、主に新たな業務である被害回復に係る業務を適正に遂行するためのものであり、制度の実効性・適正性を確保するために必要なものです。

Q30 共通義務確認の訴えを財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなした（第4条）のはなぜですか。

第4条は、「共通義務確認の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。」としています。

これは、訴訟の目的の価額は、訴訟における請求が全て認容された場合に原告に生じる経済的利益であるところ、共通義務確認の訴えは、事業者が対象消費者に対して金銭支払義務を負うべきことを確認するものに過ぎないため、原告である特定適格消費者団体に経済的利益が生じるものではないこと、また、届出消費者に何らかの経済的利益があると考えとしても、共通義務確認の訴えの提起時において、それを具体的に算定することは著しく困難であると考えられることから、訴訟の目的の価額に関する解釈上の疑義が生ずる余地のないよう、共通義務確認の訴えに係る訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなすこととしています。

なお、訴訟の目的の価額が財産上の請求でない請求に係る訴えとみなされる結果、訴訟の目的の価額が160万円とみなされ（民事訴訟費用等に関する法律第4条第2項）、訴え提起手数料は、1万3,000円となります。

Q31 「対象債権及び対象消費者の範囲」(第5条)は、どの程度特定されている必要がありますか。

対象債権及び対象消費者の範囲は、共通義務確認の訴えの訴状及び判決書に記載されるほか、対象債権の確定手続においては、簡易確定手続開始決定の決定書(第20条)、簡易確定手続開始の官報公告(第22条第1項第2号)、申立団体による通知・公告において記載されます。

これらの記載は、消費者にとって、自らが対象消費者となり得るかを知らぬために不可欠な情報であり、また事業者にとっても、どの程度の金銭支払義務を負うことになるかを把握して防御の指針を立てるために不可欠な情報です。

そのため、対象債権及び対象消費者の範囲は、ある者が対象消費者に該当するかどうかの判断が可能となる程度に客観的に特定されることが必要です。

例えば、学納金返還請求に関する事案では、対象消費者の範囲として、「(平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に)被告事業者(大学)との間で平成25年度の在学契約を締結し、同契約に基づき授業料を支払った後に、平成25年3月31日までに同契約を解除した消費者」といった程度の記載、モニター商法の事案では、「(平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に)被告事業者との間で、本件モニター契約(具体的な契約内容等によって特定することを要する。)を締結し、当該契約に基づき代金を支払った消費者」といった程度の記載によって特定されることになると考えられます。

これに対して、例えば、「ある商品の元本欠損のリスクについて十分な説明を受けずに契約を締結した者」といった記載は、十分な説明を受けなかったかどうかは評価を伴うものであり、これによっては対象消費者が客観的に特定されているとはいえないと考えられます。

なお、対象債権を相続等により承継した者も対象消費者になり得ることから、対象消費者の範囲の設定には配慮するのが望ましいと考えられます。

Q32 商品の品質に問題があるとしても、実際に不具合が生じている消費者と生じていない消費者がいる場合に、対象消費者の設定はどのようにすべきですか。

1. 対象消費者の範囲の設定

共通義務確認訴訟は、対象消費者について、個別事情がない限り金銭支払義務を負うべきことを確認するものであり、実際に瑕疵ある商品を購入していない消費者は損害賠償請求をなし得ないのであるから、実際に瑕疵ある商品を購入した消費者が対象消費者となるように、対象消費者の範囲を設定する必要があります。

例えば、対象消費者の範囲を「製造番号500番から1000番までの商品を購入した消費者」と設定しそれらの商品の一部に瑕疵(特定の品質の問題)がある商品が存在すると主張して訴えを提起する場合は、必ずしも設定された範囲内の消費者の間で金銭の支払義務を発生させるための事実上及び法律上の原因が共通しているとはいえず、共通性を欠くものとして、訴えが却下されるものと考えられます^(注)。

他方で、対象消費者の範囲を「ある商品を購入した者のうち部品に瑕疵(特定の品質の問題)がある商品を購入した消費者」と設定した場合は、個々の消費者の購入した商品に瑕疵(特定の品質の問題)があるかが対象債権の確定手続で争われることとなりますが、その点が、簡易確定手続での主要な争点となることが想定され、その認定・判断が困難であると認められるときは、支配性の要件(簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとはいえないこと。第3条第4項)を欠くものとして共通義務確認の訴えが却下されることとなります。

2. 不具合の有無と瑕疵

商品の品質に問題があることが瑕疵に当たるか否かは、民法等の実体法の解釈の問題であり、本制度的問題ではありません。

なお、電子部品に統計的に数万個に1個の確率で不良品がやむを得ず発生するものの、そのうちのいずれかが不良品であるかは故障するまでは分からないという場合には、実際に不良品である商品のみには瑕疵があるのであり、不良品であるかもしれないということをもって、不具合があるか否かを問わず、全ての商品に瑕疵があるということにはならないと考えられます。

もっとも、一般に実際に不具合が生じなければ瑕疵があることにならないわけではなく、その品質の問題が重大であり、不具合が現に生じていなくても、社会通念上修理・交換することが必要不可欠と考えられるようなものは、

品質の問題が瑕疵となることがあり得ると考えられます。

(注) 事実上及び法律上の原因が共通している（共通して商品の品質に問題がある）としても、契約で要求されている品質が異なる場合には、契約ごとに区分せず商品を購入した消費者を対象消費者とすると、事業者に通義義務（第2条第4号に規定する義務）があると認めることができず棄却されることもあると考えられます。

また、共通性を欠く場合や共通義務があると認められないような場合でも、対象消費者の範囲を、多数性や支配性といったその他の訴訟要件を満たすように適切に限定できる場合であれば、その対象消費者の範囲との関係では、共通性が認められ、共通義務があると認められることはあるので、特定適格消費者団体が対象消費者の範囲を変更することや裁判所が一部認容することなども考えられます。

Q33 共通義務確認の訴えの管轄はどのようなものですか。

1. 共通義務確認の訴えの管轄

当事者（特定適格消費者団体及び事業者）双方の負担に配慮しつつ審理の適正を確保する観点から、①被告の普通裁判籍（主たる事務所等）の所在地のほか、②被告の事務所又は営業所の所在地、③対象債権が不法行為に基づく損害賠償請求以外の場合は義務履行地、④対象債権が不法行為に基づく損害賠償請求権である場合は不法行為地を管轄する地方裁判所に提起することができることとしています（第6条第1項、同条第2項）。

2. 大規模事件に係る共通義務確認の訴え

また、大規模事件に係る共通義務確認の訴えについては、事件を適正かつ迅速に対処できるための規模を有する裁判所で取り扱うことができるようにするため、①対象消費者が500人以上であると見込まれるときは、前述の管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（第6条第3項）、②対象消費者が1,000人以上であると見込まれるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、訴えを提起することができることとしています（第6条第4項）。

Q34 共通義務確認の訴えの国際裁判管轄はどのようなものですか。

海外に所在する事業者も本法の「事業者」（第2条第2号）に当たるので、消費者契約の相手方である事業者、不法行為に基づく損害賠償の請求については相手方である事業者若しくは債務を履行する事業者又は消費者契約の締結について勧誘をし、勧誘をさせ、若しくは勧誘を助長する事業者（第3条第3項）については、被告とすることができます。

もともと、共通義務確認の訴えを提起するには、我が国の裁判所に管轄権が認められる必要があります。

共通義務確認の訴えの国際裁判管轄は、民事訴訟法の規定に従います。具体的には、日本国内で事業を行っているとき（民事訴訟法第3条の3第5号）には、その事業者を被告とする共通義務確認の訴えの国際裁判管轄を日本の裁判所が有するものと考えられます。

なお、民事訴訟法第3条の4第1項は、共通義務確認の訴えには適用されないものと考えられます。同条項は、消費者契約に関する消費者からの事業者に対する訴えは、訴えの提起時又は消費者契約の締結時における消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる旨定めるものですが、これは、消費者と事業者の間には、情報の質及び量並びに経済力及び交渉力の格差があると考えられており、とりわけ、国際的な事案においては、法令や言語の異なる外国の裁判所において消費者が訴えを提起し又はその裁判所で応訴することは困難であること等から、消費者の裁判所へのアクセスへの保障に配慮する必要性が高いために設けられた規定と考えられます。これに対し、共通義務確認の訴えに係る訴訟は、特定適格消費者団体と事業者との間の訴訟であり、特定適格消費者団体は民事訴訟法第3条の4第1項の「消費者」ではなく、被害を回復するために必要な情報収集及び交渉、訴訟追行等をするのに適当な能力を有すると考えられる者であるから、消費者と事業者との間における消費者契約に関する訴えについての国際裁判管轄の規定の適用はないと考えられます。

Q35 請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認の訴えについて、複数の特定適格消費者団体によってそれぞれ異なる裁判所に提起された場合の取扱いはどのようなものですか。

本制度においては、係属中の共通義務確認の訴えが存するときに、それと請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認の訴えが、他の特定適格消費者団体によって異なる裁判所に提起される場合があり得るところ、その場合は、重複審理の回避及び被告の応訴負担への配慮の観点から、先に訴え提起があった裁判所に管轄が専属することとしています（第6条第5項本文）。

したがって、請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認の訴えが異なる裁判所に提起された場合は、管轄違いを理由として先に訴え提起があった裁判所に移送され、弁論及び裁判は併合して行われることとなります（第7条第1項）。この場合、各特定適格消費者団体は、共同原告として訴訟追行をすることとなるものと考えられます。

また、先に訴え提起があった裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、当該訴訟を他の管轄裁判所に移送することができることとしています（第6条第5項ただし書）。

なお、請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認訴訟が数個同時に係属している場合であっても、裁判所は、かかる事実を必ずしも把握することができるとは限りません。他方、被告事業者は自らにかかる事項として、また、特定適格消費者団体は団体相互の通知義務によって、同時係属の事実や当該訴訟における請求の内容等を知り得る立場にあると言えます。そこで、本法では、請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認訴訟が数個同時に係属している場合には、当事者はその旨を裁判所に申し出なければならないこととしています（第7条第2項）。

Q36 事実上及び法律上同種の原因に基づく請求を目的とする共通義務確認の訴えについて、それぞれ異なる裁判所に提起された場合の取扱いはどのようなものですか。

事実上及び法律上の争点が重複する同種の共通義務確認訴訟が他の裁判所に係属している場合、重複した審理を避け訴訟経済を図ることや、被告の応訴負担への配慮という点から、審理を共通にすることによる利点があります。

他方で、事実上及び法律上の争点が重複するが同一ではない場合には、これらの争点について異なる主張がされるなど、共通しない事項が主たる争点となることも考えられ、別個の手続で行うことが適当な場合もあり得ます。

そこで、本制度では、同種の共通義務確認訴訟が他の裁判所に係属している場合には、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、裁判所が相当と認めるときは、移送することができることとしています（第6条第6項）。

Q37 消費者が特定適格消費者団体を補助するため、補助参加をすることができないのはなぜですか。

本制度は、共通義務確認の訴えにおいては、多数の消費者の利益を代表して訴訟行為をすることが期待される者として、特別に特定適格消費者団体に当事者適格を与え、もって紛争の一回的解決を図りつつ、消費者の被害の回復を実効的に行おうとするものです。

当事者適格を認められない消費者に補助参加という形で訴訟追行への参加を認めることは、かえって争点の拡散や期日指定の困難、送達手続の煩雑化などの問題が生じるおそれがあり、特定適格消費者団体をもって、多数の消費者を代表して訴訟追行をさせることにより手続を効率化させることで負担の軽減を図るという制度の目的にも反することになりかねません。

このように、消費者に特定適格消費者団体を補助するため補助参加を認めることは、特定適格消費者団体に訴訟を追行させることとした法の趣旨に必ずしも沿わないため、認めないこととしています（第8条）。

なお、共通義務確認の訴えは、消費者には当事者適格が認められないため、当事者として参加することもできません。

他方、他の事業者が被告事業者に補助参加することは可能であり、例えば、小売店がその販売した製品について瑕疵があるとして共通義務確認の訴えを提起された場合に、メーカーが小売店に対して補助参加することは可能です。

Q38 共通義務確認訴訟の確定判決の効力はどのようなものですか。

本制度では、共通義務確認訴訟の確定判決の効力について、団体の勝訴・敗訴を問わず生ずることを前提とした上で、その効力が及ぶ者の範囲について、民事訴訟法において確定判決の効力が及ぶとされる者（具体的には、当事者、その口頭弁論終結後の承継人など。民事訴訟法第 115 条第 1 項）のほか、当事者以外の特定適格消費者団体及び対象消費者の範囲に属する届出消費者にも及びます（第 9 条）。

これは、特定適格消費者団体が敗訴した場合には、対象債権の確定手続が開始されないために、対象消費者に共通義務確認訴訟の判決の効力が及ぶこともないということです。例えば、会社法において、「会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。」（会社法第 838 条。いわゆる「対世効」）とされるものとは異なるものです。

なお、共通義務確認訴訟の確定判決の効力は、当該訴訟で当事者ではなかった他の特定適格消費者団体にも及びますが、簡易確定手続開始の申立てをする特定適格消費者団体は、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時又は請求の認諾（第 2 条第 4 号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。）によって共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった特定適格消費者団体に限られます（第 12 条）。判決の効力が及ぶからといって、当事者でなかった特定適格消費者団体が簡易確定手続を進行することができるわけではありません。

Q39 共通義務確認訴訟の確定判決の効力を届出消費者や当事者以外の特定適格消費者団体にも及ぼすのはなぜですか。

共通義務確認の訴えの確定判決の効力は、民事訴訟法において確定判決の効力が及ぶとされる者（具体的には、当事者、その口頭弁論終結後の承継人など。民事訴訟法第 115 条第 1 項）のほか、当事者以外の特定適格消費者団体及び対象消費者の範囲に属する届出消費者にも及びます（第 9 条）。

当事者以外の特定適格消費者団体にも及ぶとするのは、共通義務確認の訴えは、制度の実効性確保の点から、各特定適格消費者団体がそれぞれ単独で訴えを提起することができるとしつつ、請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認の訴えについては、判決内容が団体ごとに異なったり矛盾したりしないよう合一に確定させる必要があるためです。

対象消費者の範囲に属する届出消費者にも及ぶとするのは、本制度が、対象消費者が、二段階目の手続である対象債権の確定手続において、共通義務確認の訴えの結果を活用することができる制度を創設することによって、消費者被害の実効的回復及び紛争の一回的解決を図ろうとするものであることという本制度の本質から導かれるものです。

このような考え方は、被告事業者が、共通義務確認の訴えの審理において、二段階目の手続で行使されることが想定される債権の内容及びその総額（係争利益）についておおよその見通しを把握でき、十分な攻撃防御を尽くすことができるような制度設計とすることにより許容されるものです。

具体的には、共通義務確認の訴えを提起するに際し、対象債権及び対象消費者の範囲を特定していること、対象となる請求を消費者契約に関するものに限定していること、損害賠償請求の場合の損害の範囲についても、いわゆる拡大損害や逸失利益、人身損害や慰謝料を除外していること、さらに、共通義務確認の訴えにおいて確認を求める事項が対象消費者の有する債権の存否の判断をするに当たって十分なもの（支配性の要件を充足するもの）とすることなどによって、被告事業者が、共通義務確認訴訟において、十分な攻撃防御を尽くすことができるようにしています。

Q40 共通義務確認訴訟の請求棄却判決が確定した場合にはどのような効力がありますか。

共通義務確認の訴えの確定判決の効力は、民事訴訟法において確定判決の効力が及ぶとされる者（具体的には、当事者、その口頭弁論終結後の承継人など。民事訴訟法第 115 条第 1 項）のほか、当事者以外の特定適格消費者団体及び対象消費者の範囲に属する届出消費者にも及びます（第 9 条）。

もともと、簡易確定手続は、共通義務確認訴訟の請求を認容する確定判決若しくは請求認諾又は共通義務（第 2 条第 4 号に規定する義務）が存することを認める旨の和解によって訴訟が終了している場合に、申立てによって開始し得るものです。そのため、共通義務確認の訴えの請求が全部棄却された場合は、簡易確定手続は開始されず、簡易確定手続に加入する対象消費者は観念されません。その結果、共通義務確認訴訟における請求を全部棄却する旨の確定判決の効力は、当事者及び他の特定適格消費者団体のみ及びることとなります。

なお、一部認容判決に基づいて簡易確定手続が開始された場合には、届出消費者には、棄却部分についても確定判決の効力が及びます。

Q41 共通義務確認の訴えの判決に対しては上訴をすることができますか。

共通義務確認の訴えに係る上訴に関する規律は民事訴訟法によるところ、共通義務確認の訴えの判決は終局判決であり、不服の利益を有する当事者は終局判決に対して上訴することができます（民事訴訟法第 281 条第 1 項、同法第 311 条）。

なお、共通義務確認の訴えに係る上訴が係属している間は、対象債権の確定手続は開始しません（第 12 条）。これは、対象債権の確定手続における審理及び判断は共通義務確認訴訟の結果によって変わり得るので、その結果が確定しないまま対象債権の確定手続が開始されるとすると、その後に共通義務（第 2 条第 4 号に規定する義務）に関する判断が覆った場合に、それまでの対象債権の確定手続における審理が無意味なものとなったり手続が混乱したりするためです。

Q42 共通義務確認訴訟であることができる訴訟上の和解及びできない訴訟上の和解はどのようなものですか。

1. 共通義務の存否についてする和解

共通義務確認訴訟において、当該訴訟の当事者である特定適格消費者団体と事業者は、共通義務（第2条第4号に規定する義務）の存否、すなわち、共通義務の全部又は一部が存在すること又は存在しないことについて、訴訟上の和解をすることができます（第10条）。

2. 共通義務の存否について定めない和解

他方で、共通義務の存否について合意をせずに、消費者の事業者に対する実体法上の権利を処分する内容の訴訟上の和解をすることはできません。すなわち、特定適格消費者団体と事業者との間で、対象消費者に該当する個々の消費者の事業者に対する債権の存否及び内容について、その全部又は一部を免除するなど団体が一定の処分をする内容の和解（例えば、対象消費者は、一定額の解決金を受領する代わりに、本件についての金銭請求をしないとといった内容の和解など）をしたとしても、その和解に対象消費者が拘束されることはありません。

なぜなら、本法は、特定適格消費者団体に対して、共通義務確認訴訟において対象消費者の実体法上の権利を処分する権限までは付与していないからです。

また、このような和解をする際、そこに共通義務確認訴訟を終了させる合意（請求の放棄・訴えの取下げ）を含む場合には、それによって共通義務確認訴訟は終了すると考えられるものの、和解の内容として共通義務が存することを認める内容でないため、この和解に基づいて簡易確定手続は開始しません。そのため、本制度が予定する簡易確定手続での通知・公告といった対象消費者に対する十分な情報提供ができないため、結果として、限られた対象消費者にだけ、情報提供がされ、被害回復がされるおそれがあり、対象消費者の利益の観点からも問題となることも考えられます。

なお、一部の対象消費者だけの利益を図ることを意図し残りの対象消費者にとって不利益になることを認識しつつあえて和解をするなど、適切に被害回復関係業務を実施（第75条第1項）しているとはいえないときは、監督措置を講じることがあります。

3. 共通義務の存否とともに、それ以外の事項についてする和解

また、共通義務の存否についてする訴訟上の和解については、共通義務の存否についてだけでなく、それと併せて、それ以外の事項についても合意することも考えられますが、そのような場合に、どこまで和解事項に含めることができるかは、併せて合意しようとしている内容によることになります。

合意をしようとしている事項が、共通義務に付随するものであり、対象消費者の権利義務に直接関わらない事項であれば、併せて合意することができるものと考えられます。例えば、共通義務について定めた和解による紛争解決の実効性を確保するために付随的に情報開示について一定の合意をした場合や共通義務の背景にある問題について、事業者が謝罪したり、問題となった約款の事後の不使用を合意したりすることが考えられます。

他方で、合意をしようとしている事項が、個々の消費者に対する支払額など、個々の消費者の被告である事業者に対する債権の存否及び内容といった実体法上の権利を処分するものである場合には、上記2と同様、特定適格消費者団体に、対象消費者の実体法上の権利を処分する権限がないことから、することができません。

Q43 特定適格消費者団体は、裁判外の和解をすることができますか。

本制度において、特定適格消費者団体には、被害回復裁判手続に関する業務を行う権限が付与されており、被害回復裁判手続に関する業務には、簡易確定手続又は異議後の訴訟についての消費者の授権に係る債権に係る裁判外の和解を含むものとされています（第 65 条第 1 項、同条第 2 項第 1 号）。

他方、特定適格消費者団体には、簡易確定手続について授権を得る前に、裁判外の和解をする権限は与えられていません。なお、一般の消費者団体として裁判外の和解することは、本制度の枠外の行為であり、本制度によって影響を受けることはありません。

仮に、特定適格消費者団体が、報酬を得る目的で事実上、対象消費者のために裁判外の和解を行った場合、弁護士法上の問題が生じる可能性があります（弁護士法第 72 条本文、本法第 76 条、第 65 条第 2 項第 1 号参照）。

また、特定適格消費者団体が、仮に簡易確定手続について授権を得る前に事実上、事業者との間で対象消費者の権利を処分するような内容の和解をしても、民法等の実体法の考え方により、その効力が対象消費者の意に反して及ぶことはありません。裁判外の和解が簡易確定手続の開始原因となることもあります（第 12 条参照）。

Q44 共通義務確認訴訟における訴訟上の和解にはどのような効力がありますか。

共通義務確認訴訟における和解調書に記載された訴訟上の和解は、民事訴訟法第 267 条の規定により、その内容が共通義務（第 2 条第 4 号に規定する義務）の存在を認めるものであるか否かにかかわらず、「確定判決と同一の効力」を有することになります。

本制度では、共通義務確認訴訟の確定判決は、民事訴訟法第 115 条第 1 項の規定にかかわらず、当事者以外の特定適格消費者団体や対象消費者の範囲に属する届出消費者に対してもその効力を有することになりますので（第 9 条）、確定判決と同一の効力を有する訴訟上の和解についても、他の特定適格消費者団体や届出消費者に対しても効力を有することになります。また、共通義務が存することを認める内容の和解については、簡易確定手続の開始原因（第 12 条）となります。

Q45 対象消費者の権利を害する目的をもってされる和解の防止策及び是正手段はどのようなものですか。

1. 対象消費者の権利を害する目的をもってされる和解の防止策

対象消費者の権利を害する目的をもってされる和解の防止策としては、特定適格消費者団体間の相互牽制があります。

具体的には、他の特定適格消費者団体は、共同訴訟参加（民事訴訟法第 52 条第 1 項）した上で和解に応じないことで事前に不当な和解を防止することができるところ、その実効性を確保するため、特定適格消費者団体は、共通義務確認訴訟において和解をしようとするときは他の特定適格消費者団体にその旨を通知しなければならないこととしています（第 78 条第 1 項第 7 号）。

加えて、対象消費者の利益を害する内容の和解をした特定適格消費者団体については、その特定適格消費者団体の認定又は適格消費者団体の認定を取り消すことができることとすることで（第 86 条第 2 項第 1 号）、その抑止を図ることとしています。

2. 対象消費者の権利を害する目的をもってされた和解の是正手段

本制度においては、対象消費者の権利を害する目的をもってされた確定判決に対しては再審の訴えをもって不服を申し立てることができることとしており（第 11 条）、その趣旨からして、対象消費者の権利を害する目的をもってされた和解については、再審事由に該当する瑕疵があるものとして無効となる場合もあるものと考えられます。

したがって、当事者以外の特定適格消費者団体としては、新たな共通義務確認の訴えの提起をした上で、その手続の中で、対象消費者の権利を害する目的をもってされた和解の効力を争うことなどが考えられます。

Q46 共通義務確認訴訟の係属中に被告が破産した場合はどのように取り扱われますか。

共通義務確認訴訟の係属中に相手方について破産手続開始の決定があった場合には、共通義務確認訴訟は中断するものと考えられます（破産法第 44 条第 1 項）^(注)。

対象消費者は、破産手続において、自ら債権届出をしなければならず（同法 100 条第 1 項、同法第 111 条第 1 項）、破産手続において、債権の存否及び内容が確定されることとなります。

なお、特定適格消費者団体がまとめて破産債権の届出をすることは、特定適格消費者団体の業務とはされておらず（第 65 条第 2 項）、できないものと考えられます。

(注) 特定適格消費者団体にとっては、共通義務確認訴訟を進行する実益がないことになるため、通常の場合は、当該団体は訴えを取り下げる（民事訴訟法第 261 条第 1 項）のではないかと考えられます。

なお、特定適格消費者団体が破産した場合には、当該特定適格消費者団体は解散することになり（特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 6 号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 148 条第 1 項第 6 号、同法第 202 条第 1 項第 5 号）、解散した場合には適格消費者団体の認定が失効することになっているので、（消費者契約法第 22 条第 4 号）、特定適格消費者団体の認定も失効します（第 74 条第 1 項第 5 号）。この場合、他に当事者である特定適格消費者団体がいないときには、内閣総理大臣が訴訟を受継する特定適格消費者団体を指定することになります（第 87 条第 1 項）。

Q47 対象債権の確定手続の概要はどのようなものですか。

1. 簡易確定手続の概要

対象債権の確定手続（第2章第2節）は、簡易確定手続（第1款）と異議後の訴訟（第2款）とからなる手続です。

簡易確定手続は、共通義務確認訴訟で確認された被告である事業者の共通義務（第2条第4号に規定する義務）を前提として、対象債権の存否及び内容を、簡易な手続により確定していくものです。

具体的な手続の概要は、次のとおりです。

① 簡易確定手続申立団体が、共通義務確認訴訟の結果等について、知っている対象消費者に対して個別に通知する（第25条第1項）とともに、簡易確定手続申立団体のウェブサイトに掲載する方法など相当な方法により公告します（第26条第1項）。

こうした情報提供により、簡易確定手続が開始されたこと、簡易確定手続に加入する場合には簡易確定手続申立団体に授權する必要があることなどを対象消費者に周知します。

このとき、相手方である事業者も公表義務（第27条）や情報開示義務（第28条第1項）を負うことになります。

② 簡易確定手続申立団体が、対象消費者から授權を受けて、裁判所が定めた届出期間内に、裁判所に対して対象債権の届出を行います（第30条第1項、第31条第1項）。

③ 相手方は、届出債権の内容について、裁判所が定めた認否期間内に、認否を行います（第42条第1項）。相手方が認否期間内に認否をしなかったときは、相手方において、届出債権の内容の全部を認めたものとみなされます（第42条第2項）。なお、相手方が届出債権の内容の全部を認めたときは、届出債権の内容は、確定します（第42条第3項）。

④ 債権届出団体は、相手方が認否した内容に不服があれば、認否期間の末日から1月の不変期間内に、認否を争う旨の申出をします（第43条第1項）。なお、適法な認否を争う旨の申出がないときは、届出債権の内容は、相手方の認否の内容により確定します（第47条第1項）。

⑤ 裁判所は、適法な認否を争う旨の申出があったときは、債権届出団体及び相手方の双方を審尋した上で、届出債権の存否及び内容について、簡易確定決定をします（第44条第1項、同条第2項）。簡易確定決定のための審理においては、証拠調べは書証に限りすることができるなど、証拠調べに制限があります（第45条）。なお、裁判所は、必要があると

認めるときは、届出債権の支払を命ずる簡易確定決定について、仮執行宣言を付すことができます（第44条第4項）。

⑥ 簡易確定決定に不服がある債権届出団体、相手方及び届出消費者は、簡易確定決定の決定書の送達から一月の不変期間内に異議の申立てをすることができます（第46条第1項、同条第2項）。

2. 異議後の訴訟の概要

簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあったときは、債権届出の時に債権届出団体又は届出消費者を原告として、簡易確定決定をした地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされ（第52条第1項前段）、異議後の訴訟が開始します。

異議後の訴訟においては、民事訴訟法の規定が適用されることとなりますが、原告は訴えの変更（届出消費者又は請求額の変更を内容とするものを除く。）をすることができず（第54条第1項）、被告は反訴を提起することができないこととしています（同条第2項）。

Q48 特定適格消費者団体は簡易確定手続開始の申立てをしなければならないとしている（第14条）のはなぜですか。

本制度において、簡易確定手続開始の申立てができるのは、第12条に規定する特定適格消費者団体に限られており、同条に規定する特定適格消費者団体が簡易確定手続開始の申立てをしなければ、簡易確定手続は開始されないこととなります。

簡易確定手続が開始されなければ、対象消費者の被害の回復を図る本制度の制度趣旨が実現されない上、本制度に基づく時効中断の遡及効（第38条）を見越して個別の訴訟の提起をしなかった対象消費者にとっては、請求権を行使する機会を喪失することになり、本制度に対する信用も害されます。また、共通義務確認訴訟に関して費やされた相手方の応訴負担及び手続も全て無駄になります。

そこで、本制度の実効性及び信頼性を確保する観点から、第12条に規定する特定適格消費者団体に対し、簡易確定手続開始の申立てを義務付けることとしています（第14条）。

Q49 「正当な理由」（第14条）とはどのようなものですか。

特定適格消費者団体に申立義務を課したのは、本制度の実効性及び信頼性の確保にあるため、申立義務を免除する要件である「正当な理由がある場合」とは、簡易確定手続の開始の申立てをする必要がないような場合となります。

具体的には、例えば、複数の特定適格消費者団体が簡易確定手続開始申立義務を負う場合において、いずれかの特定適格消費者団体の申立てによって簡易確定手続開始決定がされた場合などが考えられます。このような場合には、重ねて簡易確定手続開始の申立てをしても、第23条によって、簡易確定手続開始の申立ては却下されるだけであり、新たに簡易確定手続開始の申立てをさせる必要はないからです。

Q50 簡易確定手続開始の申立ての取下げにはどのような規律がありますか。

1. 裁判所の許可

簡易確定手続開始の申立てをした後に簡易確定手続申立団体による取下げが自由にできるとすれば、簡易確定手続開始の申立てを特定適格消費者団体の義務として対象消費者の被害回復の実効性を確保した趣旨が失われることとなり、また、対象消費者の地位を不安定にして手続に対する信頼を損なうこととなります。

そこで、簡易確定手続開始の申立ての取下げには裁判所の許可を要することとしています（第18条第1項）。

また、手続上の規律として、簡易確定手続開始の申立ての取下げは、口頭弁論等の期日とする場合を除き、書面で行わなければならないこととなります（第18条第2項による民事訴訟法第261条3項の準用）。

なお、取下げが許容され得る事案としては、確定した届出債権が存しない段階で、相手方が破産した場合など、もはや手続を継続する意味がない場合が考えられます。

2. 取下げの効果

取下げがされると、簡易確定手続は初めから係属していなかったものとみなされるため（第18条第2項による民事訴訟法第262条第1項の準用）、届出債権の認否による確定や簡易確定決定の効力は失われます。

なお、裁判所による官報公告（第22条）や簡易確定手続申立団体による通知・公告（第25条、第26条）等がなされた後に取り下げによって手続が終了した場合などには、簡易確定手続申立団体は、対象消費者に対して、適宜、その旨を情報提供するように努めることが必要と考えられます（第82条）。

Q51 簡易確定手続はどのくらいの期間を要すると考えられますか。

簡易確定手続に要する期間については、対象消費者の人数や情報開示命令の申立てがされるか否かなど、具体的な事案によって様々であると考えられます。もともと、簡易確定手続は、事業者に通義義務（第2条第4号に規定する義務）が認められていることが前提となっている手続であり、また、簡易確定手続における証拠調べを書証に限るなど（第45条）簡易・迅速な手続を予定していることから、債権届出以降は、通常の訴訟手続によるよりも迅速に手続が進められることが期待されます。

Q52 簡易確定手続において届出を促すための方策はどのようなものですか。

1. 対象消費者に対する情報提供の重要性

本制度を対象消費者が利用しようとする場合には、簡易確定手続申立団体に対する授権という積極的な行為を必要としているため、本制度の実効性を確保するためには、対象消費者に対して、簡易確定手続申立団体に対して授権をするために必要な情報を提供することが重要となります。

2. 簡易確定手続申立団体による情報提供

そこで、簡易確定手続が開始されたときは、簡易確定手続申立団体に授権をするために必要な情報（被害回復裁判手続の概要及び内容、共通義務確認訴訟の確定判決の内容、対象債権及び対象消費者の範囲、簡易確定手続申立団体の名称及び住所、報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法、対象消費者が簡易確定手続申立団体に対して授権をする方法及び期間等）を、

- ① 知っている対象消費者に対して、書面送付や電子メール送信等により、個別に通知をするとともに（第25条第1項）、
- ② 簡易確定手続申立団体のウェブサイトに掲載するなど相当な方法により、公告する（第26条第1項）

ことを、簡易確定手続申立団体に対して義務付けています。

3. 相手方による情報提供

また、対象消費者に対する情報提供の実効性を高めるため、相手方である事業者に対しても、

- ① 簡易確定手続申立団体からの求めがあるときは、簡易確定手続に関する基本的な情報（簡易確定手続申立団体の名称及び住所など）を、相手方のウェブサイト等に掲載するなどの方法により、公表する義務を課し（第27条）、
- ② 簡易確定手続申立団体による通知の実効性を高めるため、相手方が、対象消費者の氏名及び住所等の情報が記載された文書を所持する場合に、団体の求めがあるときは、当該文書を簡易確定手続申立団体に開示する義務を課し（第28条第1項）、裁判所が団体の申立てにより相手方に情報開示を命ずることができる（第29条第1項）

こととしています。

Q53 「正当な理由」（第25条第1項、第26条第1項）とはどのようなものですか。

本制度の実効性を確保するためには、対象消費者に対する情報提供を実効的に行う必要があることから、簡易確定手続開始決定がされたときは、原則として、簡易確定手続申立団体の通知・公告義務を生じさせることとしており、その例外となる「正当な理由がある場合」については、簡易確定手続申立団体に原則として通知・公告義務を課すこととした趣旨から認められるものでなければなりません。

例えば、相手方について破産手続が開始されたことにより簡易確定手続によって対象消費者の被害回復を図ることが困難となったため、通知・公告をする意義が大きく失われたような場合などが考えられます。また、通知については、官報公告やマスコミの報道等によって既に情報を得た対象消費者から簡易確定手続申立団体が授権を受けており、当該消費者に改めて通知をすることが不要であるような場合なども考えられます。

他方、簡易確定手続申立団体が通知に必要な資金や体制を整えられなかっただけのような場合には「正当な理由がある場合」には当たらないものと考えられます。

なお、「正当な理由がある場合」には簡易確定手続申立団体には通知義務が生じないこととなりますが、簡易確定手続申立団体が任意の通知をすることが禁止されることになるものではありません。したがって、例えば、マスコミの報道等によって一部の対象消費者から既に授権を受けていた場合、授権を受けている対象消費者を除いた上で通知をしなければならないことになるものではなく、対象消費者に対して一斉に通知することも否定されません。

Q54 「知っている対象消費者」（第25条第1項）とはどのようなものですか。

「知っている対象消費者」とは、共通義務確認訴訟の判決で示された対象消費者に該当する者であると合理的に認められる消費者であって、簡易確定手続申立団体が通知をする時点において、通知をするために必要な事実が判明している者のことです。

通知をするために必要な事実としては、その者の氏名のほか、通知を送付すべき住所又は電子メールアドレス等の連絡先が該当します。

対象消費者に対する情報提供という本制度における通知の重要性及び趣旨からして、裁判所において対象消費者と認定されるだけの証拠が備わっていることまでを求めるのではなく、簡易確定手続申立団体によって対象消費者に該当する者であると合理的に認められる消費者であればよいと考えられます。

Q55 「相当な方法」（第26条第1項）とはどのようなものですか。

対象消費者に対する情報提供の実効性を確保する必要があるとしても、①その費用は最終的に対象消費者に転嫁され得る費用であり費用対効果も考慮すべきであること、②公告方法として適当な方法は事案によって異なり、簡易確定手続申立団体による迅速かつ柔軟な対応を可能とする必要もあることから、簡易確定手続申立団体による公告の方法については、特定の方法を法定するのではなく、「相当な方法」によることとしています。

「相当な方法」に当たるか否かは、情報提供の実効性及び効率性の観点を総合的に考慮して判断することになります。

この点、簡易確定手続申立団体のウェブサイトに掲載する方法であれば、不特定多数の者がこれを閲覧することが可能であり、情報が文字化される点で対象消費者による内容把握が容易となるものであって、また、その費用も過大となるものではないという点で、「相当な方法」に該当するものと考えられます。もともと、事案における被害実態や特徴、国民生活センター等に寄せられている相談内容等からして、対象消費者の中に高齢者や障害者が多数いることが予想され、簡易確定手続申立団体のウェブサイトに掲載する方法での情報提供の実効性に期待ができないおそれがあるような場合には、この方法に追加して又はこの方法に代えて、別途「相当な方法」による情報提供が必要となると考えられます。

Q56 通知・公告の費用は誰が負担するのですか。

通知・公告に要する費用については、相手方である事業者負担させる旨の特段の規定は設けておらず、通知・公告を行った簡易確定手続申立団体が負担することになります。

なお、通知・公告に要する費用を含む費用について、簡易確定手続申立団体は、簡易確定手続に加入した消費者から、支払を受けることができます。

Q57 通知・公告の費用を特定適格消費者団体が負担するのはなぜですか。

通知・公告は、消費者の被害回復のために本制度で特別に設けた手続ですが、その性質は、簡易確定手続に消費者の加入を促すための準備行為となります。したがって、通知・公告に要する費用は、裁判の準備費用の一つとなりますが、裁判の準備費用は、通常の民事裁判手続においても、訴訟費用には含まれないため、仮に原告となる消費者が勝訴をしたとしても原告が負担することになる性質の費用です。

また、通知・公告の方法については、団体が一定の範囲内で適切に判断して行うことができるようにしており、その方法及び金額は定型的ではなく、一定額に収まるものではなく上限等ありません。そのため、事業者負担させるべき金額についてあらかじめ法律で一定額に定めることは難しく、仮に裁判所が事案ごとに定めることとしても、その範囲を適切に確定するため、事業者の言い分も十分に聞いた手続を踏まなければなりません。簡易・迅速な解決のための簡易確定手続の中で、そのような手続を設けることは困難です。

通知・公告がこのような性質を有するため、それに要する費用については、事業者の義務が最終的に確定していない通知・公告の段階はもちろん、簡易確定手続で相手方である事業者が敗訴したとしても、そのことを根拠に事業者負担させることは困難です。

そこで、通知・公告を手続の中に組み入れることにしましたが、更にその費用を相手方である事業者負担させる手続は設けていません。

Q58 相手方に公表義務や情報開示義務を課すのはなぜですか。

消費者が本制度を利用しようとする場合には、簡易確定手続申立団体に対して授権をするという積極的な行為が必要となります。

したがって、本制度の実効性を確保するためには、簡易確定手続申立団体に対して授権をするために必要な情報を、対象消費者に提供することが重要となります。

相手方は、共通義務確認訴訟の結果、対象消費者に対して共通義務（第2条第4号に規定する義務）を負うことが確認されており、個々の消費者に対して対象債権について法的責任を負うことになる蓋然性がある状態にあることから、相手方の負担が合理的な負担の範囲内であれば、簡易確定手続申立団体による通知・公告を補う形で、相手方にも、対象消費者に対する情報提供のための一定の義務を負わせることが合理的です。

そこで、本制度では、対象消費者に対する情報提供の実効性の観点だけでなく、相手方の負担にも配慮した上で、相手方に公表義務や情報開示義務を課すこととしています。

具体的には、対象消費者にとってみれば、契約の相手方である相手方の発信する情報は、簡易確定手続申立団体のそれと比べて目に触れる機会が多いと考えられ、対象消費者に対する情報提供方法として一定の実効性を有すると考えられることから、公表事項については裁判所の官報公告事項に限定し、また、公表方法についても、法定する合理的な方法のうち、どの方法によるかは相手方が選択することができるようにした上で、相手方に公表義務を課すこととしました（第27条）。

また、簡易確定手続申立団体は対象消費者に通知をするために必要な情報を通常有しておらず、他方で対象消費者と契約関係など接点のある相手方は対象消費者に通知するために必要な情報が記載された文書を所持している可能性が高いと考えられることから、「相手方が開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するとき」（第28条第1項ただし書）は義務を負わないこととした上で、相手方が所持する文書を簡易確定手続申立団体に開示する情報開示義務を相手方に課すこととしました（同項本文）。

Q59 相手方はどのような方法で公表（第27条）する必要がありますか。

1. 基本的な考え方

公表の方法については、対象消費者に対する情報提供の実効性の確保と相手方の負担を合理的な範囲にとどまるようにする観点から、一定の方法を法定しています（第27条）。

具体的には、本制度では、「インターネットの利用、営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法」と複数の方法を認めています。

複数の方法のうち、いずれの方法を選択するかは、相手方において判断することになります。なお、「簡易確定手続申立団体の求め」は、公表義務の発要件として定めるものであり、公表方法について、簡易確定手続申立団体が指定することとはしていません。

2. 具体的な方法

掲示する方法で公表する場合には、「公衆に見やすい」（第27条）ように掲示することが必要となります。「公衆に見やすい」とは、対象消費者が容易に視認することができる状態になっていることを求めるものです。

インターネットを利用して公表する場合には、公表義務の趣旨からして、対象消費者が容易に視認することができるように公表することが必要となると考えられます。例えば、簡易確定手続申立団体のウェブサイトへのリンクを張って掲載する方法で公表するのであれば、そのリンク元が相手方のウェブサイトの見やすい箇所にあるとともに、リンク先の情報が対象消費者に向けられた情報であることが分かりやすいように掲示されているのであれば、インターネットを利用した公表として適当であると考えられます。

また、「その他これらに類する方法」としては、例えば、相手方が予備校であり、受講生が対象消費者であるような事案において、相手方が普段、授業に必要な配布物を置く場所に、公表事項を記載した文書を置く方法などが考えられます。

Q60 相手方が情報開示義務を負う文書はどのようなものですか。

第28条第1項本文は、相手方に情報開示義務が生じる要件として、相手方による文書の「所持」と届出期間中の「簡易確定手続申立団体の求め」とを定めています。

したがって、相手方が情報開示義務を負う対象は、簡易確定手続申立団体の求めがあった時点で相手方が所持している対象消費者の氏名及び住所又は連絡先（内閣府令で定めるものに限る。）が記載された文書になります。

なお、「対象消費者の氏名及び住所又は連絡先」とともにそれ以外の事項が記載されていても、相手方は当該文書について開示義務を負います。なお、対象消費者でないことが明らかな者の「氏名及び住所又は連絡先」や対象消費者に係るものであっても「氏名及び住所又は連絡先」以外の事項を除外して開示することができますが（第28条第2項）、相手方の負担にも配慮し、除外する義務があるものとはしていません。

また、文書には、顧客データなどの電磁的記録を含みます。

Q61 「開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するとき」（第28条第1項ただし書）とはどのようなものですか。

本制度では、簡易確定手続が開始する前提として、共通義務確認訴訟において、既に対象消費者の範囲が十分特定されていることが前提にあり^(注)、どの文書が開示すべき文書に該当するかについても、これを前提に判断することになります。

ただし、具体的な事案によっては、開示すべき文書の範囲を特定するために要する相手方の費用又は時間が不相当に過大なものとなり、相手方に過大な負担を生じさせる場合も考えられることから、このような要件を設けることとしています。「開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するとき」に該当するか否かは、このような規定の趣旨に鑑み、対象消費者の範囲や相手方における当該文書の保管状況等を考慮して、裁判所において、具体的な事案ごとに判断されるものと考えられます。

「開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するとき」に該当する具体例としては、契約書又は顧客リストはあるものの、それに記載されている情報が乏しく、他の資料と照合しなければ対象消費者が記載された文書であるかを特定できない場合において、当該照合の対象となる他の資料がバラバラに保管されており、かつ、その量が膨大である等の理由により、その作業に過大な費用及び長期間を要する場合などが考えられます。

(注) 例えば、対象消費者の範囲が「ある商品の元本欠損のリスクについて十分な説明を受けずに契約を締結した者」といったように、十分な説明を受けなかったか否かについて相手方が一定の評価をすることが必要となり、その判断が困難となるような場合は、そもそも対象消費者の範囲の特定が不十分であって、そもそも簡易確定手続に進むことができず、事業者が情報開示をしなければならない場合として想定されていません。

Q62 情報開示命令の実効性はどのように確保されているのですか。

相手方が正当な理由なく情報開示命令に従わない場合は、過料の制裁により情報開示命令の実効性を担保することとしています。すなわち、相手方が正当な理由なく情報開示命令に従わないときは、裁判所は、決定で、30万円以下の過料に処することとしています（第29条第7項）。

「正当な理由」としては、例えば、決定後に火災などの不可抗力によって対象文書が消失した場合などが考えられます。

なお、情報開示命令の性質に照らし、情報開示命令が一般的に強制執行手続に馴染むものとはいえないと考えられることから、執行力は有しないこととしています（第29条第6項）。

Q63 情報開示の求めに応じて相手方が開示した文書に記載のあった消費者について、相手方は後に対象消費者ではないと争うことができますか。

情報開示義務は、簡易確定手続申立団体による対象消費者に対する通知の実効性を確保するため、相手方に、対象消費者の氏名及び住所等の情報が記載された文書の開示を義務付けたものです（第28条第1項）。

したがって、相手方が情報開示義務に基づいて対象文書を簡易確定手続申立団体に開示したとしても、そのことによって、対象文書に記載のある消費者を対象消費者であると認めたことになるものではなく、対象消費者該当性を争うことができます。

Q64 相手方が第三者に顧客管理を委託している場合に、情報開示義務を負うことがありますか。

情報開示義務は、共通義務確認訴訟の結果、事業者が対象消費者に対して共通義務（第2条第4号に規定する義務）を負うことが認められたことを根拠とするものであるから、相手方以外の第三者に情報開示義務が課されることはありません。

ただし、相手方が第三者に顧客管理を委託しているような場合であっても、相手方に文書の所持（第28条第1項本文）が認められるとして、相手方に情報開示義務が課される場合があると考えられます。

その場合には、情報開示義務を負う相手方が委託先である第三者から文書を取り寄せて簡易確定手続申立団体に開示する方法や相手方が委託先である第三者に対して文書の開示を指示する方法が考えられます。

Q65 相手方が情報開示義務に基づいて申立団体に情報を開示することは、個人情報の保護に関する法律第23条が禁止する個人データの第三者提供には当たりませんか。

個人情報の保護に関する法律第23条は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供することができる場合として、同条第1項第1号で「法令に基づく場合」を挙げています。「法令に基づく場合」とは、法令上、第三者提供が義務付けられている場合に限らず、第三者提供の根拠が規定されている場合をも含む趣旨であると解されています。

したがって、本制度の情報開示義務に基づく情報開示については、対象消費者以外の消費者についての記載も含めて、同法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当することになります。

よって、本制度の情報開示義務に基づく情報開示については、対象消費者以外の消費者についての記載も含めて、同法の「法令に基づく場合」に該当し、同法が禁止する第三者提供には当たりません。

Q66 情報開示の求めがあった後に、相手方が文書を破棄した場合には、情報開示義務に違反することになりますか。

簡易確定手続申立団体からの求めがあり、対象となる文書を所持している場合（第28条第1項本文）には、相手方は情報開示義務を負うため、対象となる文書を廃棄して情報開示を拒むことは、情報開示義務に違反することになります。特に、裁判所が情報開示命令を発した場合に、対象となる文書を破棄して正当な理由なく情報開示命令に従わないときは、裁判所は決定で30万円以下の過料に処することができるとの制裁規定（第29条第7項）があります。

なお、情報開示について簡易確定手続申立団体からの求めがある前に破棄した場合には、簡易確定手続申立団体からの求めがある時点において情報開示の対象となる文書が存在しないため、相手方は情報開示義務を負うことはなく（第28条第1項本文）、情報開示義務違反となるものではありません。

ただし、相手方が不当に名簿等を廃棄したことによって、簡易確定手続申立団体の通知・公告費用が増大したなどの場合は、簡易確定手続申立団体の相手方に対する不法行為に基づく損害賠償請求（民法第709条）が認められる場合もあり得ます。

Q67 簡易確定手続はどのような点が、簡易なものとなっていますか。

通常の訴訟手続においては、公開の口頭弁論により審理し、判決がされることになっています。当事者の主張を整理した上で、証人尋問等の証拠調べを行うことが通常ですが、長期の審理を要する場合もあります。

簡易確定手続においては、①簡易確定手続申立団体による債権届出及びこれに対する相手方の認否を経て、争いがない場合に確定させる（第42条第3項、第47条第1項）という枠組みを採りつつ、②審理については、口頭弁論をする必要がなく、通常、書面審理で進められることとし（第13条）、③簡易確定決定をする場合には、審尋がされるが（第44条第2項）、証拠調べは書証に限られ（第45条第1項）、証人尋問は行うことができない^(注) こととして、簡易かつ迅速に判断することになります。

(注) 異議申立てをすれば、通常の訴訟手続で審理される（口頭弁論がなされ、証拠調べの制限はなく、十分な攻撃防御の機会が保障されている。）ため、簡易な手続により判断をしても手続保障に欠けるものではありません。

Q68 簡易確定手続において届出をすることができる債権はどのようなものですか。

簡易確定手続では、「簡易確定手続開始決定に係る対象債権」（第30条第1項）を、簡易確定手続申立団体に限り、届け出ることができます。これは、共通義務確認訴訟で義務が確認され、簡易確定手続開始決定の決定書に記載された、対象消費者の範囲に属する者の有する対象債権をいいます。

そして、共通義務確認訴訟の判決や和解において共通する事実上及び法律上の原因に基づき金銭を支払う義務を負うべきことが確認されているので、その事実上及び法律上の原因を前提とする請求の原因に限り記載をすべきものであることを定めています（第30条第2項第2号）。共通する事実上及び法律上の原因を前提としない別の請求の原因を追加して主張すること（例えば、共通義務確認訴訟の判決において、個々の消費者の事情がない限り、不实告知による取消しを理由とした不当利得返還請求義務があることが確認されているという場合において、不当利得返還請求権を届け出る際に、届出書に詐欺取消しを理由とする請求原因をも付加して主張すること）は、許されません。もっとも、およそ請求の原因を追加してはならないということではなく、確認された義務を前提とするもの（例えば、代理人により契約が締結された場合に、代理権の存在や顕名などの請求原因）を追加することはできます。

なお、届出書の請求の原因の記載においては、当該簡易確定手続の対象となっている債権であることが明らかになる必要があるため、債権を特定するのに必要な事実を明らかにする必要があります。また、上記のとおり、届出書に記載できる請求の原因には制限があることから、記載された請求の原因が共通義務確認訴訟において認められた義務に係る事実上及び法律上の原因を前提とすることを明らかにする必要があります。

Q69 同一の債権について別に訴訟が係属している場合に債権届出をすることはできますか。

1. 対象消費者のする訴訟等について

対象消費者が同一の債権について別に訴訟をしている場合には、簡易確定手続申立団体がその債権について債権届出をしても、債権届出は却下されることとなります（第30条第4項）。

これは、個別の訴訟と簡易確定手続と両方の手続が進行し裁判がされると、矛盾した裁判が出るおそれがあり、それを避ける必要がある上、審理の重複が生じ、当事者にとっても裁判所にとっても負担になるため、民事訴訟法第142条にならって設けられたものです。

もっとも、被告が準備書面を提出するなどした後は被告の同意が必要ですが、個別の訴訟について訴えの取下げ（民事訴訟法第261条第1項）をすれば、債権届出をすることは可能です。

なお、第50条が民事訴訟法第142条を準用していることから、同一の対象債権について重ねて債権届出をすることはできません。

2. 事業者のする訴訟について

また、事業者が債務不存在確認訴訟を提起している場合において、その債権について債権届出をする場合にも、審理の重複が問題になり得ますが、この場合は本制度の実効性を確保する観点から、特に債権届出を認めることとしています。第30条第4項は、「対象消費者が提起したその有する対象債権に基づく訴訟」と規定しており、事業者が提起した訴訟は含まれていません。

Q70 債権届出をしなかった場合には、消費者の権利にはどのような影響がありますか。

債権届出をしなかった場合には、消費者は簡易確定手続で債権の支払を求めることができませんが、債権届出をしないことは、権利の存否について何らの影響も及ぼしません。そのため、消費者は本制度外で権利行使をし得るのであり、自ら訴えを提起することもできます。

なお、共通義務確認訴訟の判決の効力は、対象消費者の範囲に属する届出消費者（簡易確定手続で債権届出があった債権の債権者である消費者）について及ぶものとしています（第9条）。したがって、債権届出をしなかった債権の債権者である消費者には、共通義務確認訴訟の判決の効力が及ばないため、当該消費者との関係では、事業者は、共通義務（第2条第4号に規定する義務）の存否も含めて争い得ることとなります。

Q71 債権届出及び簡易確定手続を迫行するための授權（第31条第1項）には、事業者からの弁済受領権限が含まれますか。

簡易確定手続申立団体は、消費者から授權を受けることにより当事者として簡易確定手続を迫行する権限が与えられることになるところ（第31条第1項）、届出をする際の授權には、簡易確定手続において確定した債権について、事業者からの弁済を受ける権限が含まれるのが通常であると考えられます^(注)。

ただし、消費者はいつでも授權を取り消すことができるため（第31条第3項）、授權が取り消された場合には、簡易確定手続申立団体にはそれ以降の手続迫行権がないこととなります。なお、このようにしたとしても、授權の取消しについては相手方に通知しなければ効力が生じないこととしており（第31条第4項）、事業者は授權が取り消されたことを知り得るので、特段の不都合はありません。

(注) なお、簡易確定手続授權契約の内容については、業務規程に定められていなければならないとしています（第65条第5項）。

なお、授權においては、訴訟代理とは異なり、和解や取下げ等の権限についても包括的に授權するものであり、債権届出と簡易確定手続の迫行は一体のものとして授權しなければなりません。自由に手続の一部について制限をして授權をすることができるかすると、訴訟行為のたびに授權の有無の確認が必要になり、煩雑であり簡易迅速な手続になじまない上、届出消費者としてもいつでも授權の取消しができる以上不都合はないからです（強制執行手続との関係は、Q106参照）。

Q72 「授權を欠いたとき」(第 31 条第 6 項)に債権届出の取下げがあったものとみなすのはなぜですか。

1. 取下げがあったものとみなされる趣旨

本制度は、対象債権の確定を共通義務確認訴訟と対象債権の確定手続とに分けて審理することにし、この二段階の審理によって初めて対象債権の審理が完結するものです。このため、対象債権の確定手続の手続追行主体は、共通義務確認訴訟との関係を含めた制度全体の枠組みの中でその適格を有する者に認めることが適当です。消費者の負担軽減や多数の消費者への対応を求められる相手方の負担軽減及び審理の効率化の観点から、簡易確定手続では、簡易確定手続申立団体と相手方のみが当事者となり、届出消費者は当事者となることができないとしています。そのため、授權を欠いた場合には、当事者となるべき者がいない状況が発生しますので、授權を欠いた場合には、債権届出を取り下げたものとみなすこととしました。

2. 取下げがあったものとみなされる場合

「授權を欠いたとき」とは、対象消費者が授權を取り消した場合(第 31 条第 3 項)と、簡易確定手続申立団体が簡易確定手続授權契約を解除した場合(第 33 条第 2 項)の双方があります。

また、債権届出の却下決定や認否を争う旨の申出の却下決定がされた後に授權を欠くに至った場合にも、「簡易確定決定があるまで」に含まれます。なぜならばそれらの決定がされた後に即時抗告がされ、それらの決定が取り消された場合には、審尋を行い、簡易確定決定をすることがありますが、届出消費者は自らこの手続を進行することができないことから、これらの決定の後も債権届出の取下げをみなす必要があるからです。

3. 取下げがあったものとみなされない場合

一方、簡易確定決定があった後に授權を欠いた場合には、取下げがあったものとみなされることはありません。届出消費者は自ら異議を申し立てることができ(第 46 条第 2 項)、さらに、異議後の訴訟を進行することができ(第 52 条第 1 項)、異議を申し立てなければ、届出債権は確定します(第 47 条第 1 項)。異議の申立ての期間内に授權を欠いたことで手続が中断するものではありません。

また、債権届出の却下決定が確定した場合には手続が終了することから、授權を欠いたとしても取下げがあったものとみなされることはありません。

Q73 簡易確定決定があった後に、授權を取り消したときは、更に授權をすることができない(第 31 条第 9 項)としているのはなぜですか。

簡易確定決定に対しては、届出消費者が自ら異議を申し立てることができません(第 46 条第 2 項)。特定適格消費者団体が授權を受けて手続を進行することができることにしたのは、届出消費者の手続負担の軽減や審理の効率化のためであり、届出消費者が自ら手続を進行できると判断するのであれば、負担軽減の必要性は少なく、むしろ更に授權がされると当事者の変更に対応しなければならなくなる特定適格消費者団体の事務負担が大きく、審理の効率化に資さないばかりか複雑化させることになるので、簡易確定決定があった後は、更に授權をすることができないこととしています。

一方、簡易確定決定があるまでに授權が取り消されたときは、債権届出の取下げがあったものとみなされる(第 31 条第 6 項)、届出期間中は一度債権届出を取り下げ、再度債権届出をすることができることとの対比から、更に授權をすることも許容されることとしています。届出期間経過後については、新たな債権届出をすることができないので、更に授權をすることを問題にする必要がないことから特に規定をしていません。

Q74 簡易確定手続申立団体は、授権をしようとする者に対して、授権に先立ちどのような事項を説明しなければならないのですか。

本制度では、被害回復関係業務の適正性を確保するため、簡易確定手続申立団体は、授権に先立ち、被害回復裁判手続の概要及び事案の内容その他内閣府令で定める事項を、授権をしようとする者に対して説明しなければなりません（第32条）。

内閣府令で定める事項としては、授権をしようとする者が授権をするか否かを判断するに当たって必要となる事項とする観点から、基本的には簡易確定手続申立団体の通知事項（第25条第1項）と同様の事項を予定しています。

通知事項を重ねて説明義務の対象としたのは、消費者の中には通知・公告に接していない者もあり得ること、共通義務確認訴訟の判決の効力が対象消費者の範囲に属する届出消費者に及ぶこととなりますが、当該判決が一部勝訴の場合には、敗訴部分についても効力が及ぶことになること、また、特定適格消費者団体は報酬又は費用の支払を受けることができることから、消費者としてはそれらの内容を正確に知った上で、授権をするか否かを判断する必要があるからです。

Q75 簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いて、授権を拒むことができない（第33条第1項）としているのはなぜですか。

簡易確定手続においては、審理の効率化、相手方事業者の負担軽減の観点から、手続を進行する主体を簡易確定手続申立団体に一本化し、個々の対象消費者が裁判所に直接、債権届出をすることができないこととしています。

そのため、対象消費者の権利実現のためには、対象消費者が裁判所の判断を得る機会を保障する必要があるから、簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いて、授権を拒むことができないこととしています（第33条第1項）。

Q76 「やむを得ない理由」(第 33 条第 1 項、同条第 2 項)とはどのようなものですか。

「やむを得ない理由」とは、例えば、授権する者が授権を証するのに必要な書類を提出しない場合や簡易確定手続申立団体が定めた費用等の負担を拒否する場合等が考えられます。

また、対象消費者が簡易確定手続申立団体に対して授権をする方法及び期間は、簡易確定手続申立団体が対象消費者に対して通知すべき事項の一つとして定めることとしている(第 25 条第 1 項第 6 号)ところ、その期間が合理的なものであるときは、簡易確定手続申立団体が定めた期間の経過後に対象消費者から簡易確定手続授権契約の申込みがあった場合に、同契約の締結を拒絶することが認められると考えられます。

一方、簡易確定手続申立団体としては、対象債権の存在が認められないとか、簡易確定手続授権契約の申込みをした者が対象消費者に当たらないと考えた場合でも、これらの点について、裁判所の判断を受ける機会を保障すべきであるから、授権を受けるべきであり、「やむを得ない理由」があるときには当たりません。

ただし、そのような場合にその旨説明することは、契約を締結すべき義務に反するものではありません。

なお、第 33 条第 2 項の「やむを得ない理由」についても同様です。

Q77 簡易確定手続申立団体の公平誠実義務とはどのようなものですか。

簡易確定手続申立団体は、複数の対象消費者から授権を受けた場合、ある特定の対象消費者の利益を犠牲にして他の対象消費者の利益を図るような行為をすることがないように、授権をした消費者のために公平かつ誠実に手続の追行等を行わなければならない旨を規定しています(第 34 条第 1 項)。

公平義務に違反するものとしては、例えば、授権を受けた対象消費者に相手方から受け取った金銭を分配する際に、合理的な理由なく特定の対象消費者について有利に分配するような場合や、合理的な理由なく一部の消費者に対して報酬等の減免を行うような場合が考えられます。

強制執行の申立てをする場合には、同時に申立てをした対象消費者との間では強制執行により得た金銭を平等に配分すべきと考えられますが、届出消費者のうち一部の者について債務名義を取得した段階で、それらの者のために強制執行の申立てをし、一定金額を回収した場合に、当該債務名義に係る債権を有する届出消費者のみに交付することは、公平義務に違反するものではないと考えられます。

また、誠実義務に違反するものとしては、例えば、簡易確定手続申立団体と対象消費者の利益が相反した際に、団体自身の利益を優先する場合が考えられます。

簡易確定手続申立団体が、これらの義務に違反した場合には、本条を根拠として行政監督を行うことができます。

Q78 簡易確定手続申立団体の善管注意義務とはどのようなものですか。

簡易確定手続申立団体は、授權をした対象消費者のため、簡易確定手続における債権届出をはじめとする手続の追行を行う者です。簡易確定手続申立団体は、当該対象消費者との関係では、善良な管理者の注意をもってそれらの行為をしなければならない旨を規定しています（第34条第2項）。

善管注意義務に違反するものとしては、①届出期間を徒過し、債権届出をするのを怠った場合、②授權を受けた対象消費者から預かった証拠書類等を紛失した場合、③対象消費者のために相手方から回収した金銭につき必要な管理を怠り紛失した場合、④対象債権に関する和解について、消費者への説明が不十分で本来可能な消費者の請求権の行使が制約された場合などが考えられます。

公平誠実義務は、簡易確定手続申立団体が対象消費者同士の関係の適正を保つために負う義務であるのに対し、善管注意義務は、簡易確定手続申立団体が授權をした個々の消費者との関係で負う義務となります。

簡易確定手続申立団体が、これらの義務に違反した場合には、本条を根拠として行政監督を行うことができます。なお、簡易確定手続申立団体は、私法上も簡易確定手続授權契約に基づき当然に、善管注意義務を負うことになり、その義務に違反した場合には、損害賠償義務を負うことがあります。

Q79 時効の中断についてはどのような特則がありますか。

簡易確定手続において、債権届出があったときは、共通義務確認の訴えを提起した時に、時効中断の効力が生じることとしています（第38条）。

このようにしなければ、制度の実効性が大きく阻害されるとともに、相手方の事業者において期日の引き伸ばしといった訴訟戦略を助長しかねないという問題が生じかねません。共通義務確認の訴えが提起された場合、相手方の事業者としては、対象債権が後に請求がされることが認識できるし、簡易確定手続開始決定の申立期間や届出期間が定まっている以上、いつまでも時効が中断する可能性が残り、相手方の事業者に過重な不利益を生じさせるということもありません。そこで、制度の実効性を確保する観点から、消滅時効の特則を設けたものです。

なお、このような趣旨に鑑み、「簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時」とは、請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認訴訟が複数の団体により提起された場合には、どの団体が債権届出をしたかにかかわらず、それらの共通義務確認の訴えのうち、もっとも早いものが提起された時をいいます。

本制度の実効性を確保するために特に時効の特則を置くものであるため、債権届出がされた対象債権についてのみ時効の中断効を生じることとするものであり、債権届出がされていない対象債権の消滅時効については、何らの影響を及ぼすものではありません。また、共通義務確認の訴えの取下げ、請求の放棄や棄却判決が確定し簡易確定手続が開始されなかった場合も、対象債権の消滅時効について何らの影響も及びません。

なお、裁判上の請求による時効の中断は、訴えの却下や取下げにより手続が終了すると、中断の効果は生じないとされています（民法第149条）。したがって、債権届出の却下や取下げがあった場合、中断の効果は生じません。

Q80 債権届出団体は、届出期間内に限り、債権届出の内容を変更することができる（第39条）としたのはなぜですか。

1. 届出内容の変更

届出期間内は債権届出の内容を変更することができ、届出内容の変更の方式等については、債権届出の方式等について定めた第30条、第35条の適用を受けます。

届出期間経過後は、債権届出の内容を変更することができないとしているのは、認否の前提となる債権届出の内容が変更されては認否をすることができないこと、簡易確定手続において変更を認めると簡易迅速な審理をするのに支障があるためです。

届出期間経過後に変更することが許されない「債権届出の内容」とは、請求の趣旨及び原因や届出債権者のこといい、届出書記載事項の全てをいうものではありません。届出期間経過後は、請求額を増額することや異なる債権に変更することはできません。相続等により当該届出に係る届出債権を取得した者がある場合であっても、届出消費者を変更することはできません。一方、転居による住所の変更などは可能です。

届出期間経過後に相続等が生じた場合に、それを踏まえた変更ができないこととすると、実体関係と食違いが生じることになりますが、債務名義の名義人は債権届出団体であることから、債権届出団体が相手方から金銭を受領することになります。実体法上の債権の帰属者が誰であるかは、債権届出団体が誰に金銭を引き渡すのかという問題にとどまることから、簡易確定手続において不都合は生じません。

なお、届出消費者の承継人が、自ら強制執行をする場合には、承継人を債権者とする承継執行文の付与を受けることができると考えられます。

2. 請求額の減額

請求額の減額については、債権届出の一部取下げとして、債権届出の取下げの規律に委ねられます。簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあるまでは可能ですが、簡易確定決定があった後は、相手方の同意が必要です（第40条第1項）。

3. 当事者の変更

また、相手方が、合併や営業譲渡等により変更する場合がありますが、当事者の承継の問題として処理されるものであり（第50条による民事訴訟法第50条、第51条、第124条から第129条までの準用）、債権届出の内容の変

更には当たりません。特定適格消費者団体の合併（第50条による民事訴訟法第124条の準用）、特定認定（特定適格消費者団体の認定）の取消しや失効（第87条第1項、第61条第1項）についても同様です^(注)。

(注) 特定適格消費者団体の事業が適法に譲渡された場合には、譲受団体に承継されますが（第72条第1項、同条第3項）、この場合譲渡団体は被害回復関係業務を廃止することとなり特定認定は失効し（第74条第1項第4号）、手続が中断することになります（第61条第1項）。この場合、第87条第1項の規定による承継の指定については、譲受団体に指定することになると考えられます。また、事業の譲渡が不適法であった場合には譲受団体への承継は生じませんが、譲渡団体の特定認定が失効し（第74条第1項第3号）、第87条第1項の規定による指定を受けた団体に承継され、手続が中断することになります（第61条第1項）。

Q81 債権届出の取下げについてはどのような規律がありますか。

1. 債権届出の取下げの要件

債権届出の取下げは、簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあるまでは可能ですが、簡易確定決定があった後は、相手方の同意が必要です（第40条）。なお、債権届出却下決定があっても、その確定前は相手方の同意がなくても債権届出の取下げをすることができます。

簡易確定決定における認否の手続は、当事者の話し合いによる解決を促進するための仕組みであるところ、そこでの内容がその後の手続を拘束しないようにした方が、当事者の意思による柔軟な解決がされやすいものです。そこで、認否の内容は後に異なる主張をすることを許すこととし、それとの均衡を保つため取下げも相手方の同意がなくてもできるものとしています。

もっとも、簡易確定決定がされた後は、裁判所の判断が示されているにもかかわらず、一方当事者のみに判断の効力を失わせ債権が確定する機会がなく手続を終了させることを認めるのは不公平ですから、相手方の同意を要するものとしています。

また、手続上の規律として、債権届出の取下げは、口頭弁論等の期日である場合を除き、書面でしなければならないこととなります（第40条第2項による民事訴訟法第261条3項の準用）。なお、適法な異議の申立てにより訴えの提起があったものとみなされた場合（第52条第1項）は、既に異議後の訴訟が係属しているため、債権届出の取下げはできませんが、民事訴訟法第261条の適用により訴えの取下げをすることができます。

2. 債権届出の取下げの効果

債権届出の取下げの効力は遡及するので（第40条第2項による民事訴訟法第262条第1項の準用）、簡易確定決定後に債権届出の取下げがあった場合には、簡易確定決定の効力は当然に失われます。なお、届出期間（第21条）中は債権届出を取り下げても、再度、債権届出をすることは可能ですが、届出期間経過後は再度債権届出をすることはできません。

Q82 債権届出の認否についてはどのような規律がありますか。

1. 認否

相手方は、届出債権の内容について、認否期間内に認否をしなければなりません（第42条第1項）。認否は、届出債権を認めるか認めないかを明らかにするものであり、その額の一部を認め一部を認めないことや、期限・条件などを付して認めることもできます。認否は届出債権ごとに行われるものです。

2. 認否の効果

届出債権の内容の全部を認めたときは、届出債権の内容は直ちに確定します（第42条第3項）。これは、相手方が全部認めた以上は、消費者側の意思表示の機会を待つまでもなく、確定させることに何ら不都合はなく、もはや手続を続ける意味がないためです。

全部を認める認否以外の認否がされた場合、期間内に適法な認否を争う旨の申出がないときは、認否の内容により届出債権は確定します（第47条第1項）。

債権届出の内容の一部を認める旨の認否は、請求の認諾とは異なり、これにより、直ちに認めた部分について届出債権が確定するというものではありません。簡易確定手続における認否の手続は、当事者の話し合いによる解決を促進するための仕組みであり、認否は、裁判所の判断を示すまでもなく、債権を確定させることができるか否かの調査を行っているものに過ぎないことから、認否で争わなかったことをもって、その後の手続を拘束すべきではないからです。また、その後の手続を拘束しないようにした方が、当事者の意思による柔軟な解決がされやすいものです。

認否を争う旨の申出（第43条第1項）があると、認否の効力が失われるため認否やその理由として述べた事実に自白の効果はなく、相手方は認否と異なる主張をすることも許されます。また、簡易確定決定をするに当たって裁判所が、認否の内容に拘束されるものでもありません。

3. 認否を争う旨の申出

認否を争う旨の申出は、控訴や抗告のように裁判所の判断に対して取消しを上訴審に求めるものではなく、認否の効力を失わせるものですから、不服の利益を観念することができません。そのため簡易確定決定では、相手方が認めなかった部分だけでなく、認めた部分も含めて届出債権全体についてその存否及び内容が判断されることとなります。

Q83 債権届出団体は、認否を争う旨の申出（第43条第1項）や異議の申立て（第46条第1項）に際して、届出消費者にどのように説明をする必要がありますか。

認否を争う旨の申出（第43条第1項）をするか、異議の申立て（第46条第1項）をするかについては、消費者と協議の上、決すべきであり、協議の結果により、行われることになります。

申立団体は授權をした消費者に対し善良な管理者の注意をもって簡易確定手続の追行をしなければならず（第34条第2項）、状況に応じた説明義務が生じるものと考えられます。

Q84 簡易確定決定のための審理において、証拠調べを書証に限った（第45条第1項）のはなぜですか。

1. 証拠調べを制限した趣旨

簡易確定手続においては、届出債権の存否及び内容を簡易迅速に判断する手続であるから、効率的かつ迅速な審理を実現する観点から、証拠調べを書証に限定しています（第45条第1項）。そのため、例えば、証人尋問などは行えません。

簡易確定決定のための審理に限って証拠調べの制限を設けたのは、簡易確定決定については適法な異議の申立てがあれば訴え提起があったものとみなされることから（第52条第1項）、証拠調べの制限のない通常の訴訟手続で審理判断される機会がありますのでそのような制限が許容されるためです。他方で、その他の決定（債権届出の却下決定等）については、即時抗告ができる場合があるに過ぎないので、証拠制限に服せず立証できる機会を保障する必要があるため、そのような制限を設けていません。なお、証拠調べの制限がない場合には、第50条が民事訴訟法第2編第4章を第7節を除いて準用していることから、通常の民事訴訟と同様に証拠調べができることとなります。もともと、簡易確定決定のための審理以外は形式的な事項の判断が多いため、書証以外の証拠調べが必要となるのは実際にはまれであると考えられます。

2. 簡易確定決定のための審理で行える証拠調べ

対象債権には様々なものがあり、消費者が的確な書証を常に有しているとも限らないから、消費者や第三者の報告書等の文書でも証拠調べの対象とすることができ、証拠調べの制限の潜脱として許されなくなるわけではありません。このように、書証には特段の制限は設けていません。

文書送付嘱託（民事訴訟法第226条）は、書証の申出の方法であり、嘱託先の回答に要する期間を考慮して、あらかじめ申立てをするのであれば、簡易迅速な審理を害することはないので、特段の制限は設けていません。

これに対し、文書提出命令（同法第223条第1項）については、書証の申出の方法の一つですが、判断に時間を要し、文書提出命令の申立てについての決定の当否をめぐり即時抗告で争われることも多いものです。そうすると、その間、簡易確定手続の審理が停滞することとなり、簡易迅速な審理にならないことから、認めないものとしています（第45条第2項）。

Q85 簡易確定決定の効力はどのようなものですか。

1. 簡易確定決定

裁判所は、適法な認否を争う旨の申出があったときは、債権届出を却下する場合を除いて、簡易確定決定をしなければなりません（第44条第1項）。

簡易確定決定には、対象債権が存在するとしてその内容を確定し、支払を命ずる届出債権支払命令と請求を棄却する旨の簡易確定決定があります。

また、簡易確定手続は、共通義務確認訴訟の判決を活用し、届出債権について簡易迅速に解決するために設けられているので、この趣旨を権利の実現に係る場面にも及ぼして、対象消費者が簡易迅速に被害回復できるように、仮執行宣言をできるものとしています（第44条第4項）。なお、共通義務確認の訴えにより個別の事情がない限り義務を負うべきことが確認されたことが前提となっている上、簡易確定手続においても、当事者の主張を聞いて証拠資料を斟酌して裁判所が判断を示すものであり、被告の防御の機会を不当に害するものではありません。

2. 異議の申立てがある場合の扱い

適法な異議の申立てがある場合には、仮執行宣言を付していない簡易確定決定は効力を失いますが、仮執行宣言付届出債権支払命令は効力を失いません（第46条第5項）。

このような制度としたのは、簡易確定決定では、審尋により（第44条第2項）、決定で届出債権の存否及び内容について判断されるので、当事者が簡易確定決定に不服があるときは、上訴によるのではなく、同一の審級において当該裁判の効力を再度争うことのできる異議の申立てによって不服申立てを行うこととして、審級の利益を確保することが相当であるためです。そこで、異議の申立てがあった場合には、原則として簡易確定決定の効力を失わせるものとしませんでした。

しかし、仮執行宣言付届出債権支払命令に限っては、決定の効力を残さなければ、仮執行宣言をした意味が失われるので、決定の効力は失われないものとしています。

3. 異議の申立てがない場合の扱い

また、簡易確定手続における紛争解決の実効性を確保する必要があること、当事者の主張を聞き、証拠資料を斟酌した上で裁判所が判断を示すものであること、異議を申し立てれば通常の訴訟手続により審理判断される機会とは与えられていることから、異議の申立てがないときは、確定判決と同一の効力

を有するものとしています（第46条第6項）。「確定判決と同一の効力」とは、本制度の趣旨に鑑みると、執行力のみならず、既判力も有するものです。

Q86 簡易確定決定において請求が棄却された場合には消費者の権利にはどのような影響がありますか。

請求を棄却する旨の簡易確定決定がされた場合において、その決定は、適法な異議の申立てがなければ、確定判決と同一の効力を有するものです（第46条第6項）。

そのため、請求を棄却する旨の簡易確定決定があった場合には、全く同一の原因に基づく請求については、消費者が自ら訴訟を提起したとしても、通常は、再度棄却の判決がされると考えられます^(注)。

(注) もっとも、簡易確定手続では、共通義務確認訴訟で認められた義務に係る事実上及び法律上の原因を前提とする請求の原因しか主張できないことから、棄却決定の既判力もその範囲にとどまり、別の原因により債権があるとして個別の訴訟をする場合には、既判力は及ばないと考えられます。そのため、個別の訴訟では、別の原因の存否について審理をすることになると考えられます。

Q87 簡易確定手続の係属中に相手方が破産した場合にはどのように取り扱われますか。

簡易確定手続の係属中に相手方について破産手続開始の決定があった場合には、簡易確定手続は中断するものと考えられます（破産法第44条第1項）^(注)。

対象消費者は、簡易確定手続において既に債権届出がされていたとしても、破産手続において、自ら債権届出をしなければならず（同法第100条第1項、同法第111条第1項）、破産手続において、債権の存否及び内容が確定されることとなります。

なお、特定適格消費者団体がまとめて破産債権の届出をすることは、特定適格消費者団体の業務とはされておらず（第65条第2項）、できないものと考えられます。

(注) 特定適格消費者団体にとっては、簡易確定手続を進行する実益がないこととなるため、当該団体は簡易確定手続開始の申立てを取り下げる（第18条第1項）か、既に届出債権の一部が確定している場合には、その効力を維持する必要があることから、未確定の届出債権についてのみ債権届出を取り下げる（第40条第1項）のではないかと考えられます。

なお、特定適格消費者団体が破産した場合には、当該特定適格消費者団体は解散することになり（特定非営利活動促進法第31条第1項第6号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1項第6号、同法第202条第1項第5号）、解散した場合には適格消費者団体の認定が失効することになっているので、（消費者契約法第22条第4号）、特定適格消費者団体の認定も失効します（第74条第1項第5号）。この場合、既に債権届出がされている場合や、債権届出前であるが他に当事者である特定適格消費者団体がいないときには、内閣総理大臣が訴訟を受継する特定適格消費者団体を指定することとなります（第87条第1項）。

Q88 簡易確定手続の費用の負担はどのように規律されていますか。

1. 基本的な考え方

簡易確定手続の費用については、個別費用とそれ以外の費用とを分けて費用負担の原則、費用負担の定め方を異ならせています。なぜなら、簡易確定手続開始の申立ての申立て手数料、手続開始の申立書や情報開示命令の申立書の作成及び提出費用、官報公告費用や裁判所による書面の送付費用は、勝訴敗訴という概念になじまないほか、債権届出の有無に関わらず必要となる場合があり、どの請求との関係で必要となった費用であるのか、個別の請求に割り付けることが性質上困難であり、敗訴者負担の原則（民事訴訟法第61条）によりがたいためです。そこで、個別費用を除く簡易確定手続の費用は、各自が負担するものとしています（第48条第1項）。

一方で、個別費用については、敗訴者負担の原則によるものとしています（第49条第3項による民事訴訟法第61条の準用）。

2. 個別費用

「個別費用」、すなわち「債権届出の手数料及び簡易確定手続における届出債権に係る申立ての手数料」（第48条第1項）とは、敗訴者負担の原則によるのがふさわしい、債権届出の手数料及び債権届出却下決定、認否を争う旨の申出の却下決定、異議の申立ての却下決定、個別費用の負担の決定に対する即時抗告の申立て（第36条第2項、第43条第3項、第46条第4項、第49条第2項）の手数料（民事訴訟費用等に関する法律別表第1の18の項の（4））などをいいます。

届出書や決定書の送達は多数の届出消費者についてまとめて行われ、届出書その他の書面の作成及び提出も、多数の届出債権に関し簡易確定手続申立団体が対象消費者から授權を受けてまとめて行うことになり、費用も多数の請求に共通して発生することになります。これを個別の請求に割り付けることも理論的には可能ですが、簡易迅速に届出債権の存否及び内容について判断するために新たに設けられる簡易な手続においては、手続を可能な限り合理化すべきであり、個別の請求に割り付けないこととするのが合理的です。そのため個別費用は、申立ての手数料に限っています。

なお、条文の適用関係を示すと次のようになります。

（個別費用）

場面	結論	条文（負担）	条文（額）
簡易確定決定 （異議なく確定・仮執行宣言付決定が認可された場合）	簡易確定決定で個別費用の負担を定める。	第49条第3項 （民事訴訟法第67条第1項準用）	第49条第3項 （民事訴訟法第71条第1項準用）
簡易確定決定 （異議があり失効した場合）	（簡易確定決定における個別費用の負担の定めは、異議の申立てにより効力を失うので、）異議後の訴訟により勝訴敗訴が定まった後に、申立てにより又は職権で負担を命ずる裁判をする。	第49条第1項	第49条第3項 （民事訴訟法第71条第1項準用）
簡易確定決定 （仮執行宣言付決定が異議後の訴訟において取り消された場合）	（簡易確定決定における個別費用の負担の定めは、取り消されたことにより効力を失うので、）異議後の訴訟により勝訴敗訴が定まった後に、申立てにより又は職権で負担を命ずる裁判をする。	同上	同上
簡易確定決定 （個別費用の負担の脱漏した場合）	異議なく確定した場合はその後、異議があった場合は異議後の訴訟により勝訴敗訴が定まった後に、申立てにより又は職権で負担を命ずる裁判をする。	同上	同上
和解	和解により定める。定めていない場合には各自負担。	第49条第3項（民事訴訟法第68条準用）	第49条第3項 （民事訴訟法第72条準用）
認否により確定、債権届出の取下げ	申立てにより又は職権で負担を命ずる裁判をする。	第49条第1項	第49条第3項 （民事訴訟法第71条第1項準用）

3. 個別費用を除く簡易確定手続の費用

個別費用を除く簡易確定手続の費用は、裁判所は、事情により、負担すべき者以外の当事者に負担させることができる（第48条第2項）ものとし、裁判所は、簡易確定手続に係る事件が終了した場合に、申立てにより又は職権で負担を命ずる決定をすることができます（第48条第3項）。

他の当事者に負担させる事情としては、例えば、手続を遅延するなど不誠実な訴訟行為をすることにより、相手方に本来不要な費用を支出させたような場合が考えられます。

なお、条文の適用関係を示すと次のようになります。

(個別費用を除く簡易確定手続の費用)

場面	結論	条文（負担）	条文（額）
簡易確定手続に係る事件の終了 ^(注)	各自負担。申立てにより又は職権で、費用の負担を命ずることができる。なお、和解により定めることができる。	第48条第3項	第48条第5項 (民事訴訟法第71条第1項準用。和解により負担を定め、額を定めなかったときは、同法第72条準用)

(注) 個別費用を除く簡易確定手続の費用は、個別の請求に割り付けることをしないので、簡易確定手続において債権届出の処理が全て終了していればよく、異議後の訴訟に係属していてもかまいません。具体的には、債権届出却下決定が確定し又は簡易確定決定がされ全ての債権届出について処理がされた場合や、簡易確定手続開始決定の申立てが取り下げられた場合があります。

4. 通知や公告に要する費用

なお、簡易確定手続申立団体のする対象消費者への通知や公告に要する費用は、「簡易確定手続の費用」に含まれないので、当然に団体の負担となります。

また、相手方の公表（第27条）や情報開示のために文書の写しを作成し送付する費用（第28条第2項）など情報開示に要する費用も同様に相手方の負担となります。

Q89 簡易確定手続開始の申立ての手数料はどのように規律されていますか。

簡易確定手続開始の申立てについては、申立手数料を1,000円と定めていません（民事訴訟費用等に関する法律別表第1の16の項イ）。

簡易確定手続についても、これを利用する当事者に、制度を運営するための費用の一部を合理的な範囲で負担させることが必要であり、その一環として申立手数料を納めさせることが適当です。ただし、その申立手数料の額については、①簡易確定手続開始の決定は、債権届出を可能とするための基本となる手続を開始させるものであり、その判断に当たっては、手続開始の要件を充足しているか否かについて判断するものであること、②簡易確定手続開始の決定があった後に予定されている債権届出についても別途手数料を納めさせることとしていること（同法別表第1の16の2の項）に照らし、一律に1,000円とすることが適当です。

Q90 債権届出の手数料はどのように規律されていますか。

訴訟の目的の価額によらず、一律に低額な手数料を定めるものとし、1個の債権につき1,000円と定めています（民事訴訟費用等に関する法律別表第1の16の2の項）。

簡易確定手続は、実質的には、簡易確定手続申立団体の債権届出により対象債権の確定という経済的紛争を扱う手続であるため、債権届出について手数料を納めさせることとするのが適当です。

そして、一般的に少額な対象債権についての債権届出が多いと予想されることに照らすと、手数料は低額とする必要があります。しかも、異議の申立て後は訴え提起手数料を納付することになりますが（民事訴訟費用等に関する法律第3条第2項第3号）、訴え提起手数料の最低額は1,000円（これに相当する訴額は10万円まで）であり、手数料の額をそれを上回る額とすることは適当ではありません。

他方、相当多数の対象債権について債権届出があった場合を想定して事務手続を簡便にする必要があることから、経済的利益の額に応じたスライド制とするのではなく、定額なものとする必要があります。以上を踏まえ、債権届出についての手数料は、一律1,000円とすることにしました。

なお、債権届出は、簡易確定手続申立団体が対象消費者から授権を受けて行うものですが（第30条第1項）、その特定適格消費者団体は相当多数の対象債権を一括して行うことが想定されることから、手数料を納めるべき単位について疑義を生じさせないために、「一個の債権につき」1,000円とすることを明示しています。

Q91 簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあったときは、原告はどのように定まりますか。

訴えの提起があったものとみなされる場合の訴えの原告は、異議の申立てを誰がしたかにより定まるものとしています（第52条第1項）。債権届出団体又は相手方が異議の申立てをしたとき（第46条第1項）には、債権届出団体と相手方の間に訴訟が係属することになります。簡易確定手続の授権に異議の申立てについての授権も含まれているから、債権届出団体が異議の申立てをすることができます。仮に、授権が取り消され相手方に通知されるなどして債権届出団体が異議の申立ての時点で授権を欠いた場合には、債権届出団体の異議の申立ては不適法となります。債権届出団体が授権を欠いても、手続の承継は生じないから、相手方が異議の申立てをした場合には、債権届出団体と相手方との間に訴訟が係属します。この場合、異議後の訴訟において、届出消費者が訴訟を承継することになります（第53条第9項による民事訴訟法第124条第1項第6号の準用）。

一方、届出消費者が異議の申立てをした場合（第46条第2項）には、届出消費者と相手方との間に訴訟が係属することになります。この場合、第53条第3項により、債権届出団体に更に授権をすることができないことから、債権届出団体が訴訟を進行することはありません。訴状とみなされた届出書については、債権届出団体が当事者として記載されているから、その表示を届出消費者に変更する手続をすることになると考えられます。

Q92 訴え提起をみなされた場合（第52条第1項）の訴え提起手数料は、だれが支払うことになりますか。

異議の申立てにより、届出債権について訴えの提起があったものとみなされることにより、その後の手続は、通常の訴訟手続に移行します（第52条第1項）。

異議後の訴訟は、届出債権の存否及び内容を確定するものですから、異議を申し立てた者ではなく、請求をする債権届出団体（あるいは届出消費者）が、請求の価額^(注1)に応じて訴え提起手数料を納付すべきです（民事訴訟費用等に関する法律第3条第2項）。

これは、支払督促に督促異議の申立てがあり訴え提起があったものとみなされる場合や、労働審判に異議の申立てがあり訴え提起があったものとみなされる場合など、既存の類似の裁判手続においても、異議申立て者ではなく、原告が訴え提起手数料を負担するものとされているのと同様です。

なお、債権届出の際に債権届出の手数を納付していることから、納付済みの手数料相当額を控除するものとしています^(注2)。

(注1) 異議の申立てがあった場合には、1個の届出債権の全体について訴えの提起があったものとみなされることから、簡易確定決定が一部認容であっても、1個の債権の一部についてのみ異議の申立てをすることはできず、請求の価額は、1個の届出債権の全額となります。

(注2) 債権届出の手数料については、簡易確定決定においてその負担者が定められ、簡易確定決定の効力が失われた場合には、申立てにより又は職権で、簡易確定手続をした裁判所が定めるものとしており、異議後の訴訟の判決の結果に従い、原則として敗訴者が負担することとなります（第49条第1項、同条第3項による民事訴訟法第61条の準用）。

そのため、債権届出の手数料について、異議後の訴訟の判決において負担者を定めることはありません。一方、訴え提起の手数料については、異議後の訴訟の判決において負担者が定められますが、原則として敗訴者の負担となります（民事訴訟法第61条、同法第67条）。

Q93 「正当な理由があるとき」（第53条第4項、同条第5項）とはどのようなものですか。

「正当な理由」とは、「やむを得ない理由」（第33条第1項）があるときのほか、簡易確定決定で棄却されたところ、債権届出団体としても妥当な結論でありそれを覆すのは難しいと考えている場合や、従前の手続の経過に照らして主張立証の方針に大きな齟齬があり信頼関係が維持できないような場合なども含まれます。

対象債権の確定手続は異議後の訴訟により終了するので、権利の帰属主体にも当事者適格を認める要請が強いこと、異議後の訴訟まで手続が進む案件は紛争性の強い案件であることが多いと考えられること、手続進行主体を限定することによる審理の効率化の要請は簡易確定手続において一定程度図られていることなどから、異議後の訴訟においては、届出消費者が自ら訴訟を進行することも可能です。そのため、債権届出団体が訴訟授權契約の締結を拒絶できる場合について、「やむを得ない理由」よりも広げ「正当な理由」としています。

なお、第53条第5項の「正当な理由」も同様です。

Q94 異議後の訴訟において「授権を欠いたとき」(第 53 条第 9 項)はどのように取り扱われますか。

「授権を欠くとき」とは、債権届出団体や相手方が異議の申立てをしたが、異議後の訴訟について債権届出団体が授権を受けなかった場合や、授権を受けたがその授権が取り消された場合(第53条第8項による第31条第3項の準用)のほか、債権届出団体が訴訟授権契約を解除した場合(第53条第5項)が含まれます。

異議後の訴訟は、届出消費者も訴訟を進行することができるため、当然に訴訟は届出消費者に承継されます。訴訟代理人がない場合には中断受継の手続をとることになります(第53条第9項による民事訴訟法第124条第1項第6号の準用)。なお、授権を欠いた場合でも特定適格消費者団体の訴訟代理人の訴訟代理権が消滅せず、訴訟代理人がある場合には訴訟手続は中断しません(第53条第9項による民事訴訟法第58条第2項及び第124条第2項の準用)。

Q95 異議後の訴訟において訴えの変更が制限され、反訴が禁止される(第 54 条)のは、なぜですか。

1. 訴えの変更の制限

異議後の訴訟は、簡易確定手続に引き続いて行われ、多数の請求について行われることが多いと考えられます。それぞれの請求について関連した請求を当事者の申立てにより一緒に審理することを認めると、全体としてみると、関連性の薄い請求が多数同一の手続に含まれることになり、審理が複雑化・長期化することになります。

これを避けるため、原告は、届出消費者又は請求額の変更を内容とするものを除き、訴えの変更(民事訴訟法第 143 条第 1 項)をすることはできないものとしています(第 54 条第 1 項)。もっとも、届出債権の請求を理由付けるための主張を変更し、又は追加することは、そもそも訴えの変更に当たらないので、第 54 条第 1 項によっては制約されません。

例えば、共通義務確認訴訟では、不実告知による取消しを理由とする不当利得返還義務があることを確認した場合には、それを理由とした不当利得返還請求権が対象債権として届け出られることとなりますが、異議後の訴訟において、不法行為の損害賠償請求権に変更し、又はその請求を追加することは許されません。一方、不当利得返還請求の理由を詐欺取消しに変更し、又はそのように追加することは、制約されません。

なお、請求額を増額することは可能です。増額したとしても、届出債権であることには変わりがない上、仮に、増額することができないとすると、別訴において主張するほかないこととなり、不都合であるからです。また、届出消費者について相続等による承継があった場合において、債権届出団体が訴訟追行しているときは、権利者を変更するため届出消費者を変更する訴えの変更をすることも可能です。

2. 反訴の禁止

訴えの変更を制限するのと同様に、被告についても届出債権以外の債権を追加することは認めるべきではないので、反訴(民事訴訟法第 146 条第 1 項)が禁止されています(第 54 条第 2 項)。なお、事業者は別訴を起こすことは妨げられないから、反訴を禁止しても不利益は少ないものです。

もっとも、本条があるからといって、異議後の訴訟において相殺の主張が制限されるものではありません。

Q96 異議後の訴訟において、いわゆる拡大損害等の対象とならない損害について請求することができますか。

異議後の訴訟は、簡易確定手続を前提とするものであり、簡易確定手続で対象とならない人身損害などは、異議後の訴訟においても追加することはできません。

そもそも、本制度において人身損害に係る請求を対象としないこととした趣旨は、対象債権の確定手続における審理が複雑なものとならないようにすることにあるところ、異議後の訴訟でいわゆる拡大損害に関する請求を追加することができることとすれば、このような趣旨を没却することになるからです。

なお、届出消費者が人身損害などについて別訴を提起することはできます。

Q97 異議後の訴訟は個別の訴訟と併合することができますか。

異議後の訴訟においては民事訴訟法が適用されるところで、民事訴訟法は、裁判所は、弁論の併合をすることができる（民事訴訟法第 152 条第 1 項）としてあります^(注)。したがって、重複した審理を避け訴訟経済に資するか、当事者の応訴負担などを考慮して、裁判所が相当と認める場合には、異議後の訴訟と個別の訴訟とについて弁論の併合をすることができます。なお、このような趣旨で弁論の併合を認めることと、訴えの変更（同法第 143 条第 1 項）や反訴（同法第 146 条第 1 項）を認めないこと（第 54 条）は矛盾するものではありません。

(注) 対象消費者が提起した対象債権に基づく訴訟が係属しているときには、債権届出をすることができず(第 30 条第 4 項)、債権届出が却下されます。基本的には、別の債権についての訴訟が係属しているか、あるいは同一の債権について事業者が債務不存在確認の訴えをした後に、債権届出がなされた場合（第 30 条第 4 項は「対象消費者が提起したその有する対象債権に基づく訴訟」が係属しているときとしているのでこのようなものは許されます。）に問題となると考えられます。

Q98 異議後の訴訟の係属中に相手方が破産した場合にはどのように取り扱われますか。

異議後の訴訟の係属中に相手方について破産手続開始の決定があった場合には、異議後の訴訟は中断するものと考えられます（破産法第 44 条第 1 項）^(註)。

届出消費者は、破産手続において、自ら債権届出をしなければならず（破産法第 100 条第 1 項、同法第 111 条第 1 項）、破産手続において、債権の存否及び内容が確定されることになります。

なお、債権届出団体がまとめて破産債権の届出をすることは、特定適格消費者団体の業務とはされておらず（第 65 条第 2 項）、できないものと考えられます。

(注) 破産債権の届出について、破産管財人が認めず、又は破産債権者が異議を出したときは、異議後の訴訟については、破産債権の届出をした届出消費者が、破産管財人や異議を出した破産債権者の全員を相手方として、当該訴訟を受継することも考えられます（破産法第 127 条第 1 項）。

なお、特定適格消費者団体が破産した場合には、当該特定適格消費者団体は解散することになり（特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 6 号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 148 条第 1 項第 6 号、同法第 202 条第 1 項第 5 号）、解散した場合には適格消費者団体の認定が失効することになっているので、（消費者契約法第 22 条第 4 号）、特定適格消費者団体の認定も失効します（第 74 条第 1 項第 5 号）。この場合、内閣総理大臣が訴訟を受継する特定適格消費者団体を指定することになります（第 87 条第 1 項）。

Q99 特定適格消費者団体のする仮差押え（第 56 条第 1 項）の手続はどのようなものですか。

1. 通常の仮差押えについて

一般に、仮差押えは、金銭債権についての将来の強制執行が妨げなく行われるように、債務者がその財産を処分するのを仮に禁止しておく保全処分をいいます。

仮差押命令の発令を受けるには、口頭弁論や債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経る必要がなく、また、保全すべき権利及び保全の必要性を疎明することで足りる（民事保全法第 13 条第 2 項）ことから、一般に、判決などに比べ、迅速に受けることができます。

仮差押えの執行は、不動産に対する仮差押えであれば、仮差押えの登記をする方法等により（同法第 47 条第 1 項）、債権に対する仮差押えであれば、保全執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を発する方法により行います（同法第 50 条第 1 項）。

仮差押えの執行により、債務者は目的財産についての処分を禁止され、これに違反してされた債務者の処分行為は、仮差押債権者に対抗できません。また、債権に対する仮差押の執行においては、上記のとおり、第三債務者は、被仮差押債権について弁済をすることを禁止されるから、これに違反して弁済がされたとしても、第三債務者は、弁済による債権の消滅を仮差押債権者に対抗できません。

2. 特定適格消費者団体のする仮差押えの特例

このように、仮差押命令は、金銭債権を有すると主張する者が、民事保全法の規定により、申し立てることができるものです。ところが、本法において被害回復裁判手続を進行する資格を与えられている特定適格消費者団体は、自分が金銭債権を有すると主張しているわけではありません。

いわゆる悪質事業者等は、共通義務確認の訴えを提起しても、訴訟を進行している間に財産を散逸させてしてしまうことが想定されます。共通義務確認の訴えを提起している場合にも仮差押えを認める必要性があることから、民事保全法による仮差押命令の申立てをする資格を、共通義務確認の訴えを提起する特定適格消費者団体にも認め（第 56 条第 1 項、同条第 2 項）、保全すべき権利を特定する方法について特例を定めています（同条第 3 項）。

なお、特定適格消費者団体は、対象消費者から授權を受けて個々の対象債権を保全するため仮差押命令の申立てをすることは認められていません（同条第 4 項）。

一方、対象消費者は、特定適格消費者団体のする仮差押えがされた場合でも、対象債権について、簡易確定手続において届出をすることも、個別に訴え提起等を行うこともできます。そのため、対象消費者は、自ら提起する訴えに係る権利を保全するため、個別に仮差押命令の申立てをすることができます。

3. 仮差押命令の申立てにおいて主張立証すべき事項

特定適格消費者団体は、共通義務確認の訴えを提起できること（多数性、共通性、支配性^(注)の要件を満たす事案であることが必要です。）に加え（第56条第2項）、対象債権及び対象消費者の範囲並びに当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすることにより、仮差押命令の申立てをすることができます（第56条第3項）。

なお、この他は、民事保全法の原則のとおり、保全の必要性を疎明し（民事保全法第13条、同法第20条第1項）、仮差押えの対象となる事業者の財産を特定し（同法第21条本文）、裁判所の決定があれば、担保を立てることが必要になります（同法第14条第1項）。

(注) 簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとはいえないことをいいます。

【通常の仮差押えと特定適格消費者団体のする仮差押えの比較】

	通常の仮差押え	特定適格消費者団体のする仮差押え
被保全権利の疎明	個別具体的な債権の内容及び額を明らかにして行う。	対象債権及び対象消費者の範囲並びに当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。
保全命令手続における訴訟要件	・管轄 ・当事者能力 等	左に加えて、 ・共通義務確認の訴えを提起できることを明らかにする。
その他	・保全の必要性（財産の隠匿・散逸等のおそれ）の疎明 ・仮差押目的物の特定 ・裁判所の決定により担保を立てること	

Q100 「当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額」（第56条第3項）はどのように明らかにすることになりますか。

1. 基本的な考え方

特定適格消費者団体のする仮差押命令の申立てにおいては、特定適格消費者団体は、保全すべき権利について、「当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額」を明らかにすれば足りるとしています（第56条第3項）。

特定適格消費者団体のする仮差押命令の申立てにおいて、特定適格消費者団体が明らかにしなければならないのは、当該団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額ですから、特定適格消費者団体は、被害総額全体ではなく、そのうち、対象消費者が自ら個別に仮差押えや訴訟追行をする可能性のある債権の額や、他の特定適格消費者団体による仮差押えの有無、他の特定適格消費者団体への債権届出の見込みなどを考慮した上で^(注)、自らに債権届出が見込まれる範囲で適切に仮差押命令の申立てを行うこととなります。

2. 通常考えられる方法

「当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額」は、事業者が作成し公表した契約者及び契約金額に関する資料や、国民生活センターのPIO-NET情報、特定適格消費者団体が収集した被害の発生状況に関する情報等を踏まえつつ、通常、

- ① 届出が見込まれる対象消費者が少なくともa人存在する
- ② 一人当たりの債権額は少なくともb円である

よって、総額は、少なくともこの両者を掛け合わせた積（ $a \times b$ 円）となるという形で明らかにすることとなると考えられます。

(注) なお、仮に、特定適格消費者団体のする仮差押えの被保全債権と、個別の対象消費者のする仮差押えの被保全債権とが重複するような事態が生じた場合には、事業者が、保全異議（民事保全法第26条）や保全取消し（同法第38条第1項）の申立てをするなどして、これを争うことができるものと考えられます。

Q101 仮差押命令の担保はどのようになりますか。

仮差押命令の担保は、違法・不当な仮差押えの執行によって債務者が被るであろう損害を担保するものです。そこで、特定適格消費者団体のする仮差押えにおいても、仮差押命令は、民事保全法の原則のとおり、担保を立てさせて、若しくは一定の期間内に担保を立てることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができることとしました（民事保全法第14条第1項）。

また、仮差押命令の担保は、濫用的な保全命令の申立てを抑制したり、債務者審尋を伴わない迅速な発令を正当化したりする機能も有していることを踏まえ、特定適格消費者団体のする仮差押えにおいても、担保の額について特段の措置は盛り込んでいません。

Q102 事業者は特定適格消費者団体のする仮差押えについてどのように争い、また、被った損害の賠償をどのように求めることができますか。

1. 仮差押命令を争う方法

特定適格消費者団体のする仮差押えにおいて、結果として、仮差押命令の被保全債権たる対象債権の総額が、実際に届出がされた対象債権の総額を上回ることもあり得ます。そのような場合で、実際に届出がされた対象債権の総額を被保全債権の額とすると、仮差押えを維持する必要性がもはや存在しなくなるようなときには、債務者たる事業者は、通常の民事保全制度と同様に、裁判所に仮差押命令の取消しを申し立てることができます（事情の変更による取消し。民事保全法第38条第1項）。

2. 被った損害の賠償

特定適格消費者団体のする仮差押えにより、債務者たる事業者が損害賠償請求権を有することになる場合には、提供された担保に対して権利の行使をすることができます。

Q103 特定適格消費者団体のする仮差押えをした場合どのように被害回復をすることができますか。

1. 通常の仮差押え

(1) 強制執行との関係

一般に、債務者から任意の弁済がない場合に、強制執行により債務者の特定の財産から自己の債権の満足を受けるためには、確定判決や和解調書などの債務名義に基づいて強制執行の申立てをする必要があります（民事執行法第 22 条）。仮差押債権者も、被害回復を図るには、債務名義を得た上で債務者の特定の財産（不動産、預金債権等）について強制執行の申立てをする必要があります。

また、仮差押債権者は、他の債権者の申立てにより開始された強制執行手続において配当を受領する資格があり、具体的には（2）及び（3）のとおりです。

(2) 不動産に対する強制執行の手続が開始された場合

仮差押債権者は、他の債権者の申立てにより開始された不動産競売手続において、仮差押えの登記の時期に応じ、不動産を売却した売却代金の配当受領資格を当然に有し（民事執行法第 87 条第 1 項 3 号）、又は、配当要求の終期までに配当要求をすることにより売却代金の配当受領資格を得ることができます（同法第 51 条第 1 項、同法第 87 条第 1 項第 2 号）。仮差押債権者の債権の存否は未確定であるから、仮差押債権者の債権に対する配当額は一旦供託されます（同法第 91 条第 1 項第 2 号）が、その後、仮差押債権者が本案訴訟において勝訴の確定判決や和解調書を取得するなどして、その権利が確定したときは、仮差押債権者は、配当による債権の満足を受けることができます（同法第 92 条第 1 項）。

(3) 債権に対する強制執行の手続が開始された場合

民事執行法第 165 条各号に掲げる時までに仮差押えの執行をした債権者は、他人の申立てにより開始された債権執行手続において配当が実施される場合に、配当受領資格を有します。仮差押債権者の債権が存在するか否かは、未確定であることから、仮差押債権者の債権に対する配当額は一旦供託されること、仮差押債権者は、その後本案訴訟において勝訴の確定判決や和解調書を取得するなどしてその権利が確定したときは、配当による債権の満足を受けることができることは、不動産に対する強制執行の場合と同様です（同法第 166 条第 2 項による同法第 91 条第 1 項第 2 号及び同法第 92 条第 1 項の準用）。

2. 特定適格消費者団体のする仮差押え

仮差押えをした特定適格消費者団体は、対象債権の確定手続を経て届出債権が確定した場合には、強制執行の申立てをすることができます。また、他の債権者の申立てにより開始された強制執行手続において配当を受領する資格があります。

もっとも、仮差押えによる処分禁止の効力を前提に配当をするには、仮差押命令の申立てを行った特定適格消費者団体（特定適格消費者団体の認定が失効し又は取り消された場合は、第 87 条第 1 項の指定を受けた特定適格消費者団体）が届出債権の債務名義を取得した場合に限られます。また、仮差押債権者として配当を受領できるのは、当該団体に限られます。

他の特定適格消費者団体が債権届出をして届出債権が確定した場合や消費者が自ら訴えを提起して債務名義を取得した場合には、仮差押えによる処分禁止の効力を前提として配当をすることはできませんし、仮差押債権者として配当を受領することはできません。

Q104 特定認定が失効し又は取り消されたときに被害回復裁判手続はどのような影響を受けますか。

1. 内閣総理大臣による指定

特定認定（特定適格消費者団体の認定）が失効し又は取り消されたときは、内閣総理大臣は当該被害回復裁判手続を承継すべき者を指定し（第87条第1項）、指定を受けた者が当該手続を当然に承継することとなります。もともと、共通義務確認訴訟及び債権届出前の簡易確定手続は、消費者からの授権を前提としない手続であり、他に当事者として特定適格消費者団体がある場合には当該他の特定適格消費者団体が引き続き手続を進行すれば足りるため、当該手続を承継すべき者は指定されません（同項ただし書）。

また、特定認定を失った特定適格消費者団体が、簡易確定手続申立てをしなければならない者である場合は同条第2項、債務名義上の当事者又は承継人である特定適格消費者団体である場合は同条第3項により、内閣総理大臣がそれぞれを承継すべき特定適格消費者団体を指定します。

2. 手続の中断・受継

被害回復裁判手続の当事者である特定適格消費者団体の特定認定が失効し又は取り消されたときは、当該手続は中断し、法が規定する者がその手続を受け継ぐこととなります（第61条第1項）。もともと、共通義務確認訴訟及び債権届出前の簡易確定手続は、上記1のとおり、消費者からの授権を前提としない手続であり、他に当事者として特定適格消費者団体がある場合には当該他の特定適格消費者団体が引き続き手続を進行すれば足りることから、手続の承継も生じず、手続の中断（第87条第1項ただし書、第61条第3項）も生じません。

中断した当該手続を受継すべき者は、その手続の目的となる請求に係る手続進行権を承継した者であり、具体的には次の①から③までのとおりです（第87条第1項から第3項まで参照）。

- ① 当該手続が特定適格消費者団体にのみ当事者適格が認められる手続（共通義務確認訴訟の手続及び簡易確定決定前の簡易確定手続、仮差押えの手続）では、第87条第1項の指定を受けた特定適格消費者団体が手続を受継すべき者となります（第61条第1項第1号）。
- ② 届出消費者が当事者となり得る手続（簡易確定決定後の簡易確定手続（簡易確定決定に対する異議の申立て）及び異議後の訴訟の手続）では、第87条第1項の指定を受けた特定適格消費者団体（届出消費者から第31条第1項、第53条第1項の授権を受けた場合）又は届出消費者が手続を

受継すべき者となります（第61条第1項第2号）。

- ③ 民事執行に係る訴訟手続（第2条第9号ロ、執行文付与の訴えや請求異議の訴えに係る訴訟手続をいいます。）の当事者適格は債務名義の表示に従って判断される場所、特定適格消費者団体であった法人が手続進行主体となっていた手続については、第87条第3項の指定を受けた特定適格消費者団体を受継すべき者となります（第61条第1項第3号）。

なお、第61条第1項の中断事由がある場合でも、その特定適格消費者団体であった法人につき、訴訟代理人がいるときは、中断は生じません（第61条第2項）。

3. 対象消費者の授権

特定認定が失効し又は取り消されたときは、その団体に対する授権は効力を失います（第31条第5項、第53条第8項による第31条第5項の準用）。特定認定が失効し又は取り消された以上、その団体は手続を進行することができませんので授権の効力を維持する必要はないためです（なお、簡易確定決定があるまでに授権を欠いたときには、債権届出の取下げがあったものとみなされますが、第31条第5項の規定により授権が効力を失った場合は除外しています（第31条第6項））。

特定適格消費者団体が、内閣総理大臣から手続を受け継ぐべき者として指定を受けても、対象債権の確定手続を進行するには授権が必要です（第31条第1項、第53条第1項）。特定認定が失効し又は取り消されたときは、手続は中断しますが（第61条第1項第1号）、簡易確定決定があるまでの簡易確定手続は届出消費者が自ら進行することができないため、指定を受けた特定適格消費者団体が新たな授権を得て受継をしないと、授権をしなかった消費者の手続を進行する者がおらず、手続を進行することができなくなります。そこで、本制度は、届出消費者は、一か月以内に新たな授権をすべきことを定め、期間内に授権がないときは、債権届出の取下げがあったものとみなすこととしています（第31条第7項、同条第8項）。

一方、異議後の訴訟においては、届出消費者が自ら訴訟を進行することができ、授権をしない場合には届出消費者が受継することができます。そして、届出消費者が授権もせず自ら受継もしない場合には、相手方が届出消費者に受継するように申し立てることができるほか（民事訴訟法第126条）、裁判所が続行命令をすることもできるので（同法第129条）、手続が中断したまま進行しないという事態は生じません。そのため、授権をすべき期間や取下げの擬制を規定していません。

なお、特定適格消費者団体が内閣総理大臣から手続を受け継ぐべき者とし

て指定を受けた場合に、授権や授権契約を当然承継することとしていないのは、授権契約は当事者間の信頼関係に基づいて行われるものであるから、一方の当事者が他の者に代わった場合において、当然に契約関係が移転するものではなく、改めて個別に消費者から同意を得るべきものであるからです。

Q105 共通義務確認訴訟が係属する場合に、同一の被告と消費者との間の個別の訴訟にはどのような影響がありますか。

共通義務確認訴訟が係属する場合に、その請求と関連する請求についての消費者と被告事業者との間の個別の訴訟があるときは、主要争点に係る審理重複・訴訟不経済のほか、本制度の利用に先駆けて事業者が消費者に対して債務不存在確認の訴えを提起するなどして消費者が十分な応訴体制を整えられないまま当該訴訟の判決が確定するなど、本制度の実効性をそぎかねないことから、当該個別の訴訟について、その訴訟手続を中止することができるとしています(第62条第1項)。

これは、共通義務確認訴訟と個別の訴訟とは、いわゆる「二重起訴」には当たらない(当事者や訴訟物が異なる)ため、別個に進めることができるところ、このとき、被告事業者の応訴負担や司法資源の効率性の観点から、2つの訴えに係る審理の処理を調整ができることが望ましいと考えられるため、個別の訴訟の受訴裁判所は、当事者の意見を聴いて、裁量により、個別の訴訟を中止することができるとするものです。

訴訟手続を中止する決定がされた場合において、消費者は、共通義務確認の訴えにおいて共通義務(第2条第4号に規定する義務)を認める判断がされたときは、個別の訴訟を取り下げて対象債権の確定手続に加入することが可能ですし、本制度を用いることなく、個別の訴訟を継続することも可能です。

もともと、消費者が訴えを取下げるとは被告事業者の同意が必要であり、それが得られない場合は、消費者は簡易確定手続において同一の債権について債権届出をすることができず、共通義務確認の訴えにおける判断は、個別の訴訟において事実上の影響を持つことがあり得るとどまりますが、中止をすることにより、個別の訴訟の審理が共通義務確認の審理よりも先に終結して結論が出されることを回避することができます。なお、中止された訴訟手続は、個別の訴訟の受訴裁判所が中止決定を取り消すことによって、続行されます。

なお、本制度では、中止を命ずるかどうかの判断について、受訴裁判所の適切な裁量に委ねることとし、当事者の意向も踏まえる観点から、当事者の意見を聴くこととしており、消費者が個別の訴訟の進行を希望するのであればその旨意見を述べることもできること、また、消費者としては、原告として当該個別の訴訟に係る訴えを提起していたのであれば、その訴えを自ら取り下げるなどしない限り、いずれ中止の決定が取り消され訴訟手続が再開されるものと考えられることから、個別の訴訟の手続を中止することによって、自ら権利行使した消費者の権利実現が妨げられるといった事態が生じるものではありません。

Q106 債権届出団体は、強制執行をする場合には、届出消費者から改めて授權を得る必要はありますか。

簡易確定手続及び異議後の訴訟において債権届出団体が当事者となっていた場合には、簡易確定決定及び異議後の訴訟における判決では、裁判所は、相手方に対し、債権届出団体に金員を支払うことを命じています。

そのため、債権届出団体は、届出消費者から授權を受けることなく、自己の名で強制執行をすることができ、手続上配当を受領することができます^(注)。

なお、届出消費者は承継執行文（民事執行法第27条第2項）を得て自ら強制執行をすることができます。

(注) 判決等をする手続と強制執行手続とを分離し、強制執行をする裁判所は、判決等の内容について審査することなく強制執行をするから、判決等に債権届出団体に支払うべき旨記載されている以上は、債権届出団体が強制執行をすることができ、手続上配当を受領することができるものです。このことは簡易確定手続授權契約又は訴訟授權契約で、消費者と特定適格消費者団体との内部関係において強制執行について委任するか否かにかかわらないものです。

Q107 本制度の手続追行主体を内閣総理大臣が認定することとしたのはなぜですか。

本制度における手続追行主体は、共通義務確認訴訟において、相当多数の消費者と事業者との間に存在する共通義務（第2条第4号に規定する義務）を審判対象（訴訟物）として確認する訴えを提起し、対象債権の確定手続において、対象消費者から授權を受けて、個別の債権に関する主張・立証を行い、最終的には個別の消費者に金銭を分配する等の業務を担う者となります。そのため、この手続追行主体は、消費者の被害回復を図るための役割を、責任をもって果たすことが制度的に担保されている者とする必要があります。

具体的には、①消費者被害に関する知識経験を有するとともに、消費者被害に対して、消費者利益を擁護する立場、事業者から独立した立場で活動ができ、実際にそのような活動を行うことを目的としつつその活動実績を有していること、②組織体制等が整備されていて、本制度に基づく手続を安定的かつ継続的に実施することができること、③本制度の信頼性を失墜させないよう適切な業務執行ができることが必要です。

これらの点に鑑みると、消費者契約法第13条第1項の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が本制度の手続追行主体として相当です。

なお、訴えの提起ごとに裁判所が手続追行主体の適格性を判断する制度については、次のような点から制度の安定的運用、信頼性、実効性が損なわれるという指摘がされています。

- ① 適格性の要件の該当性について当事者間で争われ、その審理に時間を要することとなるため、迅速な紛争解決に結びつかないおそれがある。
- ② 被告となる事業者にとっても応訴負担が増加するおそれがある。
- ③ どの者が手続追行主体であるかがあらかじめ明確でないと、事業者への不当な要求や不必要な訴訟提起のおそれがある。
- ④ 消費者にとっては誰に自らの被害情報を伝えてよいか分からないおそれがある。

Q108 適格消費者団体とはどのようなものですか。

適格消費者団体とは、不特定かつ多数の消費者の利益のために消費者契約法等の規定による差止請求権を行使するのに必要な適正性を有する法人である消費者団体として、消費者契約法第13条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいいます（消費者契約法第2条第4項）。

消費者契約法は、消費者被害の発生又は拡大を防止して消費者の利益の擁護を図るため、適格消費者団体が差止請求をすることができることとしています（同法第12条）。このような差止請求をする主体は、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護する観点から真摯に差止請求をすることが期待できる者である必要があります。このような観点から適格消費者団体の認定をするための要件が消費者契約法第13条において定められています（Q109参照）。

Q109 適格消費者団体の認定要件はどのようなものですか。

適格消費者団体の認定要件は消費者契約法第13条第3項各号等に定められていますが、その主な内容は次のようなものがあります。

- ① 特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること（同項第1号）。
- ② 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的としていること（同項第2号）。
- ③ 相当期間、継続的な活動実績を有していること（同項第2号）。
- ④ 組織体制や業務規程が適切に整備されていること（同項第3号）。
- ⑤ 理事会による業務執行の決定がされ、理事の構成についても理事の独立性が確保されているとともに、特定の事業者の関係者の数が一定割合を超えていないこと（同項第4号）。
- ⑥ 消費生活及び法律の専門家を確保していること（同項第5号）。
- ⑦ 差止請求関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有していること（同項第6号）。

Q110 適格消費者団体の活動状況はどのようなものですか。

本制度は、平成 18 年の消費者契約法の一部改正によって導入され、平成 19 年 6 月の同改正法の施行により、制度の運用が開始されました。現在、11 団体が適格消費者団体として認定され、消費者の利益擁護のための活動を行っています。その活動において、実際に裁判上の差止請求の訴えが提起されたのは 33 件となっており、裁判上の差止請求の訴えには至らなくても、裁判外における差止請求権の行使によって事業者が任意に改善をして解決をした例も多くあります。

このように、消費者団体訴訟制度は、被害回復ができないという限界はあるものの、行政ではない消費者団体ならではの柔軟かつ機動的な活動により、不特定多数の消費者の被害の発生又は拡大の防止という所期の成果が得られています。

Q111 特定適格消費者団体の要件はどのようなものですか。

1. 本制度の手続追行主体

本制度は、消費者被害に関する知識経験を有するとともに、こうした消費者被害に対し、消費者利益を擁護する立場、事業者から独立した立場で活動ができる者が実施する必要があります（Q107 参照）。それゆえ、本制度の手続追行主体として必要な要件は、次のような要素が必要です。

- ① 消費者利益を擁護する立場で活動ができること。
- ② 裁判手続を安定的に実施することができること。
- ③ 本制度の信頼性を失墜させないよう適切な業務執行ができること。

以上のことを踏まえると、本制度の手続追行主体はおのずから現在の適格消費者団体の要件を満たし適正な活動を行っていることが必要となります。

2. 特定認定の要件

特定適格消費者団体の認定を受けるために必要な要件は、主に次のようなものがあります（第 65 条第 4 項各号）。

- ① 活動実績：差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に遂行していること（同項第 1 号）。
- ② 組織体制：被害回復関係業務を行う機関・部門その他の組織が設置され、必要な人員が必要な数だけ配置されていること（同項第 2 号）。
- ③ 業務規程：被害回復関係業務の実施方法（授權契約の内容、授權をした者の意思の確認の方法など）、情報管理及び秘密保持の方法、金銭その他の財産の管理の方法（同項第 2 号）。
- ④ 意思決定方法（理事・理事会等）：理事会における意思決定方法（多数決）、理事のうち一人以上は弁護士であること、（同項第 3 号）。
- ⑤ 経理的基礎：被害回復関係業務を安定的かつ継続的に行うに足りる財政基盤を有していること。当該団体の規模、想定している訴訟の件数など業務の内容、継続的なボランティアの参画状況、他の業務の収支状況（他業から当該業務への収入補填の見込みなど）等を勘案して適正であること（同項第 5 号）。
- ⑥ 報酬・費用：被害回復関係業務に関して支払を受ける報酬又は費用がある場合には、これが消費者の利益の擁護の見地から不当な報酬又は費用の額でないこと（同項第 6 号）。
- ⑦ その他：被害回復関係業務以外の業務（差止請求関係業務を含む。）を行うことによって、被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと（同項第 7 号）。

Q112 特定適格消費者団体の要件は適格消費者団体の要件と比べどのような点が付加されていますか。

特定適格消費者団体の要件は、現行の適格消費者団体の要件と比べ、特定適格消費者団体が新たに被害回復関係業務を担うに当たっての適切な要件として主に次のようなものが付加されています。

- ① 新たな業務である被害回復に関する業務について、適正に遂行するための体制・業務規程、経理的基礎を整備すること。
- ② 被害回復裁判手続の追行等の事務の実施の適正を確保し、当事者その他関係人らの利益を損なわないようにする観点から、理事に弁護士を選任すること。
- ③ 消費者から報酬及び費用の支払を受けるに当たり、適正な基準を策定していること。

【主な認定要件の比較】

	適格消費者団体の認定要件 (消費者契約法第13条第3項)	特定認定の要件 (第65条第4項)
法人格	・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人	(左と同じ)
目的・活動実績	・不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動	【左に追加して】 ・差止請求関係業務を相当期間継続して適正に行っていること
組織体制・業務規程	・差止請求関係業務を適正に遂行するための体制、業務規程等の整備 ・消費生活相談員、弁護士等の消費生活の専門家による検討体制	【左に追加して】 ・被害回復関係業務についても適正に遂行できる体制、業務規程等の整備が必要
理事・理事会等	・理事会の設置 ・理事の構成が特定の事業者、業種に偏っていないこと	【左に追加して】 ・弁護士の理事を選任
経理的基礎	・差止請求関係業務を適正に遂行するための経理的基礎	【左に追加して】 ・被害回復関係業務についても適正に遂行できる経理的基礎
報酬及び費用	(消費者から徴収していない)	・合理的範囲内で受取可能 ・額の適正化をはかる措置が必要

Q113 特定認定の要件として、差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを定めているのはなぜですか。

1. 必要性

本制度において共通義務確認訴訟に係る業務は、対象消費者全体のために事業者の行為の適否を問う業務であり、不特定かつ多数の消費者の利益のために行う差止請求関係業務に相当するものといえます。それゆえ、本制度の手続追行主体は、実際に、差止請求に係る訴訟を進行することや、裁判外の交渉により改善を求めることなど、差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っている実績を有していると認められることが必要となります(第65条第4項第1号)。

2. 活動実績の内容

第65条第4項第1号にいう「相当期間にわたり継続して」とは、一定程度の期間中途切れることなく業務を行うという意味であり、特定認定(特定適格消費者団体の認定)の有効期間が3年間であることを踏まえ(第69条第1項)、特定認定が有効である間、安定的かつ継続的に被害回復関係業務を遂行することが期待できるものと判断するための期間を意味するものとなります。また、「適正に」とは、例えば、消費者契約法第33条に基づく適合命令や改善命令を受けることなく差止請求関係業務を行っていることなどが考えられます。

3. 活動実績の評価対象

活動実績の評価の対象となる活動は、適格消費者団体として適正に差止請求を行っていることが前提となることは当然です。

ただし、差止請求関係業務においては、裁判上の請求を行う際に、事前の申入れを行うことを法律上定めており(消費者契約法第41条)、結果として事業者が対応したような場合も、不特定かつ多数の消費者の利益のための活動を行っているとして評価することができます。このため、特定認定の要件として裁判上の差止請求ないしその請求の認容の有無等は考慮要素となるとしても、それ自体を特定認定の要件とすることは、相当ではないと考えられます。

なお、活動実績の判断基準等については、認定・監督の指針(ガイドライン)等で明らかにすることを予定しています。

Q114 被害回復関係業務を適正に遂行するに足りる組織体制・経理的基礎とはどのようなものですか。

被害回復関係業務は、差止請求関係業務では生じなかった事務も適切に行う必要があることから、新たに付加される業務を安定的・継続的に遂行するに足りるだけの組織体制及び経理的基礎を要件とするものです(Q111、Q112 参照)。

具体的には、差止請求関係業務においては生じなかった、次のような業務を滞りなく実施することが可能な組織体制を事案の規模や難易度に応じて構築する必要があります。

- ① 授権を受けることや授権をした者の意思確認
- ② 金銭の授受に関する事項
- ③ 対象消費者に対する通知・公告
- ④ 対象債権の確定手続の追行

そして、組織体制を構築するとともに、これら業務に係る費用等を負担したとしても継続的に被害回復関係業務を実施できるだけの経理的基礎が必要と考えられます。

なお、被害回復関係業務を適正に行う組織体制は、特定適格消費者団体になろうとする適格消費者団体自身が備えていることが必要であり、団体自身の組織体制に基づき評価されるものと考えられます。

Q115 弁護士を理事に選任し、弁護士に手続を追行させなければならないのは、なぜですか。

1. 基本的な考え方

特定適格消費者団体は、本制度による裁判手続を追行する団体であることから、法律事務の専門性が求められます。

このため、特定適格消費者団体の意思決定に法律事務の専門性を有する者の知見を適正に関与させるべく、弁護士を理事に選任し、意思決定機関である理事会の議決に関与させることとしています(第65条第4項第3号口)。

また、次のような観点からも、弁護士の関与により当該業務の適正性を制度的に担保する必要があります。

- ① 質の低い訴訟追行等により消費者が不利益を受けるおそれがあること
- ② 事業者に対し不測の影響を与えるおそれがあること
- ③ 判決効が他の特定適格消費者団体にも及ぶこと
- ④ 消費者、事業者の法律の無知に乗じて不当な利益を得るおそれがあること

それゆえ、簡易確定手続を含む民事訴訟に関する手続、仮差押命令に関する手続及び執行抗告等については、第77条において弁護士に追行させなければならないと規定しています。基本的には、裁判所の許可を得れば弁護士でない者を代理人とすることができる手続では、この義務を課していません。

また、弁護士は団体外の弁護士が訴訟代理人になることのほか、団体の理事や専門委員等の団体内の弁護士が訴訟代理人になることでもよく、また、団体の理事である弁護士が団体の代表者として訴訟を追行することでもよいと考えられます。

2. 弁護士に追行させなければならない手続

「民事訴訟に関する手続」には、共通義務確認訴訟、異議後の訴訟のほか、執行文付与の訴えや請求異議の訴えに係る訴訟手続などの「民事執行に係る訴訟手続」(第2条第9号口)や仮差押命令に関する執行文付与の訴えなどの「仮差押命令の執行に係る訴訟手続」(同号口)を含みます。

「仮差押命令に関する手続」とは、仮差押命令の申立てのほか、保全異議、保全取消し、保全抗告、担保の取消しなどに関する手続を含みます。

これらの規律により、特定適格消費者団体の業務の適正を制度的に確保し、本制度の安定性・信頼性に保つよう措置しています。

なお、本条は、一定の裁判手続について弁護士に追行させることを求めているものであり、例えば、授権をしようとする者への説明(第32条)や和解

などをしようとする場合における授權をした者の意思を確認するための措置（第65条第5項）など、被害回復関係業務の全般について、弁護士に追行させることを求めるものではありません。

Q116 「不当な目的でみだりに」（第75条第2項）とはどのようなものですか。

本制度は、特定適格消費者団体の行為規範として、「不当な目的でみだりに」共通義務確認の訴えを提起することを禁止していることから（第75条第2項）、主張が根拠を欠いていたことを単に知っていた、あるいは知り得たということにとどまらず、自ら若しくは第三者の利益を図り、又は相手方を害する目的などの不当な目的が必要と考えられます。

そして、いかなる場合に「不当な目的でみだりに」に当たるかは、本制度の趣旨から定められるものと考えられることから、民事訴訟一般における訴えの提起が違法となる場合とは必ずしも一致するものではありません。

例えば、「不当な目的でみだりに」に当たり得るものとしては、次のような場合が含まれるものと考えられます。

- ① 例えば、訴えを提起することが、何らかの利益の見返りを得ることが目的である場合又は相手方の社会的信用を低下させることや、単なる嫌がらせ目的である場合（図利加害目的）など、およそ消費者の利益の擁護を図る目的がない場合
- ② 訴えの提起の時点から訴えが却下され又は請求が棄却されることが明らかであった場合に、特定適格消費者団体が、そのことを知りながらあるいは容易に知り得たにもかかわらず、不当な目的で共通義務確認の訴えを提起する場合

なお、「不当な目的でみだりに」に該当するかどうかの判断基準については、認定・監督の指針（ガイドライン）等で明らかにすることを予定しています。

Q117 特定適格消費者団体が報酬の支払を受けることができることとしたのはなぜですか。

1. 報酬等の支払を受けることができること

特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を実施するに当たり、次のような事務を実施することとなり、現行の差止請求関係業務に比べ事務作業量が大幅に増大することが見込まれています。

- ① 事案の分析・検討、共通義務確認訴訟における主張・立証
- ② 消費者への通知・公告、授権を受けることや授権をした者の意思確認
- ③ 金銭の授受に関する事項
- ④ 対象債権の確定手続の追行 等

また、本制度は消費者被害の実効的な回復を図る制度であり、個々の消費者は、本制度の活用により、自らの被害を金銭的に回復するという具体的な利益を享受することになります。

そこで、本制度の持続性の観点から、これらの業務に不可避免的に生ずる支出について、特定適格消費者団体が合理的かつ適正な範囲内で回収できるよう、特定適格消費者団体が授権をした消費者から、報酬及び費用の支払を受けることができることとしています(第76条)。

2. 特定適格消費者団体が支払を受ける報酬及び費用に関する規律

特定適格消費者団体は、報酬及び費用の支払を受けることについて報酬及び費用に関する規程を定め、その規程について、内閣総理大臣が特定認定(特定適格消費者団体の認定)の際に審査することとしています(第65条第4項第6号)。

また、当該規程を改定する場合には、内閣総理大臣に届け出ることにより、消費者の利益が不当に害されることのないよう行政監督を行うこととしています(第70条、第66条第2項第5号)。

なお、今後策定することとしている認定・監督の指針(ガイドライン)において、報酬及び費用の基礎とすることができる費目を具体的に定め、その積算により算定することとしつつ、さらに、消費者の人数、損害額、事件の規模等を勘案し、最終的に確保されるべき消費者の取戻分を一定額以上とすることを定めることによって、特定適格消費者団体が支払を受ける報酬及び費用の上限等を示すことを予定しています。

3. 弁護士法第72条との関係

特定適格消費者団体が行う訴訟追行等の事務は、弁護士法第72条にいう「法

律事件」に関する「法律事務」に該当すると解されます。同条の規定が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人らの利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからとされています。

このような点を踏まえ、本法において特定適格消費者団体が被害回復関係業務を行うに当たっては、次のような弊害を予防する必要があります(Q115参照)。

- ① 質の低い訴訟追行等により消費者が不利益を受けること
- ② 消費者、事業者の法律の無知に乗じて不当な利益を得ること 等

それゆえ、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を行うに当たっては、特定適格消費者団体の事務において弁護士の関与を強め実質的に関与させるよう、弁護士を理事に選任するとともに(第65条第4項第3号ロ)、被害回復関係業務を行う場合において民事訴訟に関する手続等の一定の手続を弁護士に行わせなければならないよう規定しています(第77条)。

このような措置をとった上で、第76条は弁護士法第72条の例外を定めています。

Q118 特定適格消費者団体は、(事業者から) 寄附を受けることができますか。

1. 寄附の受取

特定適格消費者団体は、その母体が、特定非営利活動法人又は一般社団法人・一般財団法人であることから(消費者契約法第13条第3項第1号)、その活動の原資として、会員からの会費を受けることや、消費者や事業者からの寄附を受けることは当然に許容されます。

それゆえ、特定適格消費者団体が何人からも財産上の利益を受けてはならないとすることは、特定適格消費者団体の活動を事実上停止してしまうおそれがあることから適切ではないと考えられます。もっとも、例えば多額の寄附を受けた事業者の指示又は委託を受けて自ら検討することなくいわれるがまま、当該事業者と競合関係にある事業者に対して訴えを提起するなどの場合は、およそ事業者から独立して消費者の利益の擁護のために活動できる者として認定された団体として適正に被害回復関係業務を行っているとして解することができず、不適切な権限の行使(第75条第1項)として改善命令(第85条第2項)等の行政処分の対象となることが考えられます。

2. 活動の適正性確保

適格消費者団体は、その差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、不当に財産上の利益を収受することは、制度の信頼性を損ねることから消費者契約法第28条において禁止されています。これと同様に、本制度においても被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、不当に財産上の利益を受けることがないよう規定するとともに(第83条)、この規定に抵触した場合には、改善命令(第85条第2項)、特定適格消費者団体の認定又は適格消費者団体の認定の取消し(第86条第2項)等の監督措置を講じることとなります。

なお、特定適格消費者団体の行う被害回復関係業務に関する会計については、特定適格消費者団体の活動状況とともに収支の状況を情報開示の対象とし、国民一般の閲覧に供することで、適正性を確保することとしています。

Q119 特定適格消費者団体として支払を受けた報酬又は費用を差止請求関係業務の費用に充てることはできますか。

被害回復関係業務を行うことに関し、特定適格消費者団体として得た報酬又は費用をどのような用途に充てるかについては、団体の裁量に委ねられるものと考えられます。特定適格消費者団体として支払を受けた報酬又は費用を適格消費者団体としての差止請求関係業務の費用に充てることは、それ自体差し支えないものと考えられます。

Q120 特定適格消費者団体の個人情報の取扱いについてはどのような規律がありますか。

1. 個人情報に関する規律

特定適格消費者団体が取得する個人情報については、適正に管理し又は保持する必要があることとし、その利用に当たっては、当該個人情報を適正に取り扱う必要があることのみならず、原則として被害回復関係業務の目的の達成に必要な範囲内で保管し利用しなければならないこととされています（第79条）。

また、正当な理由がなく被害回復関係業務に関して知り得た秘密を漏らしはならない（第80条）としています。「被害回復関係業務に関して知り得た秘密」とは、非公知の事実で、本人が他に知られないことにつき客観的に相当の利益を有するものをいいます。事業者の不当な行為に関して知り得る情報については、立入検査等の強制権限に基づくものではなく任意に知り得るものである以上、基本的に非公知のものとはいえない上、相手方が他に知られないことにつき客観的に相当の利益があるといえないので、「秘密」に該当しないと考えられます。また、たまたま見聞きした事項のような被害回復関係業務の遂行とは無関係に知り得た事項は該当しないと考えられます。

「正当な理由」としては、例えば、①秘密の主体である本人が承諾した場合、②法令上の義務（例えば、訴訟手続において証人として証言する場合等）に基づいて秘密事項を告知する場合などが該当します。

そして、特定適格消費者団体は、特定認定（特定適格消費者団体の認定）のための要件として、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法を具体的に業務規程において定めなければならないこととしています（第65条第5項）。それゆえ、業務規程記載事項に反した個人情報の管理が行われた場合は、適合命令又は改善命令の対象となり（第85条）、場合によっては特定認定を取り消すこと（第86条第1項）をもって対応することも考えられます。

なお、特定適格消費者団体が業務規程に定める内容は、消費者庁から特定適格消費者団体に対して認定・監督の指針（ガイドライン）として示す予定としています。

2. 罰則について

民間部門における個人情報の取扱いをめぐるトラブルについては、まずは自主的な取組によって解決が図られるべきものであることから、個人情報の流出そのものを対象とした罰則規定は設けてはいません。

ただし、本制度においては、特定適格消費者団体が、次のような行為を行った場合には、罰則の対象となることがあり得ます。

- ① 消費者から収集した消費者の被害に関する情報を当該消費者の同意を得ないまま一定の方法で利用した場合（第99条第6号）
- ② 個人情報が秘密（第80条）に該当する場合に故意に当該個人情報を流出させたような場合（第94条第2号）

Q121 特定適格消費者団体の適格性に疑義がある場合には是正を求めたい者はどのようなことができますか。

本制度においては、特定認定（特定適格消費者団体の認定）の申請があった際には、所定の書類を縦覧に供し、広く国民一般に対しても申請団体の適格性についての情報を求めることとしています（第 67 条）。

また、特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保し特定適格消費者団体の活動について情報を公開し理解を得るため、被害回復関係業務の実施状況についての情報も広く公開することとしています。具体的には、業務規程、経理に関する書類等について備え置くとともに、閲覧に供することとしています（第 88 条による読替後の消費者契約法第 31 条）。

なお、特定適格消費者団体の実態や活動に疑義がある場合には、特定認定の取消し等を申し出る制度を設けてはいませんが、監督者（消費者庁）に対して情報を提供することは可能であり、監督者はこれらの情報を端緒に必要な調査を行い、場合によっては適合命令又は改善命令等の監督措置を講じることとなります。

Q122 共通義務確認訴訟の判決を消費者庁はどのように周知するのですか。

本制度において、内閣総理大臣は、特定適格消費者団体から第 78 条第 1 項に掲げる所定の事項の報告を受けた際に、共通義務確認訴訟の確定判決の概要等を公表することとしています（第 90 条第 1 項）。この際、消費者庁は、消費者庁のウェブサイト共通義務確認訴訟の確定判決の概要等を掲載することが想定されています。

消費者庁は、これに加えて国民生活センター、全国の消費生活センター等に必要な情報を提供するほか、報道機関への情報提供を積極的に行うなど、その情報が、高齢者やインターネットを通じたアクセスが難しい対象消費者をも含めて分かりやすく伝わるような方策を採る予定としています。

Q123 公布の日から起算して三年を超えない範囲内で施行するのはなぜですか。

本法は、民事裁判手続の特例を新たに設けるものであり、法律の施行までには、次のような準備作業が必要となります。

- ① 政令・内閣府令・認定・監督の指針（ガイドライン）の制定
- ② 裁判手続に関する最高裁判所規則の制定 等

また、本制度が円滑かつ実効的に利用されるためには、上記の下位法令及びガイドライン等を含めた制度の全体像について、消費者や事業者等に対し、趣旨や内容等について十分周知・広報をすることが重要です。そのため、施行までには相当の期間を要することが想定されます。

それゆえ、本法の施行期日は、「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」とし、具体的な施行日は、準備状況を踏まえ政令で定めることとしています（附則第1条）。

Q124 施行前の事案について本制度の適用をしない（附則第2条）のはなぜですか。

本法施行前の事案について本制度を適用するとすれば、

- ① 事業者は、多数の消費者の請求権について、一時期にまとめて金銭の支払を求められることになること
- ② 情報開示義務（第28条第1項）など事業者には本制度特有の新たな義務を課すこととしていること

などから本制度が適用されることにより、事業者の予測可能性が害される側面があります。

そこで、事業者が本制度の適用を予測できなかったものは本制度の対象とし、施行前の事案については、本制度を適用しないこととしました。

Q125 不法行為については加害行為を基準とし、その他の請求については契約を基準としているのはなぜですか。

1. 不法行為以外の請求

附則第2条は、事業者が本制度の適用を予測できなかったものは本制度の対象としないとし、施行前の事案については、本制度を適用しないこととしたものです。

事業者の金銭の支払義務が生じるに当たって、不法行為以外の請求については、一般的には契約が重要な原因となることから、契約の締結時を基準として本制度の適用の有無を定めています。

なお、クーリングオフには、一般に、申込みの撤回としてするものと契約の解除としてするものがありますが、不当利得に係る請求をするには、金銭を支払っていることが必要となり、金銭を受け取った事業者との間では契約の締結に至っていると認められることが多いものと考えられますので、クーリングオフを理由とする不当利得返還請求についても、契約の締結時を基準として判断することが可能です。

2. 不法行為

不法行為については、契約の締結よりも、加害行為が重要な原因となることから、加害行為時を基準としています。事業者の支払義務が生じるに当たって何が重要な原因となるかの違いから、不法行為だけ加害行為を基準としています。本法施行前の事案について、事業者の予測可能性の観点から、本制度の適用を制限するという基本的な考え方に異なることはありません。

事業者が施行後に加害行為を行っている以上、その行為について本制度に基づいて責任を追及したとしても、事業者の予測可能性を害するものではありません。

なお、施行前に契約を締結していたものの、施行後に加害行為があるとして、不法行為に基づく損害賠償請求をするには、当然、施行後に不法行為の要件である加害行為であると認められるだけの行為がされていることが必要です。

Q126 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正（附則第9条）についてはどのようなことを定めていますか。

1. 民事訴訟費用等に関する法律第3条第2項の改正関係

簡易確定決定に対して異議の申立てがあった場合に訴えの提起があったものとみなすこととしている（第52条第1項）ことから、通常の民事訴訟を提起した場合と同様に、これにより解決を求める届出消費者側が、その経済的利益の額に応じて手数料を支払うこととすべきです。そこで、民事訴訟費用等に関する法律（以下「費用法」といいます。）第3条第2項第3号を新設し、通常の民事訴訟を提起した場合の手数料の額から債権届出について納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならないこととしたものです（Q92参照）。

2. 費用法別表第1の16の項イの改正関係

同項イを改正して、第14条の規定による簡易確定手続開始の申立てについては、申立手数料を1,000円と定めています。簡易確定手続についても、これを利用する当事者に、制度を運営するための費用の一部を合理的な範囲で負担させることが必要であり、その一環として申立手数料を納めさせることにしました（Q89参照）。

3. 費用法別表第1の16の2の項の新設関係

同項は、第30条第1項の規定による債権届出については、手数料を、1個の債権につき1,000円と定めています。

簡易確定手続は、実質的には、特定適格消費者団体の債権届出により対象債権の確定という経済的紛争を扱う手続であるため、債権届出について手数料を納めさせることとするのが適当です。そして、一般的に少額な対象債権についての債権届出が多いと予想されること、事務手続を簡便にする必要があることから、経済的利益の額に応じたスライド制とするのではなく、定額なものとし、一律1,000円とすることにしました（Q90参照）。

Q127 民事執行法の一部改正（附則第 10 条）についてはどのようなことを定めていますか。

1. 民事執行法第22条の改正関係

届出債権支払命令は、第44条第 4 項の規定により仮執行の宣言が付されたときは執行力を有することになるため、債務名義となります。しかしながら、確定前の届出債権支払命令は民事執行法第22条（以下本問において単に条番号のみ掲げるときは、民事執行法の条文を指します。）各号に掲げる債務名義には該当しないため、同条に第 3 号の 3 を追加して、これを民事執行法上の債務名義に該当する旨を規定したものです。

なお、届出債権支払命令は、仮執行の宣言が付されているか否かにかかわらず、適法な異議の申立てがなく確定すれば、「確定判決と同一の効力を有する」（本法第46条第 6 項）ことから、第22条第 7 号に規定する債務名義に該当します。第 3 号の 3 の「仮執行の宣言を付した届出債権支払命令」とは、確定前のものをいいます。これは、第 3 号の 2 の「仮執行の宣言を付した損害賠償命令」と同様です。

2. 民事執行法第33条第 2 項の改正関係

仮執行の宣言を付した届出債権支払命令が債務名義になるとしたこと（第22条第 3 号の 3 の新設）、同条第 7 号に確定後の届出債権支払命令、簡易確定手続における認否及び和解に関するものが含まれることに伴い、これらの債務名義について執行文の付与の訴えを提起する場合、その訴えを管轄する裁判所を当該簡易確定手続が係属していた地方裁判所と定める（第 2 項第 1 号の 3 の新設）とともに、第 2 項第 1 号及び第 6 号につき、所要の改正を行うものです。

3. 民事執行法第35条第 1 項の改正関係

仮執行の宣言を付した確定前の届出債権支払命令については、異議の申立てによりその内容を争うことが認められており（本法第46条第 1 項、同条第 2 項）、その内容を争うための訴訟である請求異議の訴えを認める必要がないことから、仮執行の宣言を付した判決、損害賠償命令（いずれも確定前のものに限ります。）と同様に、請求異議の訴えは認めないこととしたものです。

4. 民事執行法第173条第 2 項、第197条第 1 項、第201条第 2 号の改正関係

そのほか、間接強制、財産開示手続について所要の改正を行っています。

Q128 消費者契約法の一部改正（附則第 11 条）についてはどのようなことを定めていますか。

本法において、一定の事由がある場合に内閣総理大臣は、特定適格消費者団体の認定又は適格消費者団体の認定を取り消すことができることとしています（第86条第 2 項）。それゆえ、消費者契約法において、適格消費者団体の認定を取り消した場合に関する規定において、本法の規定による適格消費者団体の認定の取消しに係る規定を設けることにしました。

本法の規定による適格消費者団体認定の取消しは、当該特定適格消費者団体が消費者の利益を代表し、被害回復関係業務だけでなく、差止請求関係業務を担うのにふさわしくないと判断される事由があることに基づくものであり、そのような団体が適格消費者団体の認定の取消し後、短期間のうちに適格消費者団体の認定を受けられることとするのは、制度の信頼性の確保の観点から相当ではないことから、第86条第 2 項各号に掲げる事由により適格消費者団体の認定が取り消された場合を、適格消費者団体の認定の欠格事由とすることにし、必要な改正を行ったものです。

具体的には、消費者契約法第13条第 5 項（欠格事由）のほか、適格消費者団体の認定が取り消された場合に関する規定である同法第34条第 3 項（認定の取消事由があったことの認定）、同法第35条第 1 項、同条第 4 項（差止請求権の承継に係る指定等）においても「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第八十六条第二項各号」に掲げる事由により適格消費者団体の認定が取り消された場合の記載をしています。

さらに、本法の規定又はその規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた場合にも消費者契約法の規定又はその規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた場合と同様に、適格消費者団体の認定の欠格事由とすることにしています。